

# 第三期 真室川町 子ども・子育て支援事業計画



安楽城保育所

令和7年3月  
山形県真室川町

## は じ め に



加速する人口減少を伴う少子高齢化、近年の自然災害の頻発化・激甚化、世界中を震撼させた新型コロナウイルス感染症の拡大など、町を取り巻く子育て環境もここ5年で大きく変化しています。

真室川町においても、子育て家庭の共働きの増加による低年齢のうちの保育施設の利用、全国的な課題でもある地域のつながりの希薄化や核家族化、生活様式の多様化など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化しています。

子ども・子育て支援施策は様々な環境の変化等に配慮し、国県事業と併せ、必要なニーズとサービスを精査し、総合的かつ計画的な展開が求められます。

本町においても、子育て世帯の生活様式が多様化する一方、子育て支援の需要が高くなっていることから、妊娠・出産・育児から子育てまで「切れ目ない支援」を行うとともに、子育てに対する不安や負担の軽減に努め、子どもたちの健やかな成長を支援していく必要があります。

本計画において、第二期計画から引き続き「安心して子どもを産み、子育てに夢をもてるまちづくり」を基本理念に、「地域における子育て支援」「母と子の健康を守る環境づくり」「子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり」「子育てを支援する生活環境づくり」という基本目標を達成するため、子育てしやすい環境の整備と子育て支援、教育・人づくりの充実を図り、町民が主役の「温かく元気な笑顔あふれるまち」「生きがいを感じ、幸せを感じられるまち、真室川町」を目指してまいります。

最後に、計画の策定にご協力いただきました「真室川町子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様、貴重なご意見を賜りました町民の皆様に、厚く御礼申し上げます。

令和7年3月

真室川町長 新田 隆 治

# 目 次

|                                   |            |
|-----------------------------------|------------|
| <b>第1章 計画策定にあたって</b> .....        | <b>3</b>   |
| 1 計画策定の背景と趣旨 .....                | 3          |
| 2 子ども・子育て支援制度をめぐる最近の動向 .....      | 3          |
| 3 計画の位置づけ .....                   | 6          |
| 4 計画の期間 .....                     | 6          |
| 5 ニーズ調査の結果について .....              | 8          |
| <b>第2章 町の子ども・子育てを取り巻く現状</b> ..... | <b>33</b>  |
| 1 人口・世帯数の推移 .....                 | 33         |
| 2 出生の動向 .....                     | 38         |
| 3 婚姻・離婚の状況 .....                  | 40         |
| 4 就労の状況 .....                     | 42         |
| 5 教育・保育施設の状況 .....                | 45         |
| 6 地域の子育て支援の状況 .....               | 47         |
| 7 第二期計画の経過と評価 .....               | 48         |
| <b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....       | <b>67</b>  |
| 1 基本理念 .....                      | 67         |
| 2 施策の基本的な方向性 .....                | 67         |
| 3 基本目標・重点施策・推進施策 .....            | 68         |
| <b>第4章 施策の展開</b> .....            | <b>71</b>  |
| 1 第三期計画 重点施策 .....                | 71         |
| 2 第三期計画 施策の展開 .....               | 73         |
| <b>第5章 子ども・子育て支援事業</b> .....      | <b>89</b>  |
| 1 教育・保育提供区域の設定 .....              | 89         |
| 2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保 .....       | 89         |
| 4 放課後子ども総合プランの推進について .....        | 96         |
| 5 教育・保育の一体的提供の推進 .....            | 98         |
| 6 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上について .....    | 98         |
| 7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 .....   | 99         |
| <b>第6章 計画の推進</b> .....            | <b>103</b> |
| 1 計画の推進体制及び進捗管理 .....             | 103        |
| 2 計画の周知及び広報活動 .....               | 103        |
| <b>資 料</b> .....                  | <b>107</b> |
| 1 計画の策定体制 .....                   | 107        |

# 第1章

## 計画策定にあたって



釜淵保育所の様子



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

近年、わが国においては、急速な少子化の進行、核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していると言われています。

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような子育てに関する社会的背景のもと、わが国では、これまで少子化対策として、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取り組みや、平成24年に制定された「子ども・子育て3法」に基づいた、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」の策定の義務づけなど、さまざまな取り組みを展開してきました。

さらに、この3法に基づいて平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」との考えを基本に、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における子育て支援等地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。

これらの法改正等に基づき、町は平成27年3月に、今後とも安心して子どもを産み育ていける環境づくり、真室川町にふさわしい子育て支援策を総合的に推進する「真室川町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。また、令和元年度には「第二期真室川町子ども・子育て支援事業計画」を策定し計画的に事業を進めてきました。

「第三期真室川町子ども・子育て支援事業計画」は、第二期の事業の進捗状況や実績評価等を踏まえた上で、国の法や方針に基づいて策定されました。

## 2 子ども・子育て支援制度をめぐる最近の動向

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、児童福祉法等の改正がなされました。また、これらを踏まえた子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正が示されています。

令和5年度には、「こども基本法」が施行、「こども大綱」が閣議決定されました。

## (1) 児童福祉法等の改正の概要

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

以下は市町村に関わりのある項目を記載。

子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。

※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。

- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

## (2) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正概要

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 26 年内閣府告示第 159 号）の改正の概要は以下のとおり。

【令和 5 年度改正】

- ①家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）の新設・拡充及びの利用勧奨・措置に関する事項の追加

基本指針に新設した事業の位置づけ等を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において、家庭支援事業の量の見込み（事業需要量）を設定する際には、利用勧奨・措置による提供も勘案の上、設定すること等を規定。

- ②こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加

市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として、こども家庭センターと地域子育て相談機関の設置に努めることや、これら機関の連携を図ること等を規定。

- ③こどもの権利擁護に関する事項の追加

都道府県子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、(i) 児童相談所等が適切に意見聴取等措置をとること、(ii) 都道府県が意見表明等の支援やこども権利擁護に向けた必要な環境の整備を行うことについて規定。

## 【令和6年度改正】

## ①妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加

子ども・子育て支援法改正により新設され、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた妊婦等包括相談支援事業について、基本指針中の所要の箇所に規定を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み（事業需要量）を設定する際の参酌基準を設定する。

## ②児童発達支援センター等に関する事項等の追加

改正法において、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確したことを踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画において、障害児支援の体制を整備するに際し、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進すること等を規定。

## ③乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加

改正法により新たに定義した乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、基本指針に位置づけ等を行う。

## ④経営情報の継続的な見える化に関する事項の追加

改正法により規定した経営情報の継続的な見える化について、基本指針に位置づけ等を行う。

## ⑤産後ケアに関する事業の追加

地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた産後ケア事業の参酌標準や、産後ケア事業等実施時における留意点の規定等を行う。

## （3）「こども基本法」「こども大綱」

国においては、令和5年4月にこども家庭庁が発足するとともに、「こども基本法」が施行されました。

令和5年12月に閣議決定がなされた「こども大綱」は、これまで別々に作成・推進されてきた、「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものです。これは「こども基本法」に基づき、こども政策を総合的に推進するため、「こどもまんなか社会」という子どもの利益を最優先に考えた政策や取り組みを国の中心に据える社会目標を打ち出し、その実現に向けた、政府全体のこども施策の基本指針として示されました。

地方自治体には、子ども・若者、子育て世帯を中心とし、子どもや若者の意見を取り入れながら、ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援や貧困・格差が解消された良好な成長環境の整備等を様々な団体と連携し、社会一体となって推し進めていく「こども計画」の策定が努力義務とされました。

当町においては、今後「こども計画」の策定について検討し、この計画と「真室川町子ども・子育て支援事業計画」の2つの計画は対象年齢等には違いはあるものの、関連性があることから、これらの統合についても検討してまいります。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、その改定等を盛り込んだ計画とします。

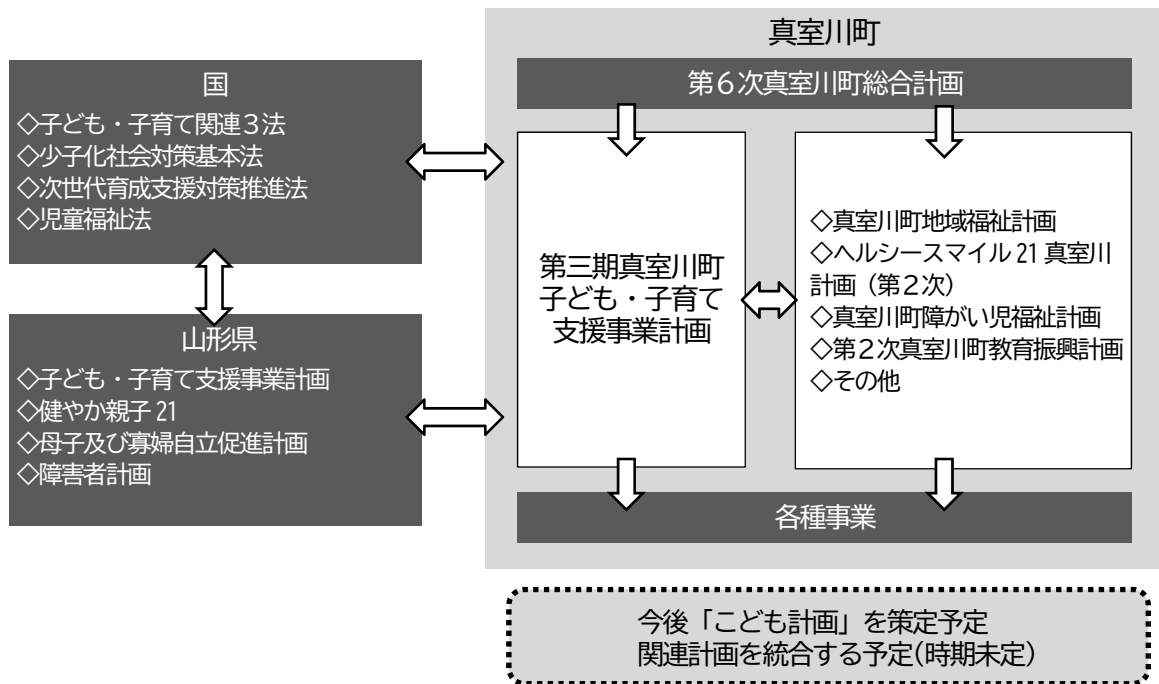
本計画の策定にあたっては、「真室川町総合計画」を始め、「真室川町地域福祉計画」「ヘルシースマイル真室川21計画(第2次)」「真室川町障がい児福祉計画」「第2次真室川町教育振興計画」その他、関連する個別計画と調和を図りながら策定しています。

本計画は、本町の地域の実情に即した子育て支援を総合的かつ具体的に推進するための指針として位置づけます。

### 4 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法の定めにより、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

◆計画の位置づけ



◆計画の期間

| 令和<br>2年度                 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度                       | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 |
|---------------------------|-----|-----|-----|-----|---------------------------|-----|-----|------|------|
| 第二期 真室川町<br>子ども・子育て支援事業計画 |     |     |     |     |                           |     |     |      |      |
|                           |     |     |     | 策 定 | 第三期 真室川町<br>子ども・子育て支援事業計画 |     |     |      |      |

「こども計画」  
策定予定(時期未定)

## 5 ニーズ調査の結果について

### (1) 調査の概要

本計画の基礎資料とするため、令和6年1月から2月に「真室川町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」を実施しました。

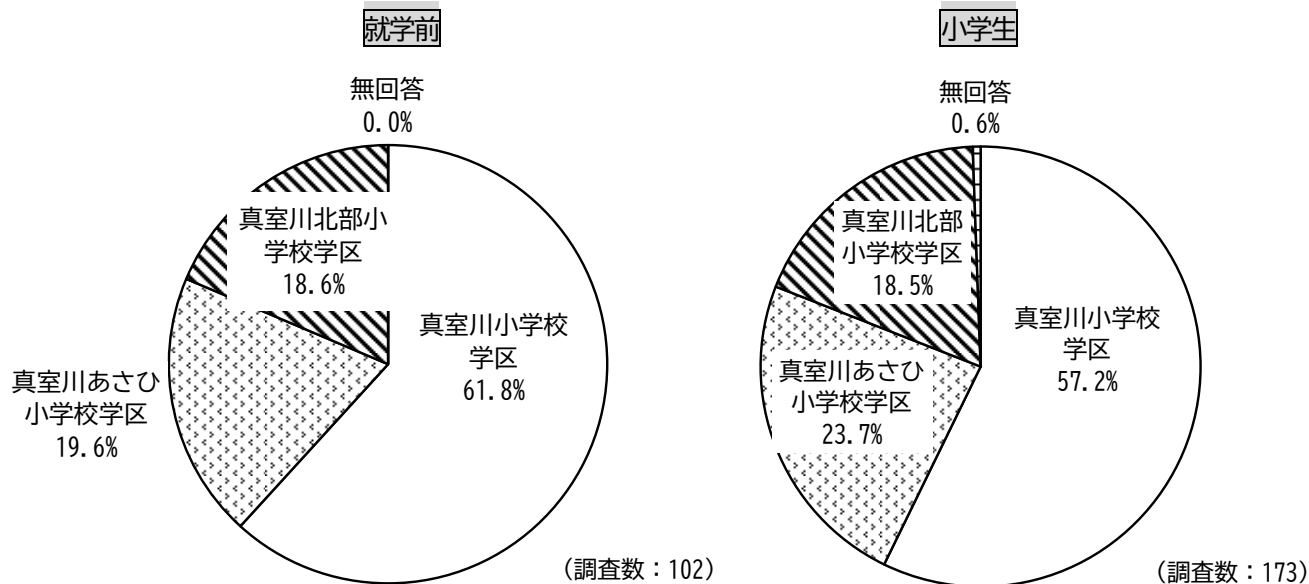
これにより、子育て家庭の現状と教育・保育及び地域の子育て支援に対するニーズ量（現在の利用状況と今後の利用希望）を把握するものです。

| 対 象 者 | 就学前児童の保護者                       | 小学生児童の保護者    |
|-------|---------------------------------|--------------|
| 配 布 数 | 127 名                           | 210 名        |
| 回 収 数 | 102 名                           | 173 名        |
| 回 収 率 | 80.3%                           | 82.4%        |
| 調査方法  | 保育所・認定こども園を通じた配布・回収及び郵送による配布・回収 | 小学校を通じた配布・回収 |
| 調査時間  | 令和6年1月25日～2月7日                  |              |

#### ■調査結果の見方

百分比（％）は回答者総数全体（該当質問においては該当者数）に占める質問の選択者数の比率として算出しています。なお、図表では小数点第2位をそれぞれ四捨五入しているため、百分比（％）の合計が100％にならない場合があります。

#### ①住まいの学区別（単一回答）

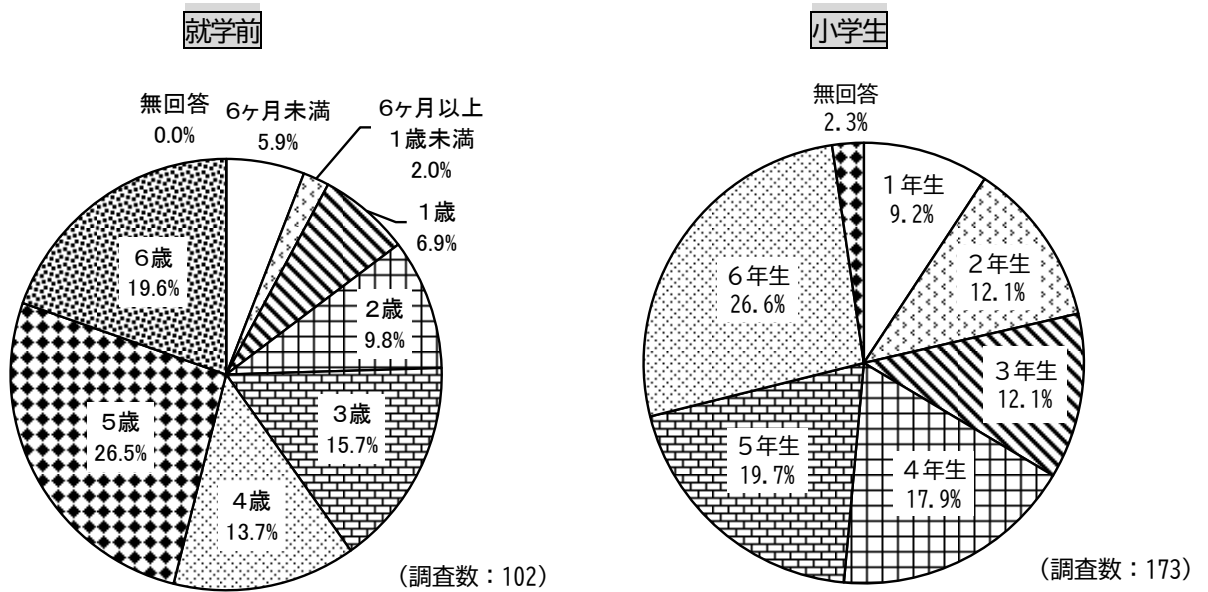


就学前では、真室川小学校学区が 61.8%で最も割合が高く、次いで真室川あさひ小学校学区が 19.6%、真室川北部小学校学区が 18.6%の順となっています。

小学生では、真室川小学校学区が 57.2%で最も割合が高く、次いで真室川あさひ小学校学区が 23.7%、真室川北部小学校学区が 18.5%の順となっています。

●地域別では、就学前、小学生共に真室川小学校学区が約6割と多くなっています。

②年齢・学年別（単一回答）

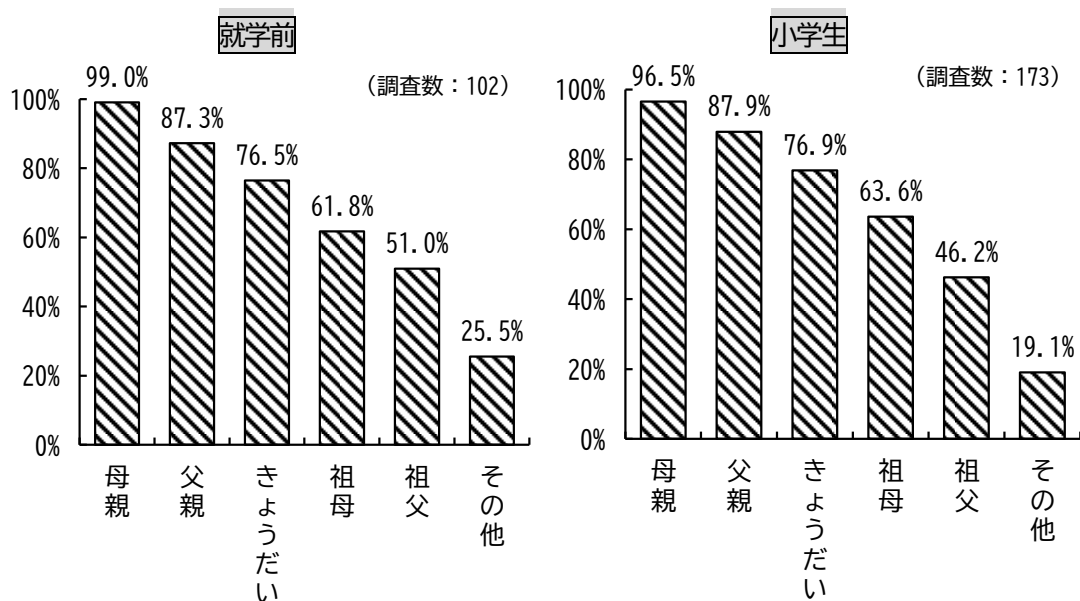


就学前では、5歳が26.5%で割合が最も高く、次いで6歳が19.6%、3歳が15.7%の順となっています。

小学生では、6年生が26.6%で最も割合が高く、次いで5年生が19.7%、4年生が17.9%の順となっています。

●少子化の進行により、学年や年齢が下がるほど割合が低くなっています。

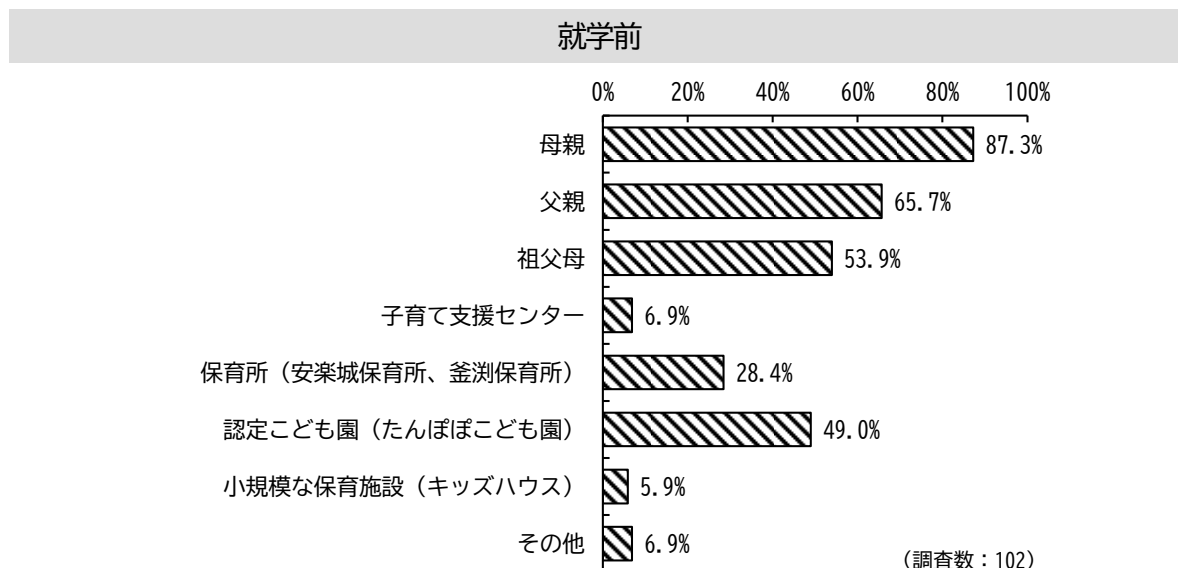
③同居の家族（複数回答）



## (2) ニーズ調査結果の概要

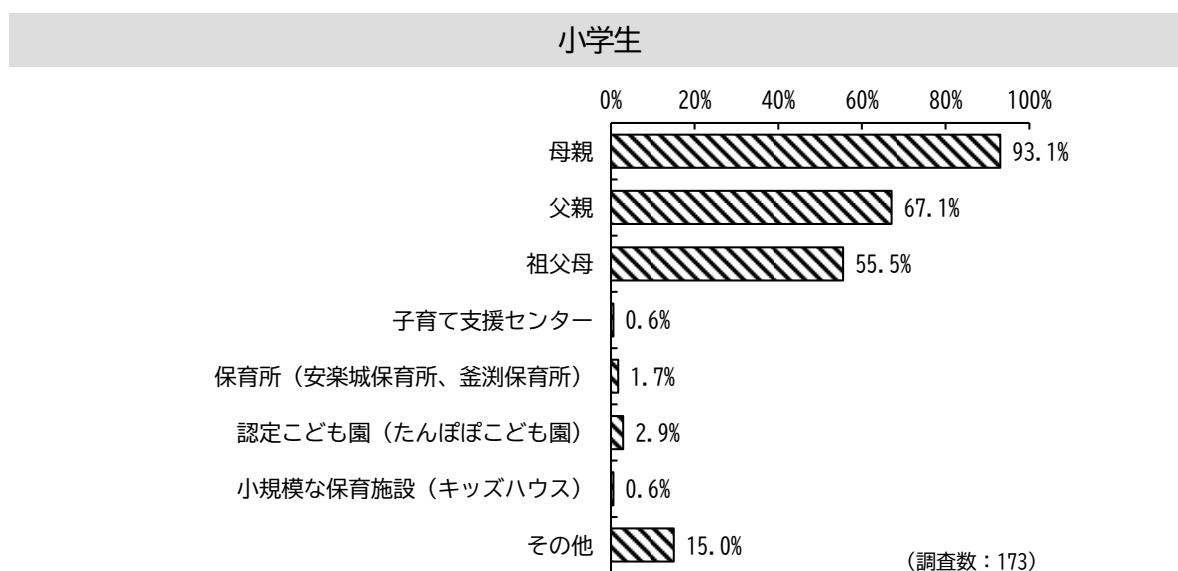
### A. 子育て環境について

#### ①子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方または施設（複数回答）



母親が87.3%で最も割合が高く、次いで父親が65.7%、祖父母が53.9%の順となっています。施設関係では、認定こども園が49.0%、保育所が28.4%となっています。

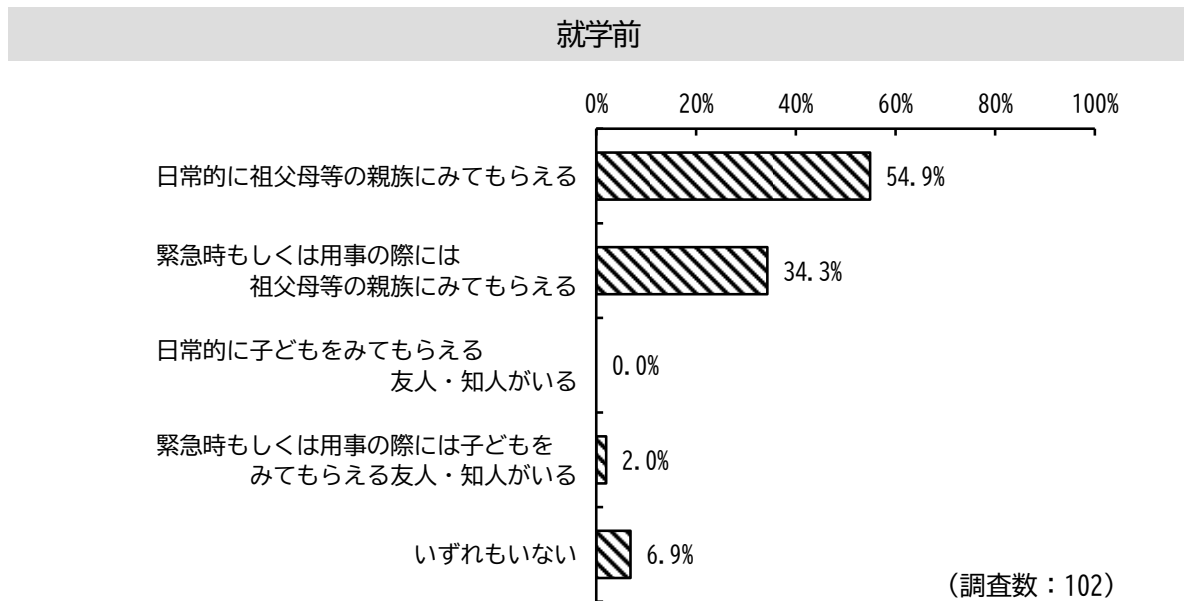
●平成31年前回調査（以下「前回調査」）との比較では、母親が5.8ポイントの増加、父親が1.4ポイントの増加となり、それぞれの関わりが大きくなっています。



母親が93.1%で最も割合が高く、次いで父親が67.1%、祖父母が55.5%の順となっています。施設関係は、それぞれ3%未満となりました。

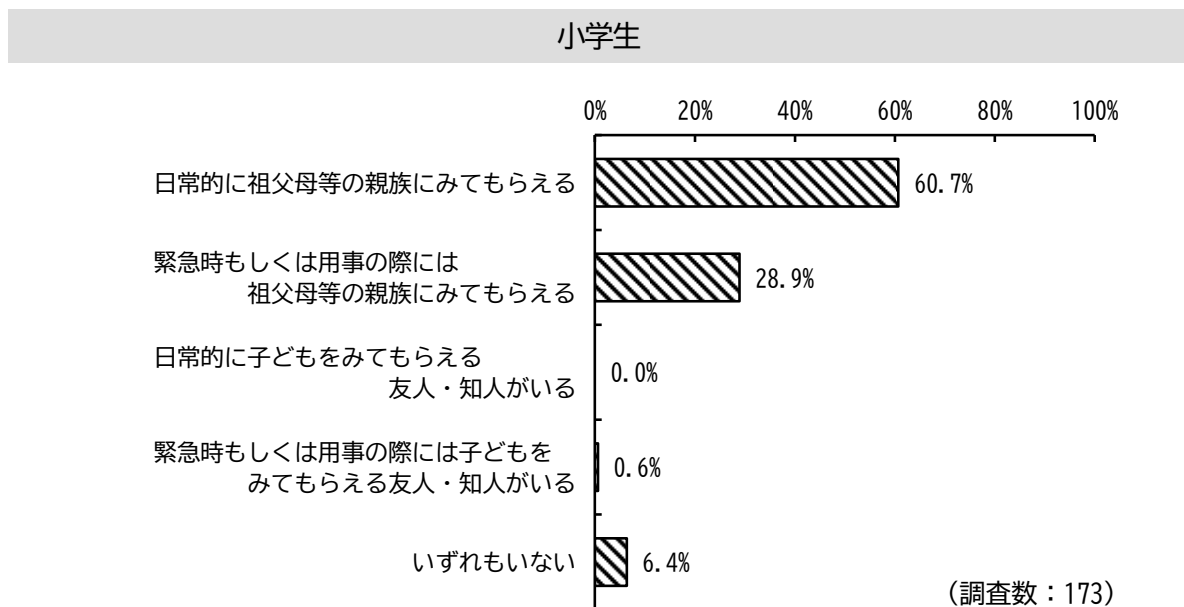
●小学生では、両親、祖父母の関わりがほとんどを占めています。

## ②日頃、子どもをみてもらえる親族・知人（複数回答）



日常的に祖父母等の親族にみてもらえるが 54.9%で最も割合が高く、次いで緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえるが 34.3%となっています。

●みてもらえる人がいずれもないが 6.9%となっており、何らかの対策が必要となります。



日常的に祖父母等の親族にみてもらえるが 60.7%で最も割合が高く、次いで緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえるが 28.9%となっています。

●みてもらえる人がいずれもないが 6.4%となっており、何らかの対策が必要となります。

③子育て（教育を含む）に、影響すると思われる環境（複数回答）

| 就学前       |       | 小学生   |       |
|-----------|-------|-------|-------|
| 家庭        | 98.0% | 家庭    | 96.5% |
| 保育施設      | 91.2% | 小学校   | 91.3% |
| 地域        | 31.4% | 地域    | 42.2% |
| 子育て支援センター | 13.7% | 学童クラブ | 22.5% |

●子育てには、家庭と保育施設・小学校が影響すると考えている方がとても多くいます。

④子育てに関して感じていること（単一回答）

【就学前】

| 設 問                       | 思わない ←————→ そう思う |       |       |       |       | 無回答  |
|---------------------------|------------------|-------|-------|-------|-------|------|
|                           |                  |       |       |       |       |      |
| 子どもがいると生活が楽しく豊かになる        | 0%               | 1.0%  | 2.9%  | 27.5% | 67.6% | 1.0% |
| 子育てを通じて自分も成長すると思う         | 0%               | 1.0%  | 2.9%  | 22.5% | 72.5% | 1.0% |
| 子どもは心のやすらぎや生きがいを与えてくれると思う | 0%               | 1.0%  | 1.0%  | 25.5% | 71.6% | 1.0% |
| 子育てに対して不安を感じている           | 10.8%            | 12.7% | 41.2% | 21.6% | 12.7% | 1.0% |
| 仕事や自分のやりたいことができない         | 11.8%            | 23.5% | 35.3% | 21.6% | 6.9%  | 1.0% |
| 子どもがいると生活や気持ちにゆとりがなくなる    | 13.7%            | 29.4% | 27.5% | 21.6% | 6.9%  | 1.0% |
| 子どもを虐待しているのではないかと考える      | 59.8%            | 17.6% | 16.7% | 4.9%  | 0%    | 1.0% |

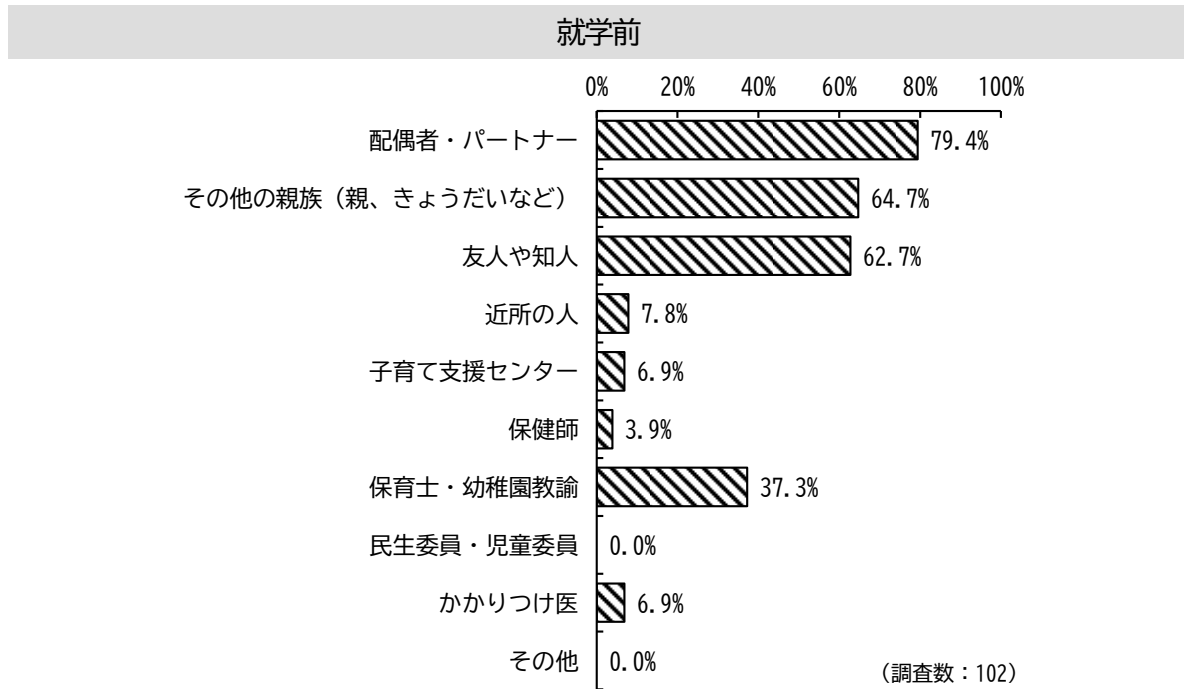
【小学生】

| 設 問                       | 思わない ←————→ そう思う |       |       |       |       | 無回答  |
|---------------------------|------------------|-------|-------|-------|-------|------|
|                           |                  |       |       |       |       |      |
| 子どもがいると生活が楽しく豊かになる        | 0.6%             | 0.6%  | 3.5%  | 26.6% | 68.2% | 0.6% |
| 子育てを通じて自分も成長すると思う         | 1.2%             | 0%    | 2.9%  | 22.5% | 72.8% | 0.6% |
| 子どもは心のやすらぎや生きがいを与えてくれると思う | 0.6%             | 0%    | 6.4%  | 25.4% | 66.5% | 1.2% |
| 子育てに対して不安を感じている           | 11.0%            | 17.9% | 33.5% | 23.1% | 13.9% | 0.6% |
| 仕事や自分のやりたいことができない         | 24.9%            | 26.0% | 30.6% | 12.7% | 5.2%  | 0.6% |
| 子どもがいると生活や気持ちにゆとりがなくなる    | 26.6%            | 31.8% | 24.9% | 12.7% | 2.9%  | 1.2% |
| 子どもを虐待しているのではないかと考える      | 56.6%            | 24.9% | 13.3% | 3.5%  | 1.2%  | 0.6% |

●ポジティブな意見が多い一方、少なからず子育てに不安を感じている方がおり、対策が必要となります。

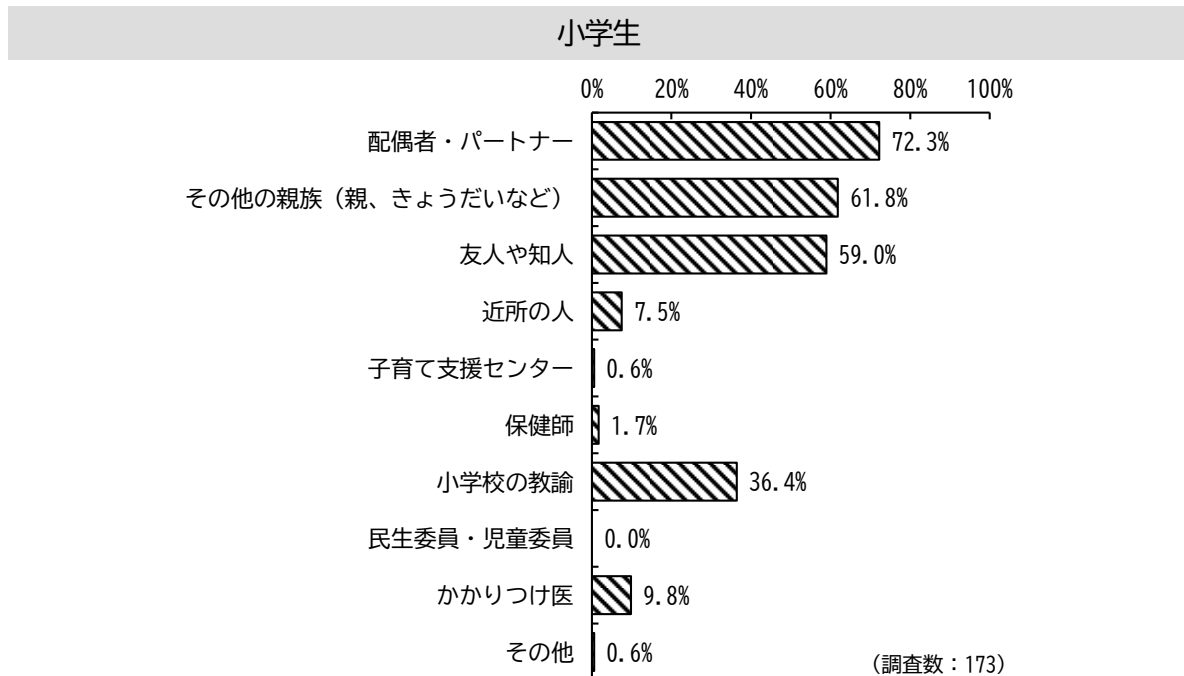
●子への虐待を不安視する方も一定の割合でいることから、相談機能を強化していく必要があります。

## ⑤身近な地域での、子育てについて悩みや不安の相談相手（複数回答）



配偶者・パートナーが79.4%で最も割合が高く、次いでその他の親族（親、きょうだいなど）が64.7%、友人や知人が62.7%の順となっています。

家族・親族、友人・知人等以外では、保育士・幼稚園教諭が37.3%となっています。

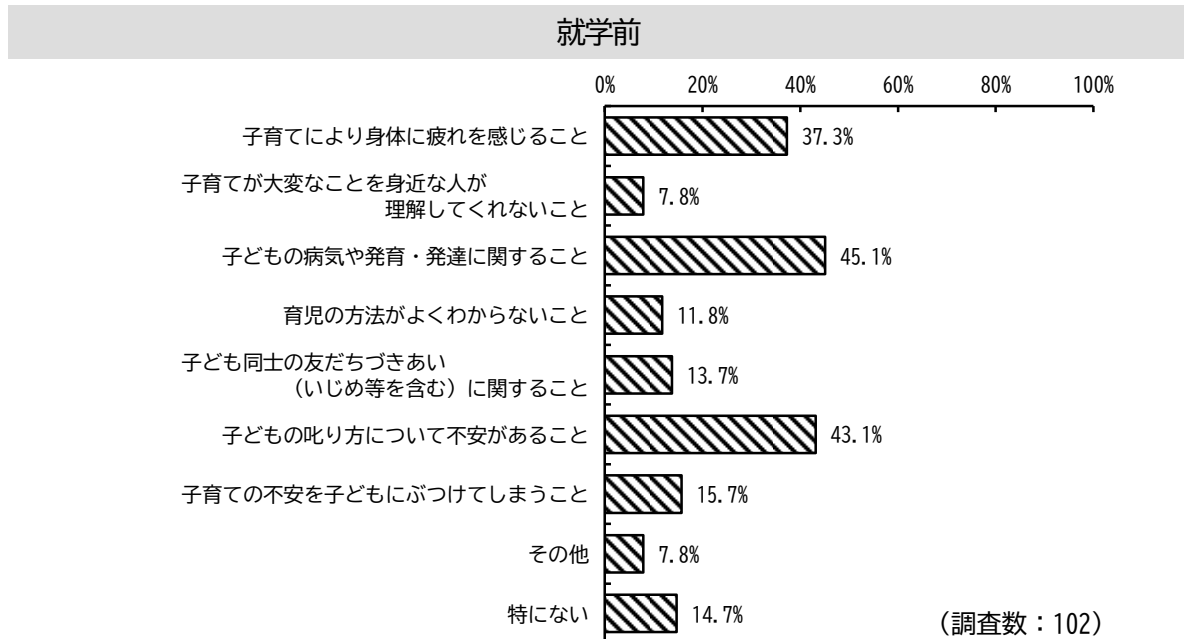


配偶者・パートナーが72.3%で最も割合が高く、次いでその他の親族（親、きょうだいなど）が61.8%、友人や知人が59.0%の順となっています。

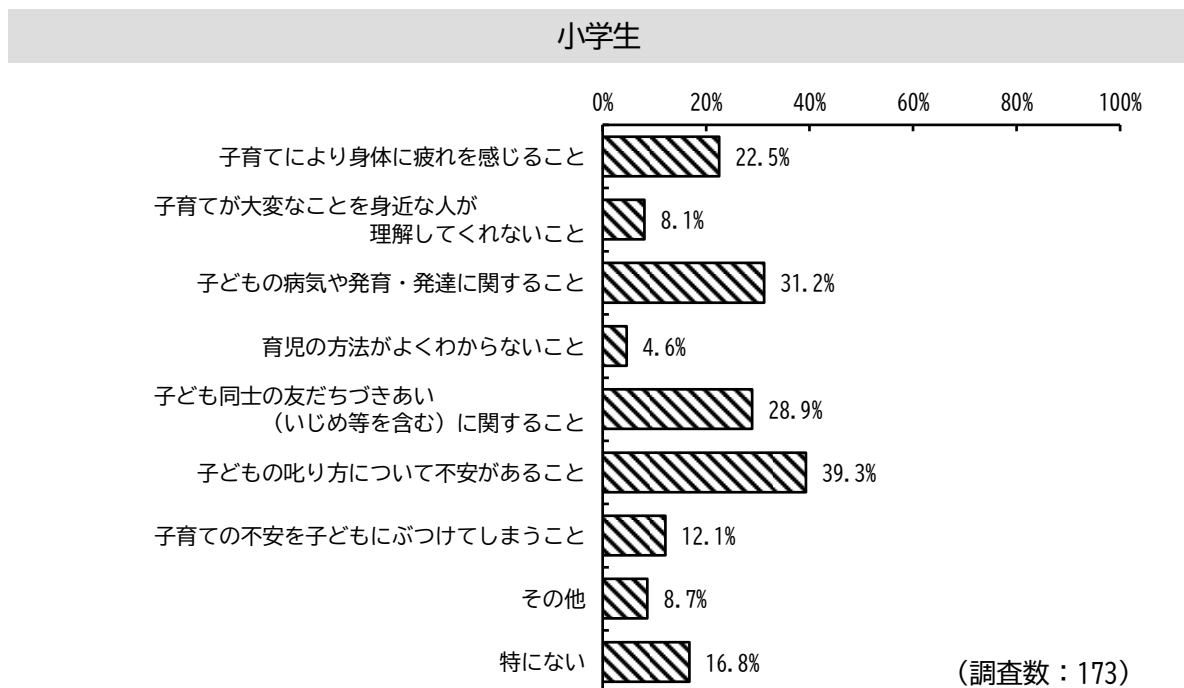
家族・親族、友人・知人等以外では、小学校の教諭が36.4%となっています。

●主な相談相手は、就学前、小学生共に配偶者、親族、友人・知人が高くなっています。

## ⑥子育ての不安や悩み（複数回答）



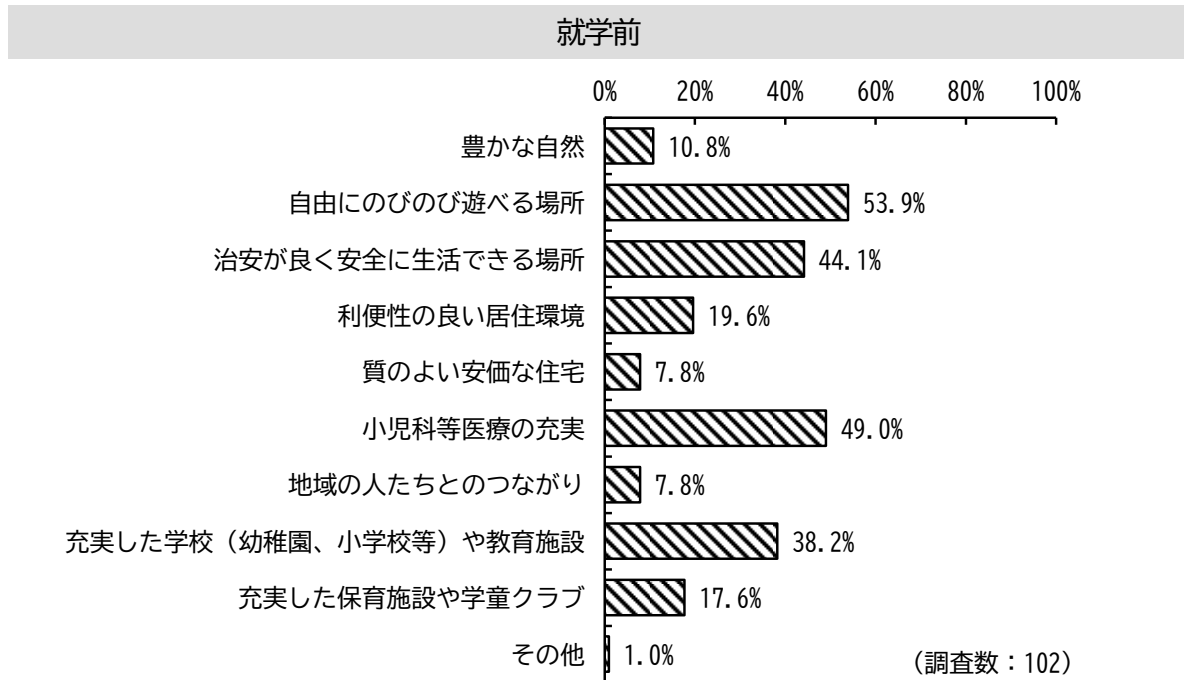
子どもの病気や発育・発達に関することが45.1%で最も割合が高く、次いで子どもの叱り方について不安があることが43.1%、子育てにより身体に疲れを感じる事が37.3%の順となっています。



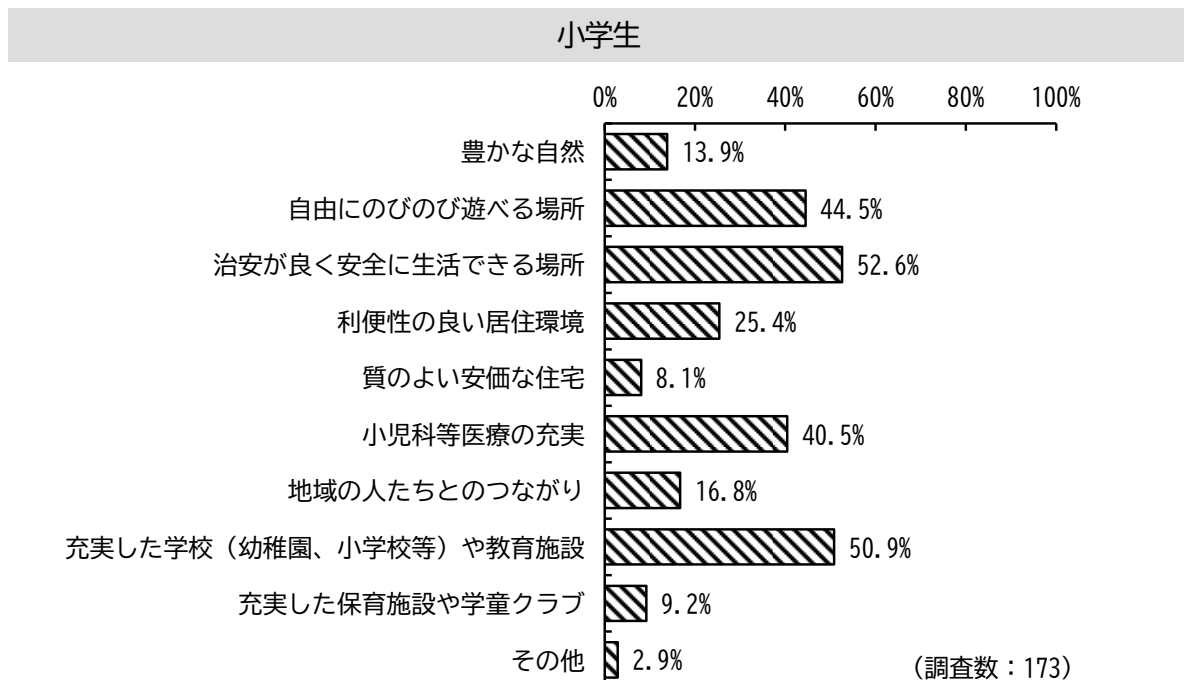
子どもの叱り方について不安があることが39.3%で最も割合が高く、次いで子どもの病気や発育・発達に関することが31.2%、子ども同士の友だちづきあい（いじめ等を含む）に関することが28.9%の順となっています。

●就学前、小学生共に多くの悩みを抱える方がおり、身近な人への相談で対処できない場合、相談先の確保が必要となります。

## ⑦子どもを育てる環境として重要なこと（3つまで選択）

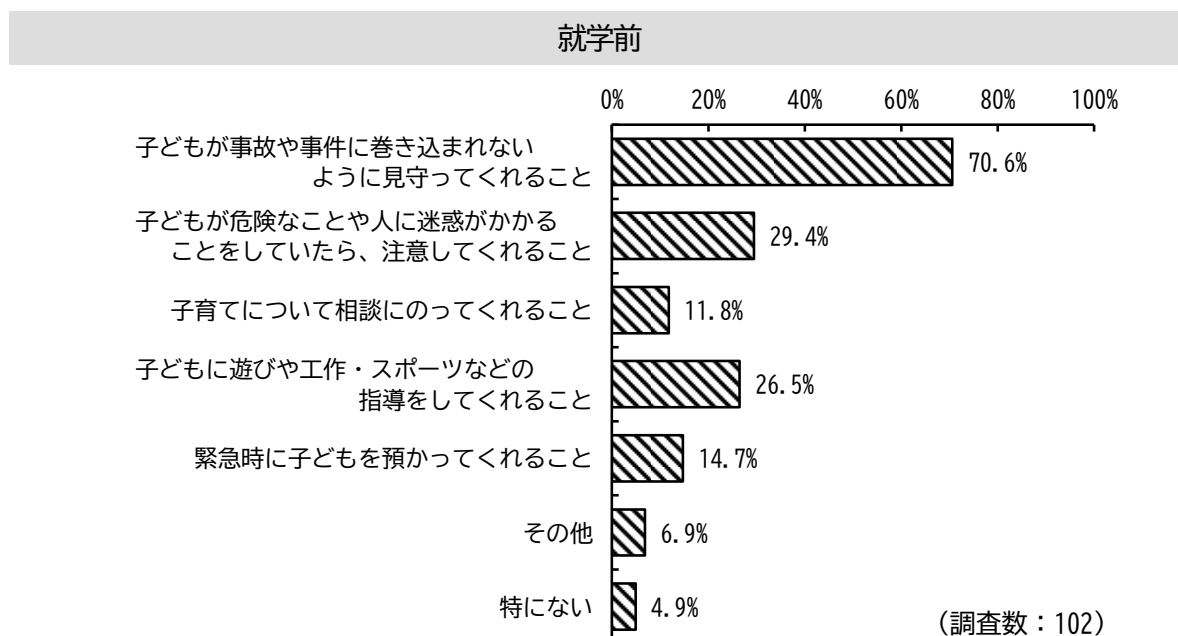


自由にのびのび遊べる場所が 53.9%で最も割合が高く、次いで小児科等医療の充実が 49.0%、治安が良く安全に生活できる場所が 44.1%、充実した学校（幼稚園、小学校等）や教育施設が 38.2%の順となっています。

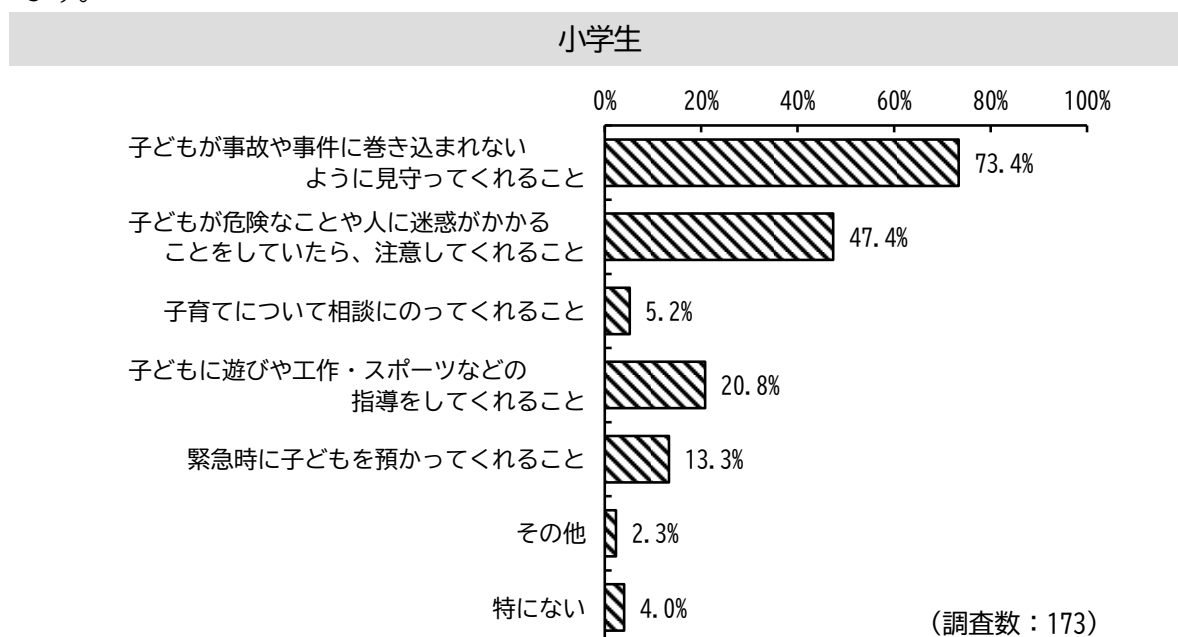


治安が良く安全に生活できる場所が 52.6%で最も割合が高く、次いで充実した学校（幼稚園、小学校等）や教育施設が 50.9%、自由にのびのび遊べる場所が 44.5%、小児科等医療の充実が 40.5%の順となっています。

⑧子育てに関して地域に何を望むか（2つまで選択）



子どもが事故や事件に巻き込まれないように見守ってくれることが 70.6%で最も割合が高く、次いで子どもが危険なことや人に迷惑がかかることをしていたら、注意してくれることが 29.4%、子どもに遊びや工作・スポーツなどの指導をしてくれることが 26.5%の順となっています。

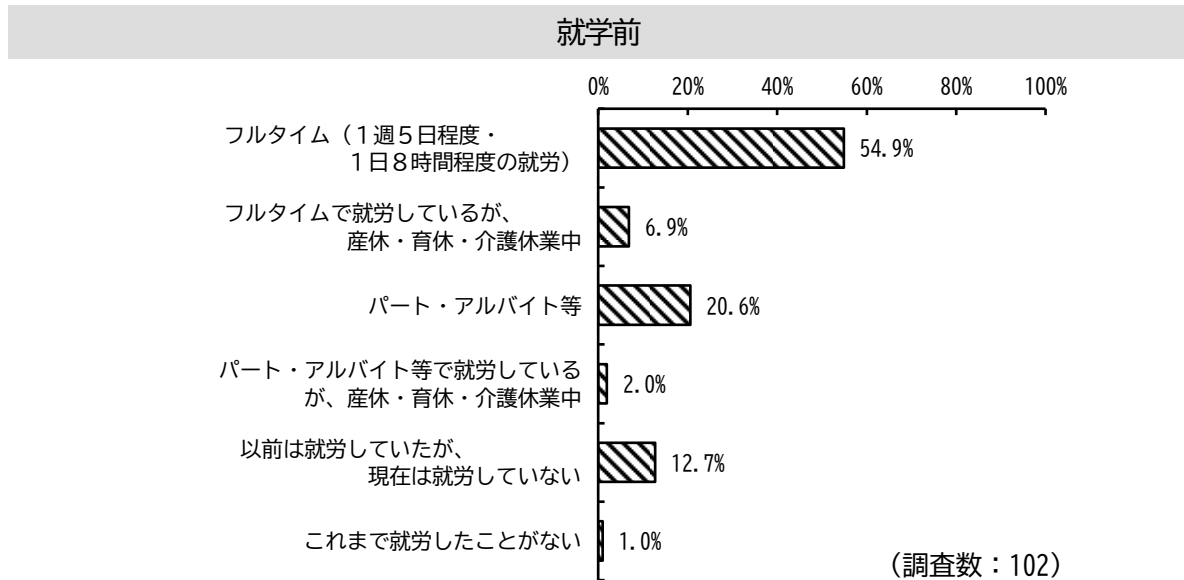


子どもが事故や事件に巻き込まれないように見守ってくれることが 73.4%で最も割合が高く、次いで子どもが危険なことや人に迷惑がかかることをしていたら、注意してくれることが 47.4%、子どもに遊びや工作・スポーツなどの指導をしてくれることが 20.8%の順となっています。

●就学前、小学生共に事故に遭わず、また、自ら危険なことをしないよう見守ってくれることを地域に望んでいます。併せて、様々な活動の指導者を望んでいます。

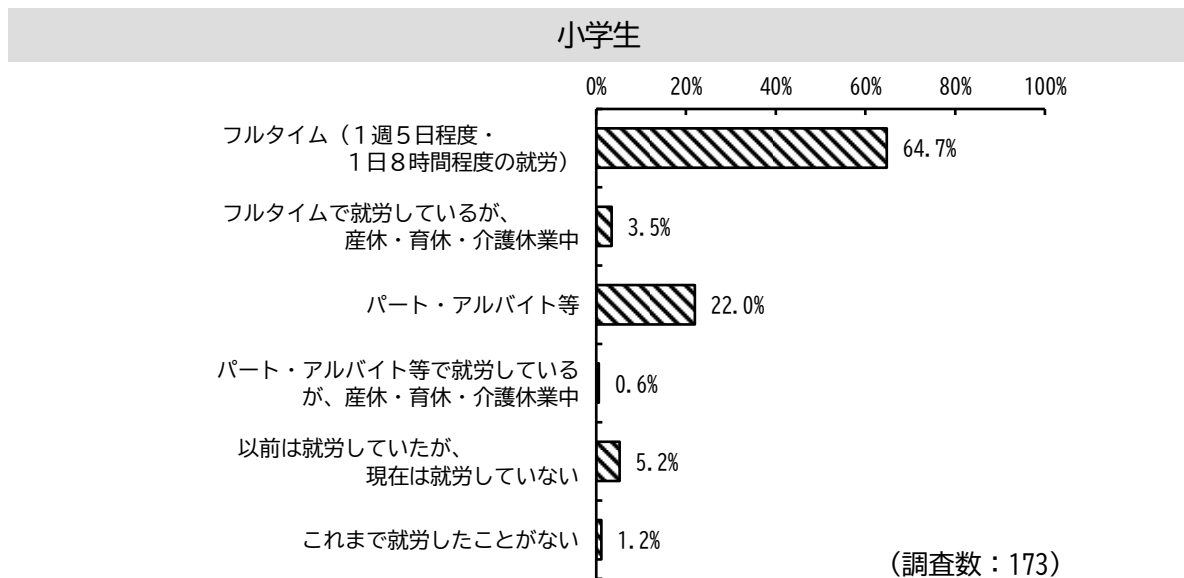
## B. 母親、父親の就労状況について

## ①母親の就労状況（単一回答）



フルタイムが 54.9%で最も割合が高く、次いでパート・アルバイト等が 20.6%、以前は就労していたが、現在は就労していないが 12.7%の順となっています。

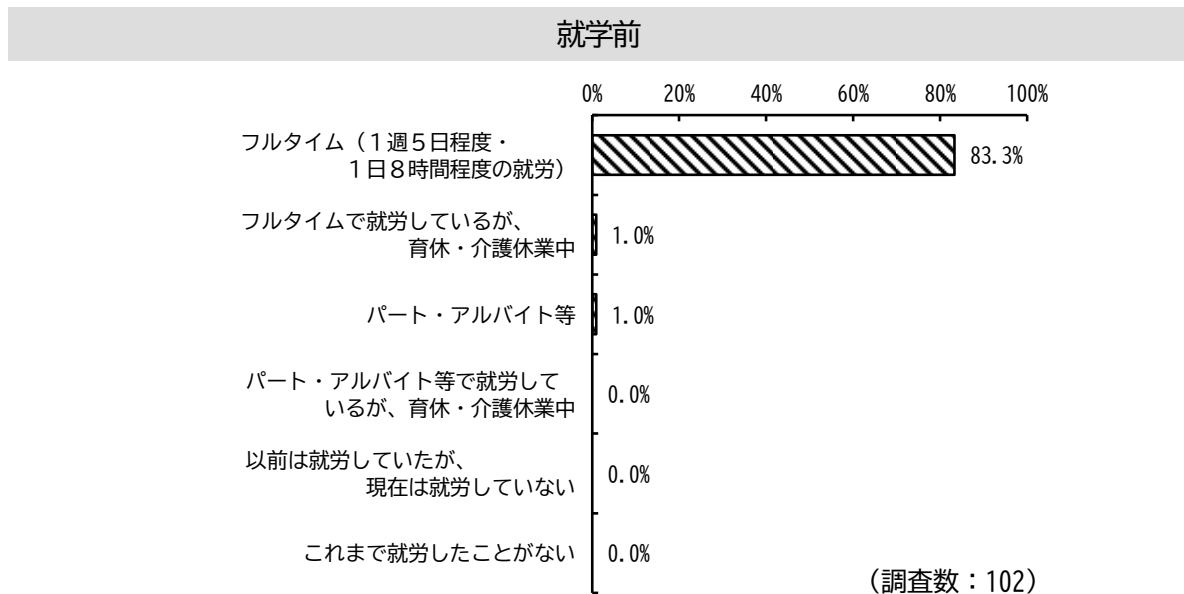
●前回調査との比較では、フルタイムが 4.5 ポイント、パート・アルバイト等が 1.7 ポイント増加となりました。



フルタイムが 64.7%で最も割合が高く、次いでパート・アルバイト等が 22.0%、以前は就労していたが、現在は就労していないが 5.2%の順となっています。

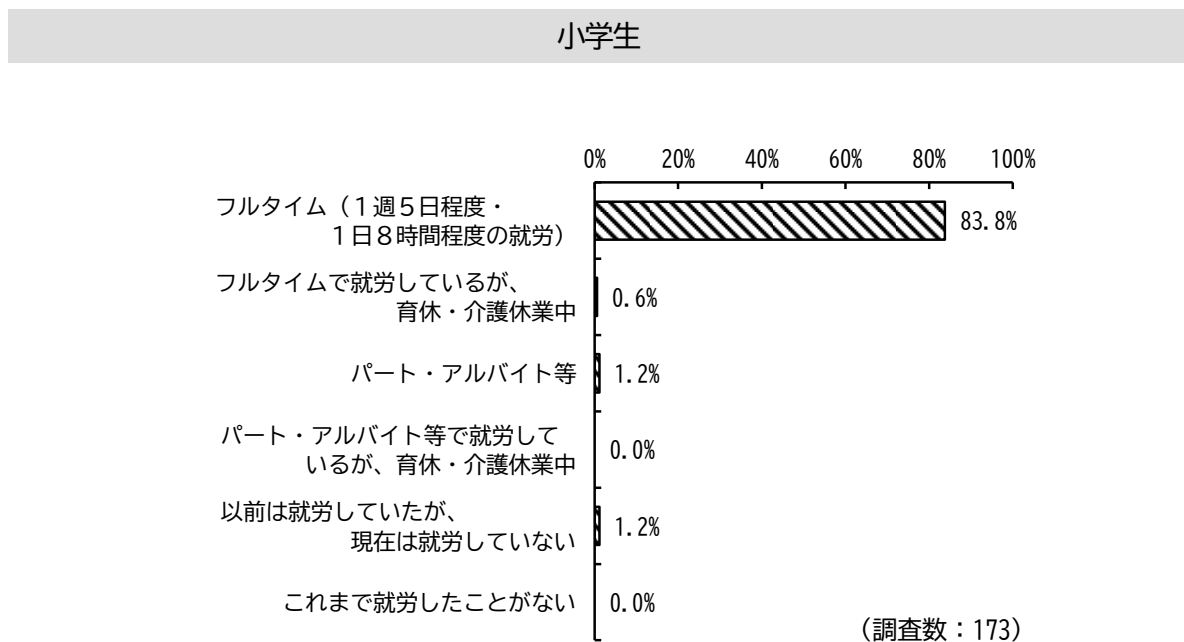
●前回調査との比較では、フルタイムが 2.9 ポイント、パート・アルバイト等が 3.6 ポイント増加となりました。

## ②父親の就労状況（単一回答）



フルタイムが83.3%で最も割合が高くなっています。

- 前回調査との比較では、フルタイムが12.5ポイント減少、パート・アルバイト等が0.2ポイント増加となりました。

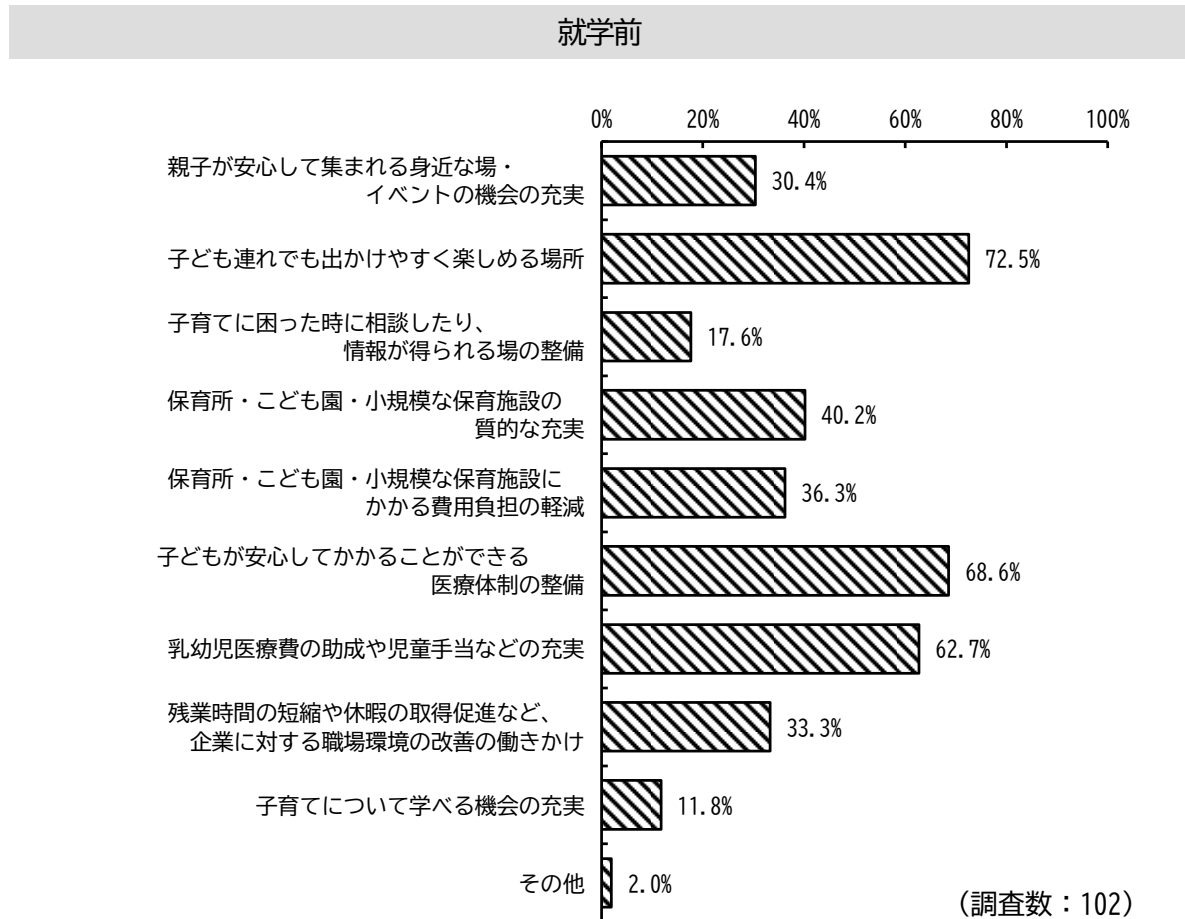


フルタイムが83.8%で最も割合が高くなっています。

- 前回調査との比較では、フルタイムが4.0ポイント減少、パート・アルバイト等が1.2ポイント増加となりました。
- 母親・父親の就労状況の結果から、地域の経済状況や雇用情勢等の影響で、母親の「フルタイム・パートタイムの就業」の比重が大きく、働く子育て中の母親の割合が増加している傾向がみられます。

## C. 子育て支援施策の充実

### ①町に対する、子育て支援の充実に期待すること（複数回答）



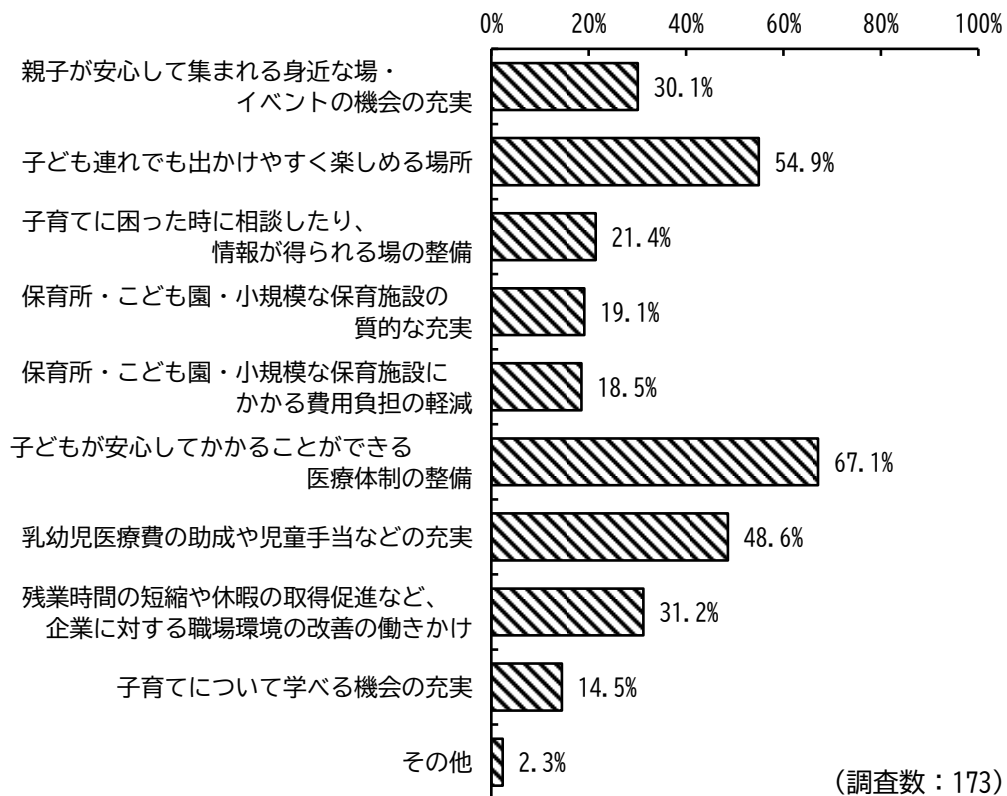
子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所が 72.5%で最も割合が高く、次いで子どもが安心してかかることができる医療体制の整備が 68.6%、乳幼児医療費の助成や児童手当などの充実が 62.7%、保育所・認定こども園・小規模な保育施設の質的な充実が 40.2%、保育所・認定こども園・小規模な保育施設にかかる費用負担の軽減が 36.3%の順となっています。

また、残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対する職場環境の改善の働きかけを希望する保護者が3割強となっています。

●乳幼児医療費の助成や児童手当などの充実や保育所・認定こども園・小規模な保育施設にかかる費用負担の軽減を合わせると、経済的負担の軽減を求める声が最も高くなっています。

●安心してかかることができる医療体制の整備、子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所も上位を占めています。

## 小学生



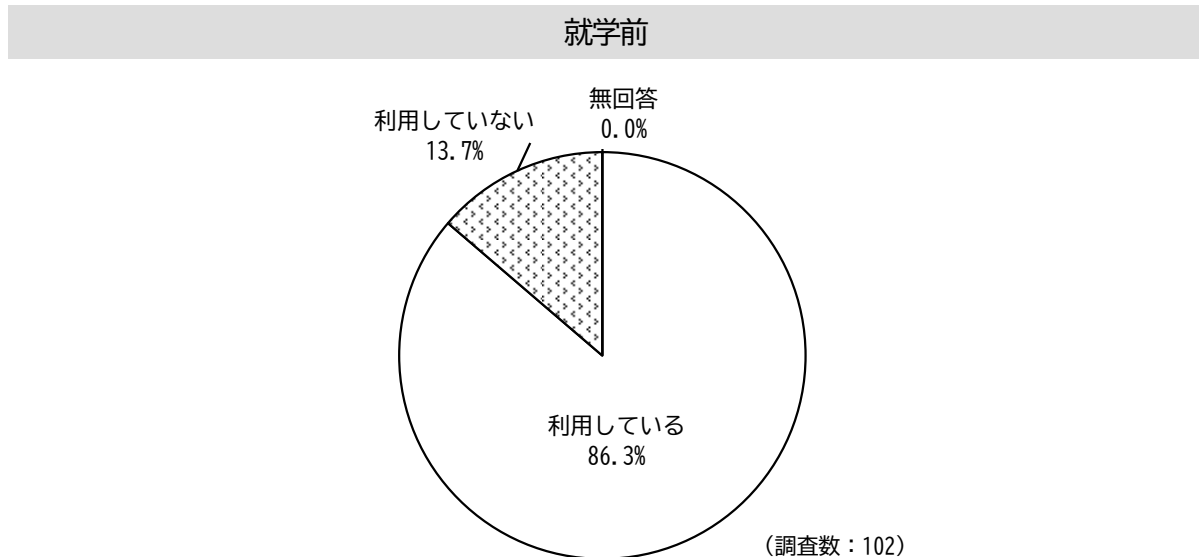
子どもが安心してかかることができる医療体制の整備が67.1%で最も割合が高く、次いで子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所が54.9%、乳幼児医療費の助成や児童手当などの充実が48.6%、残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対する職場環境の改善の働きかけが31.2%、親子が安心して集まれる身近な場・イベントの機会の充実が30.1%の順となっています。

●乳幼児医療費の助成や児童手当などの充実、保育所・認定こども園・小規模な保育施設にかかる費用負担の軽減を合わせると、経済的負担の軽減を求める声が多くなっています。(安心してかかることができる医療体制の整備と同率)

●安心してかかることができる医療体制の整備、子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所も上位を占めています。

## D. 子育て支援サービスの利用希望について

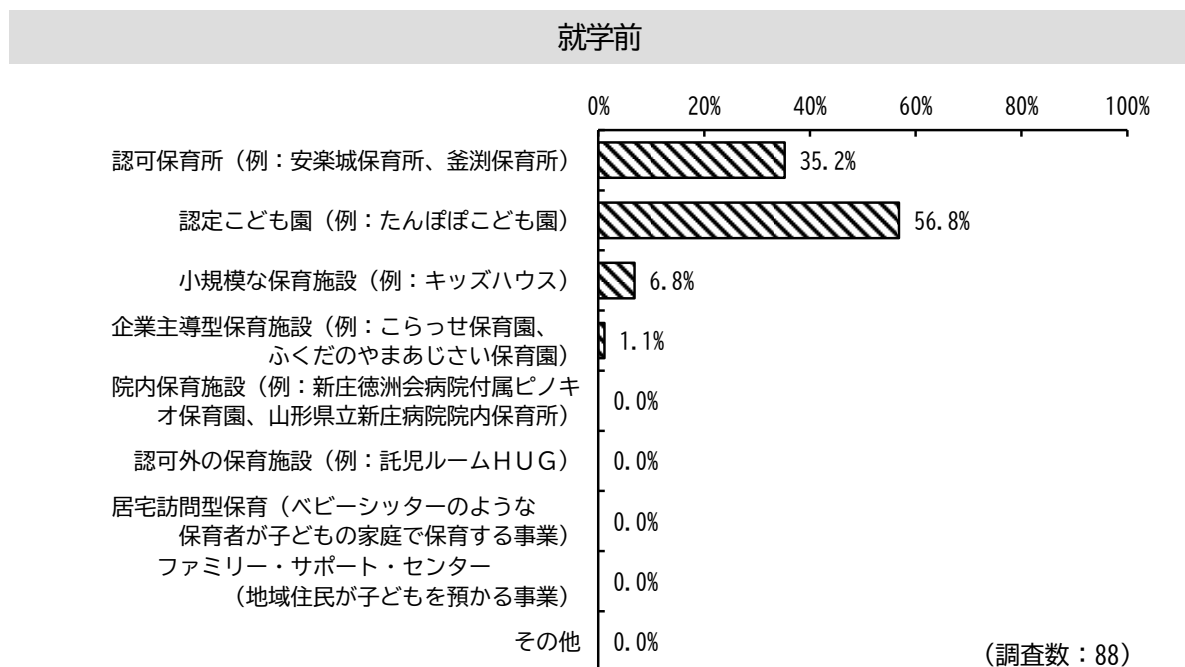
## ①現在の「定期的な教育・保育の事業」の利用状況(単一回答)



利用しているが86.3%、利用していないが13.7%となっています。

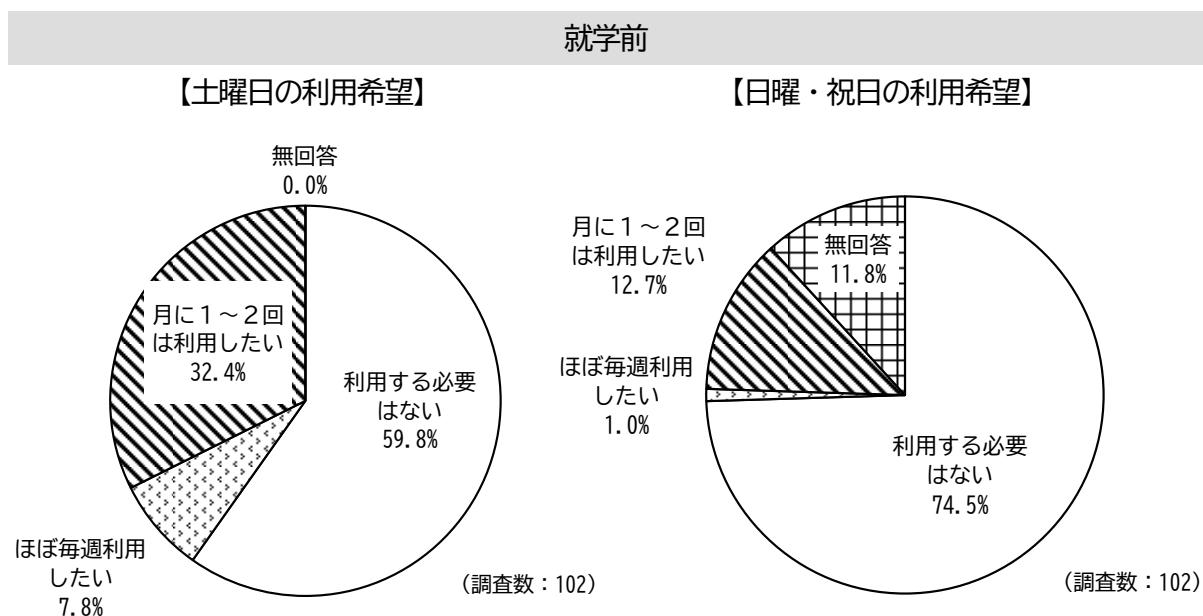
●前回調査との比較では、利用者が10.2ポイント増加しました。

## ②現在「平日、定期的に」利用している教育・保育事業(複数回答)



認定こども園が56.8%で最も割合が高く、次いで認可保育所が35.2%、小規模な保育施設が6.8%の順となっています。他の施設は企業主導型保育が1.1%のみとなっています。

### ③土曜日、日曜・祝日の「定期的」な教育・保育事業の利用希望(単数回答)

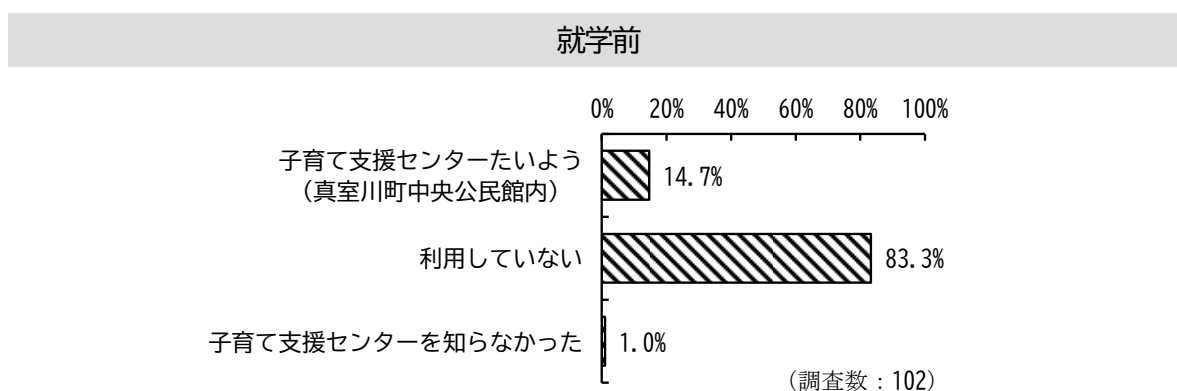


土曜日では、利用する必要はないが59.8%、月に1～2回は利用したいが32.4%、ほぼ毎週利用したいが7.8%となりました。

日曜・祝日では、利用する必要はないが74.5%、月に1～2回は利用したいが12.7%、ほぼ毎週利用したいが1.0%となりました。

●土曜日や日曜・祝日でも保育施設を利用したい方が一定数います。特に土曜日の要望が多くなっています。

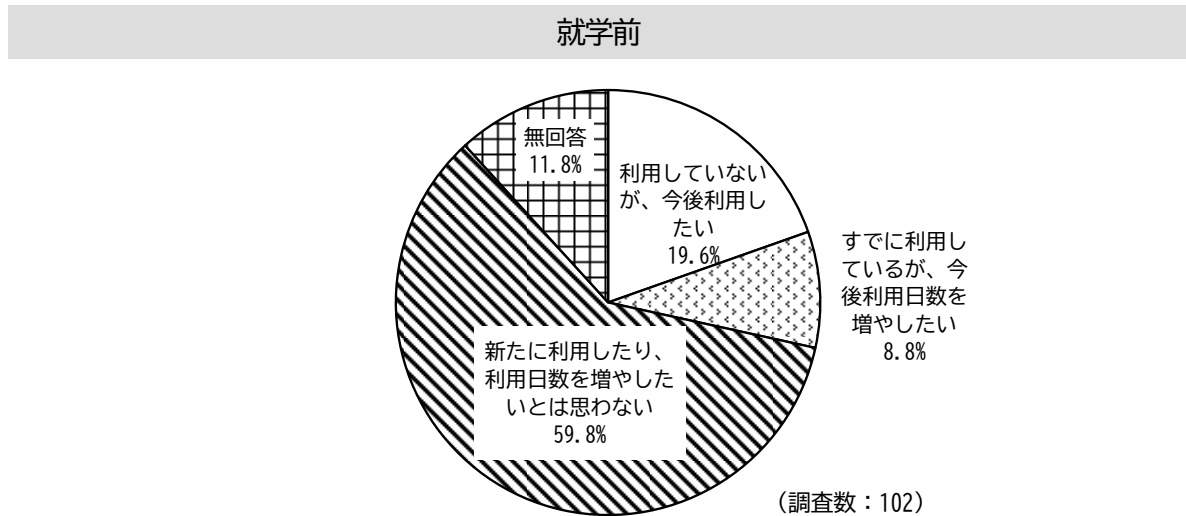
### ④現在の子育て支援センターの利用状況(単一回答)



利用していないが83.3%、子育て支援センターたいようが14.7%、子育て支援センターを知らなかったが1.0%となっています。

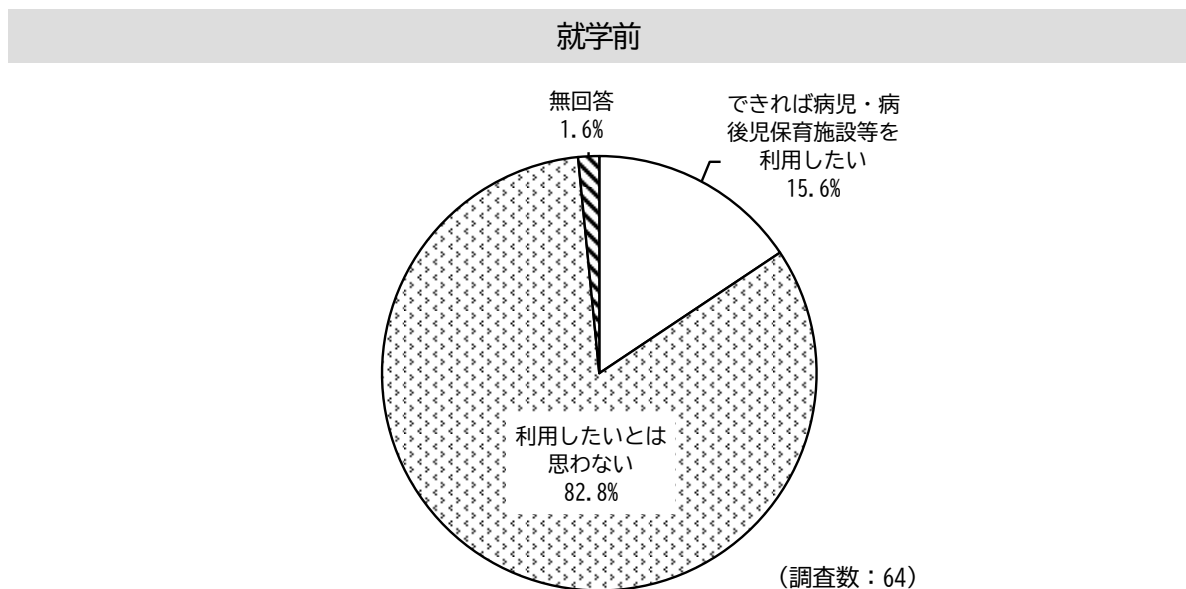
●前回調査との比較では、利用者が7.2<sup>ポイント</sup>増加しました。

⑤今後の子育て支援センターの利用希望（単一回答）



新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わないが59.8%、利用していないが、今後利用したいが19.6%、すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたいが8.8%となっています。

⑥病児・病後児のための保育施設等利用希望（単一回答）

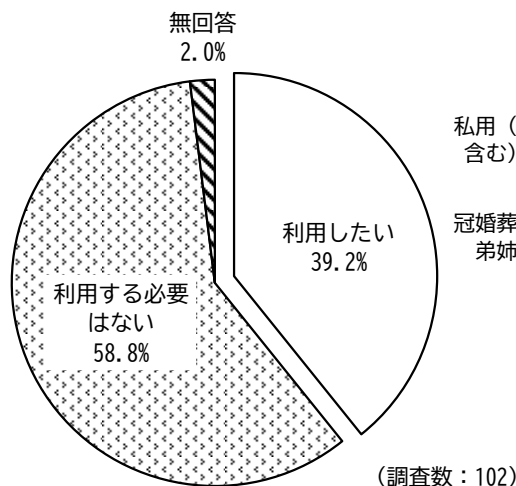


利用したいとは思わないが82.8%、できれば病児・病後児保育施設等を利用したいが15.6%となっています。

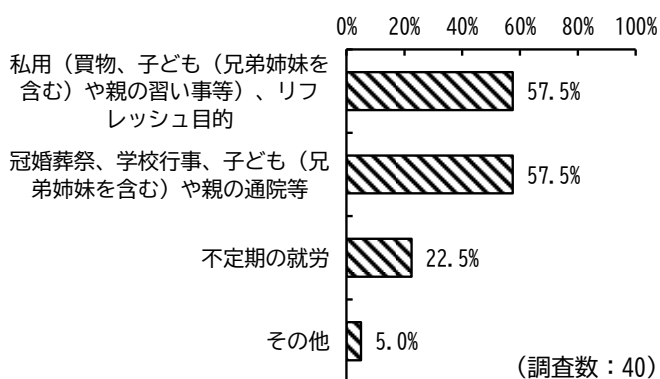
⑦私用、親の通院、不定期の就労等の目的での預かり事業の利用希望

就学前

【利用希望】（単一回答）



【利用希望の理由】（複数回答）



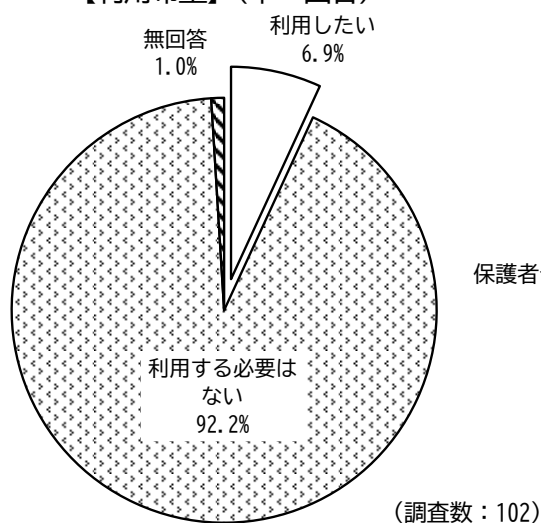
利用する必要はないが58.8%、利用したいが39.2%となっています。

利用希望の理由としては、私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的、冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等で利用したいが共に57.5%、不定期の就労が22.5%となっています。

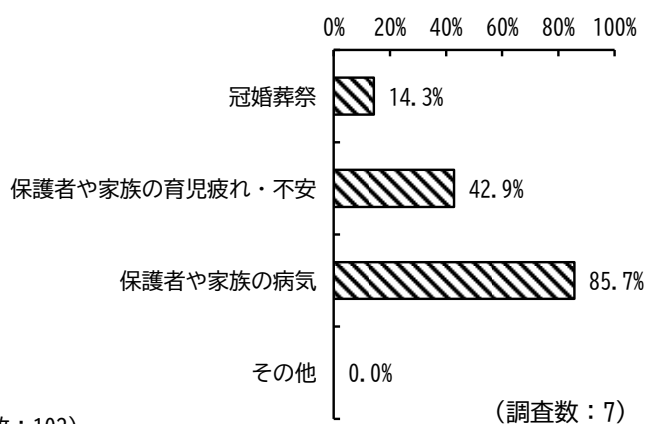
⑧保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族（兄弟姉妹含む）の育児疲れや育児不安、病気など）による、泊りがけでの預かり事業の利用希望

就学前

【利用希望】（単一回答）



【利用希望の理由】（複数回答）



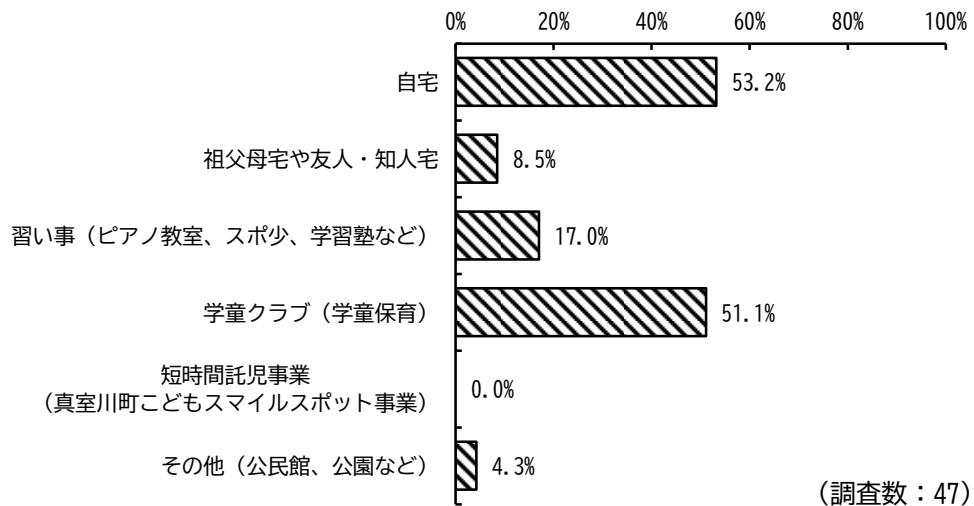
利用する必要はないが92.2%、利用したいが6.9%となっています。

利用希望の理由としては、保護者や家族の病気が85.7%、保護者や家族の育児疲れ・不安が42.9%、冠婚葬祭が14.3%となっています。

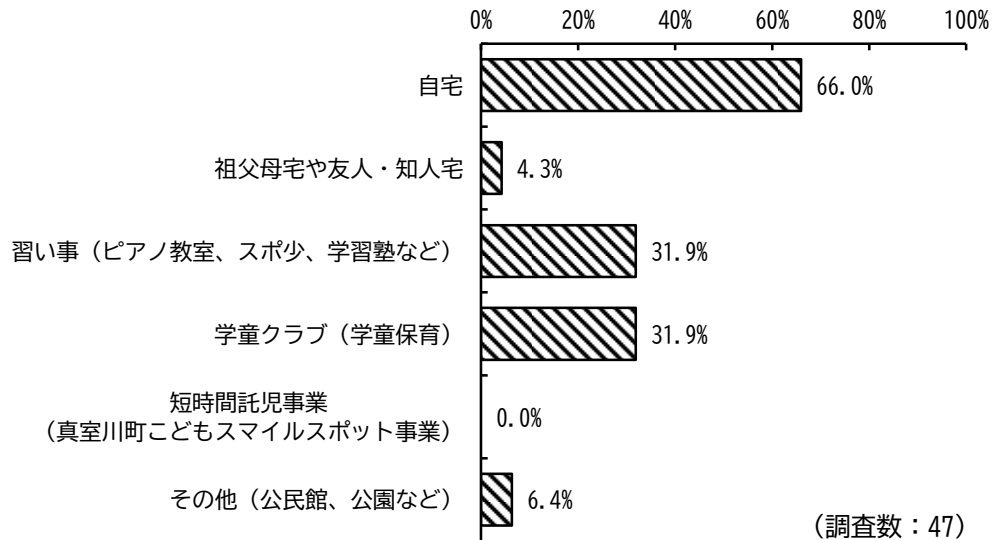
## ⑨放課後（平日の小学校終了後）どのような場所で過ごさせたか（複数回答）

## 就学前

## 【小学校低学年（１～３年生）の過ごし方】



## 【小学校高学年（４～６年生）の過ごし方】



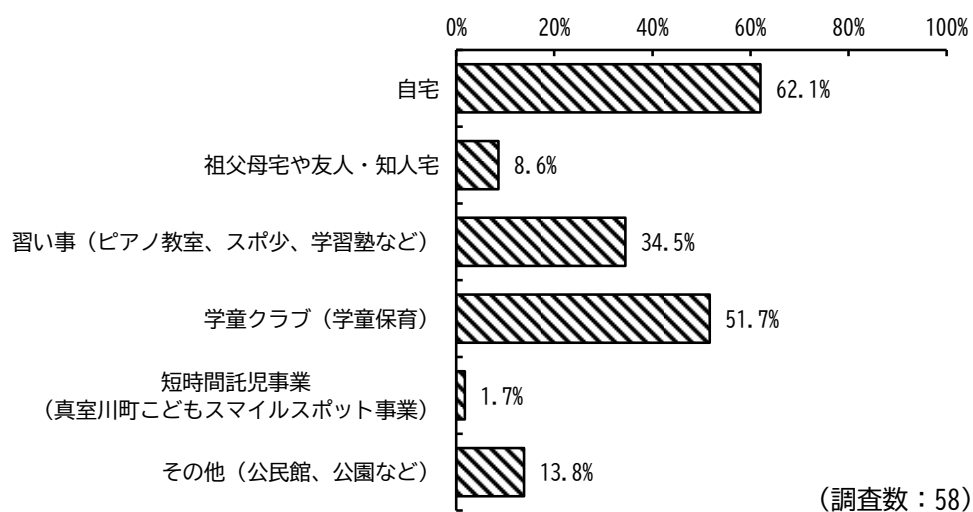
小学校低学年（１～３年生）の過ごし方は、自宅が53.2%で最も割合が高く、次いで学童クラブ（学童保育）が51.1%、習い事（ピアノ教室、スポ少、学習塾など）が17.0%の順となっています。

小学校高学年（４～６年生）の過ごし方は、自宅が66.0%で最も割合が高く、次いで習い事（ピアノ教室、スポ少、学習塾など）、及び、学童クラブ（学童保育）が共に31.9%の順となっています。

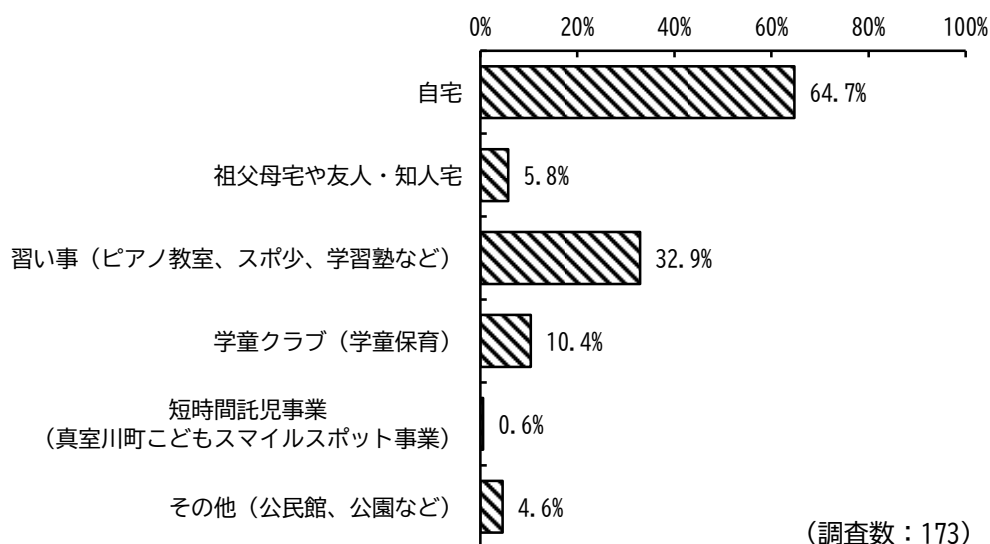
●就学前では、学童クラブ（学童保育）の利用希望は低学年で５割強、高学年で３割強となっています。

## 小学生

### 【小学校低学年(1～3年生)の過ごし方】



### 【小学校高学年(4～6年生)の過ごし方】



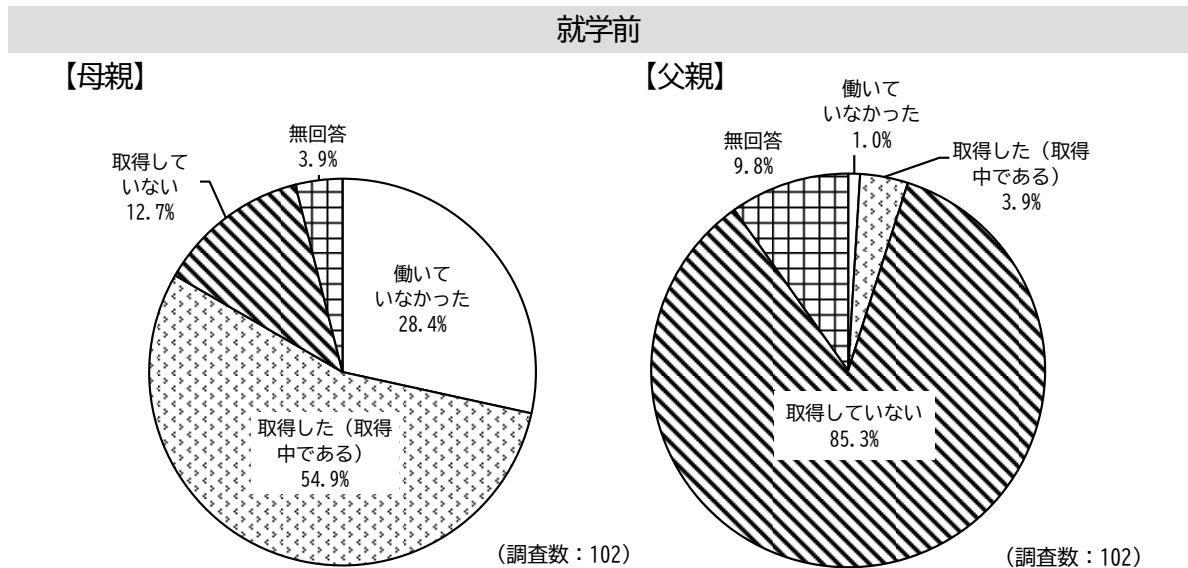
小学校低学年(1～3年生)の過ごし方は、自宅が62.1%で最も割合が高く、次いで学童クラブ(学童保育)が51.7%、習い事(ピアノ教室、スポ少、学習塾など)が34.5%の順となっています。

小学校高学年(4～6年生)の過ごし方は、自宅が64.7%で最も割合が高く、次いで習い事(ピアノ教室、スポ少、学習塾など)が32.9%、学童クラブ(学童保育)が10.4%の順となっています。

●小学生では、学童クラブ(学童保育)の利用希望は低学年で5割強、高学年で1割強となっています。

## E. その他(育児休業、子ども誰でも通園制度、経済的負担)

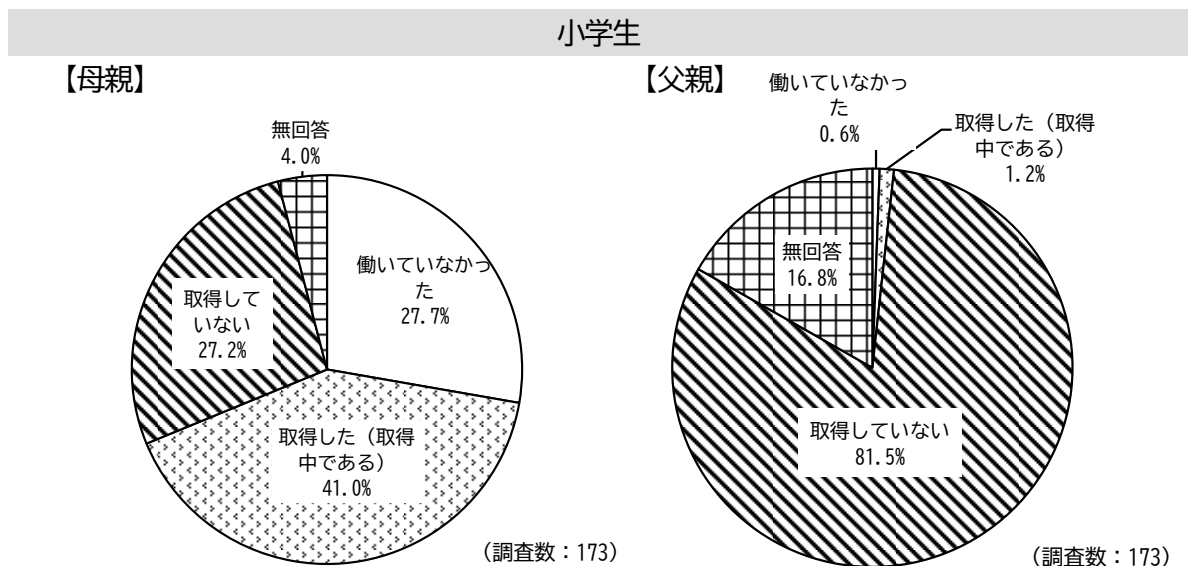
## ①子どもが生まれた時の育児休業取得状況(単一回答)



母親は、取得した(取得中である)が54.9%、働いていなかったが28.4%、取得していないが12.7%となっています。

父親は、取得していないが85.3%、取得した(取得中である)が3.9%、働いていなかったが1.0%となっています。

●前回調査との比較では、母親が9.0ポイント、父親が3.5ポイント増加しました。



母親は、取得した(取得中である)が41.0%、働いていなかったが27.7%、取得していないが27.2%となっています。

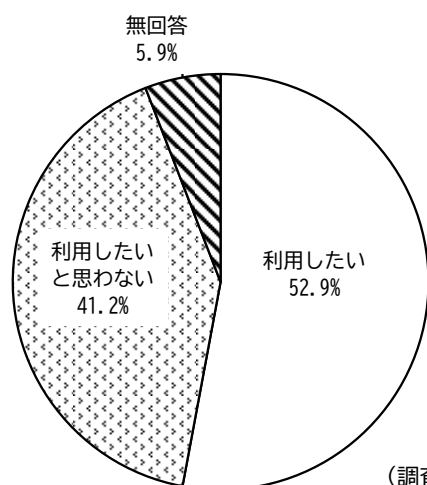
父親は、取得していないが81.5%、取得した(取得中である)が1.2%、働いていなかったが0.6%となっています。

●前回調査との比較では、母親が16.3ポイント、父親が0.5ポイント増加しました。

●今回調査では、それぞれ取得率の向上がみられましたが、父親についてはいまだに低い取得率となっています。

## ②子ども誰でも通園制度(仮称)の利用希望 (単一回答)

### 就学前



(調査数：102)

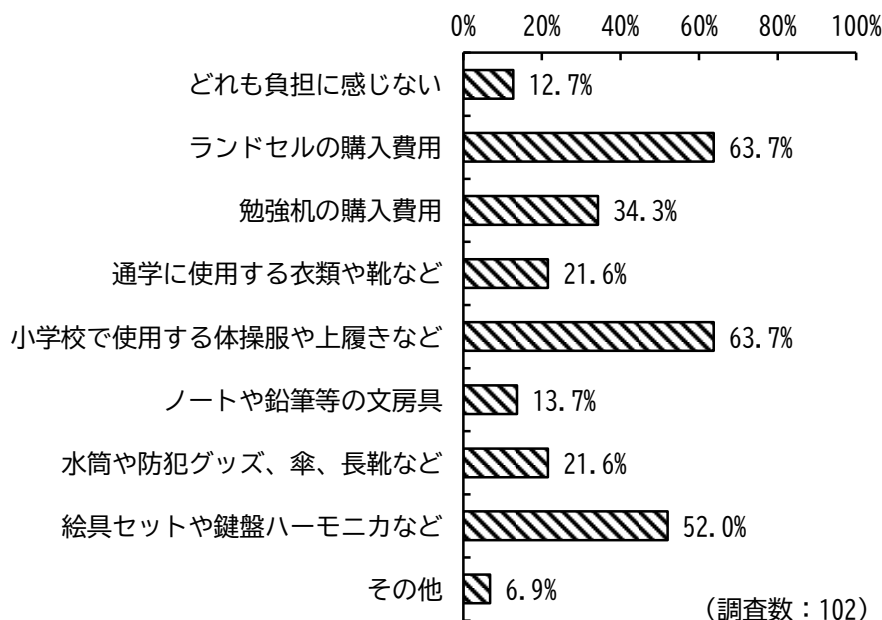
※「こども誰でも通園制度(仮称)」

普段、保育所や幼稚園等を利用していない未就学児を、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、保育所等で定期的に預かることで、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度です。

利用したいが52.9%、利用したいと思わないが41.2%となっています。

## ③小学校の入学に際して経済的負担に感じるもの(複数回答)

### 就学前

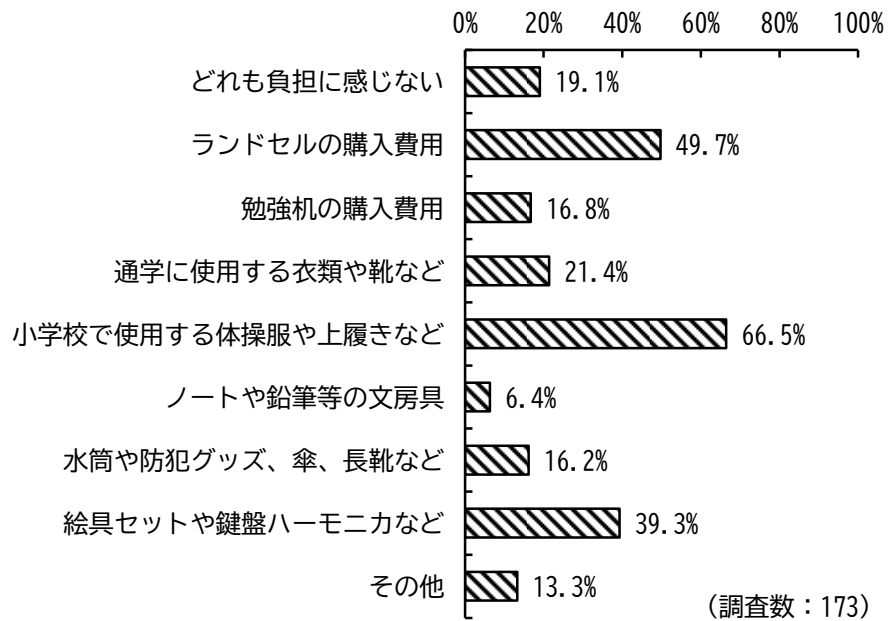


(調査数：102)

ランドセルの購入費用、小学校で使用する体操服や上履きなどが共に63.7%で最も割合が高く、次いで絵具セットや鍵盤ハーモニカなどが52.0%、勉強機の購入費用が34.3%の順となっています。

●負担感の強いものはランドセル、体操着や上履き、絵具セットなど学校で使用するものになっています。

## 小学生



小学校で使用する体操服や上履きなどが 66.5%で最も割合が高く、次いでランドセルの購入費用が 49.7%、絵具セットや鍵盤ハーモニカなどが 39.3%、通学に使用する衣類や靴などが 21.4%の順となっています。

●負担感の強いものはランドセル、体操着や上履き、絵具セットなど、学校で使用するものになっています。ただし、就学前の保護者と比較して、負担に感じないという保護者の割合は多くなっています。

## 第2章

### 町の子ども・子育てを取り巻く現状



安楽城保育所の様子

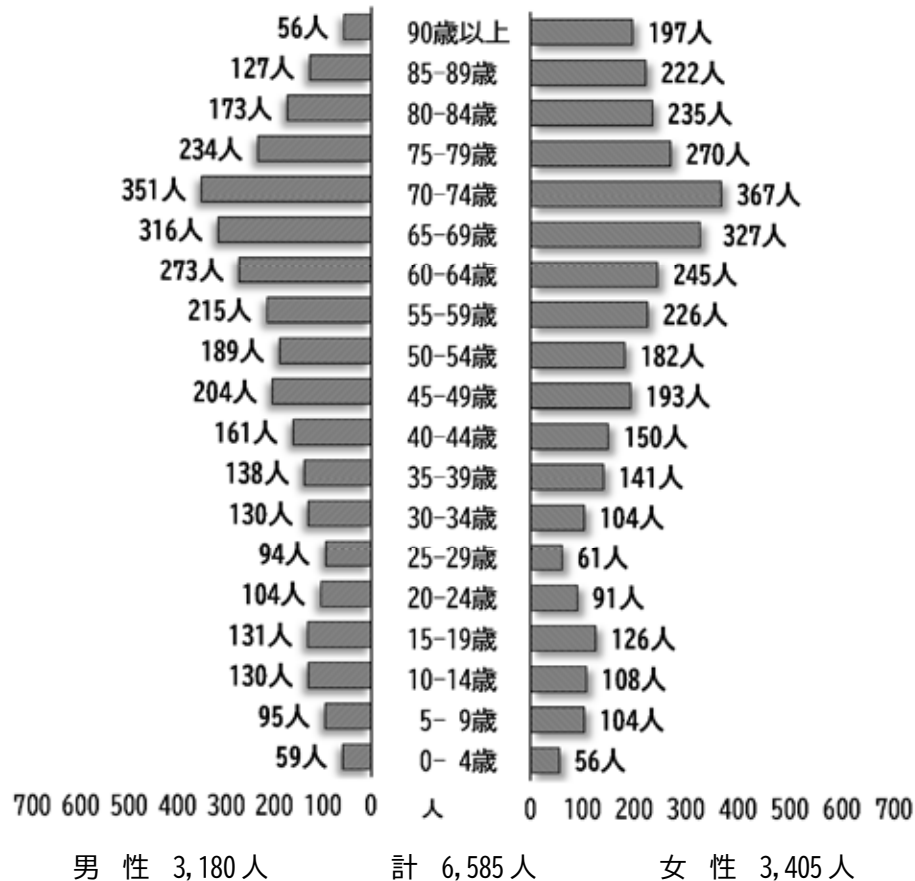


## 第2章 町の子ども・子育てを取り巻く現状

### 1 人口・世帯数の推移

#### (1) 人口構造

##### ◆人口ピラミッド



※資料：住民基本台帳 令和6年3月31日

令和6年3月31日現在の人口ピラミッドをみると、年少人口が少なく、将来の人口減少が予測される「つぼ型」となっています。

現状では、昭和22年～24年生まれの「団塊の世代（戦後の第一次ベビーブーム世代）」が75歳以上となり、その前後の階層が大きく膨らんでいます。また、その上の層も平均的に多くの人数の分布が認められます。

その一方では、年少人口が極端に少なく、先細りになっており、少子高齢化の実態が示されています。男女別では、女性の高齢化が特に進んでいる結果となっています。

#### ■統計調査の見方について

百分比(%)について、図表では小数点第2位をそれぞれ四捨五入しているため、百分比(%)の合計が100%にならない場合があります。

## (2) 人口推移

### ①年齢3区分人口

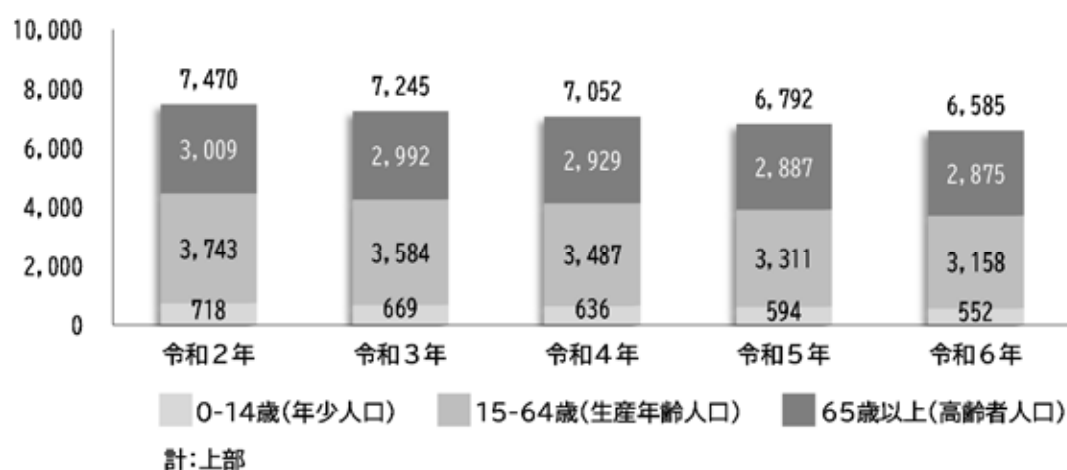
本町の人口は、令和2年から令和6年の5年間で885人が減少し、令和6年4月1日現在の人口は6,585人となっています。

年齢3区分人口をみると、年少人口及び生産年齢人口において減少傾向で推移していますが、高齢者人口は大きな変動がなく、各年ほぼ2,900人前後で推移しています。

※(0-14歳)年少人口 (15-64歳)生産年齢人口 (65歳以上)高齢者人口

#### ◆年齢3区分人口の推移

(単位 人)



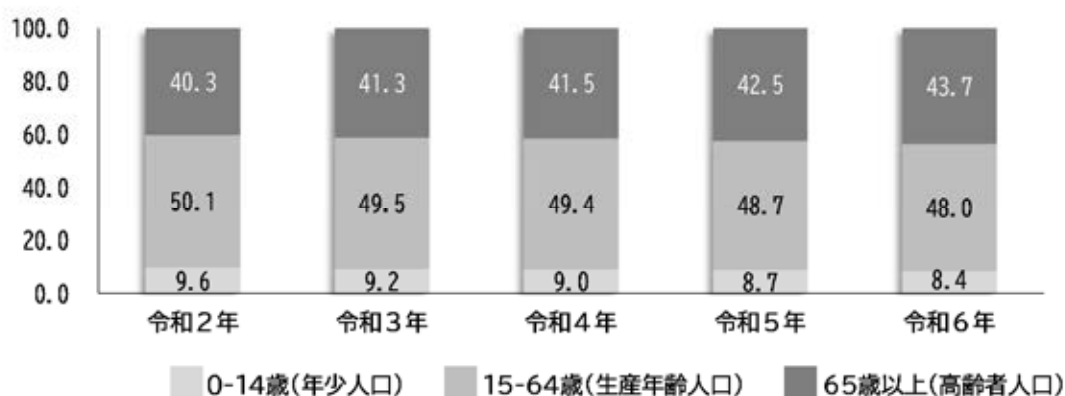
### ②人口構成比

年齢3区分の人口構成比は、年少人口は1割未満で推移し、生産年齢人口の割合は減少傾向で推移していますが、高齢者人口の割合は人口総数に比しては増加傾向にあることから、少子高齢化の進行がうかがわれます。

令和6年4月1日現在では、年少人口8.4%、生産年齢人口48.0%、高齢者人口43.7%となっています

#### ◆年齢3区分人口構成比の推移

(単位 %)



※以上資料：住民基本台帳

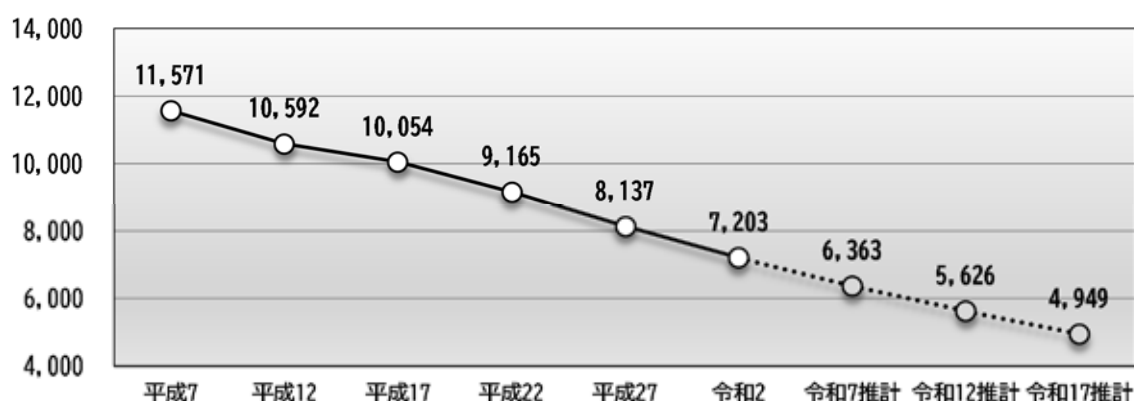
### (3) 人口推計

本町の令和2年までの国勢調査結果等に基づいて、人口問題研究所が推計したところ、総人口は減少傾向で推移し、令和12年には5,626人になるという推計結果となりました。

年齢3区分人口では、年少人口（0－14歳）の割合は減少傾向で推移し、高齢者人口（65歳以上）の割合は微減傾向で推移するものと見込まれ、相対的に生産年齢人口（15－64歳）が大きく減少していくことが見込まれます。

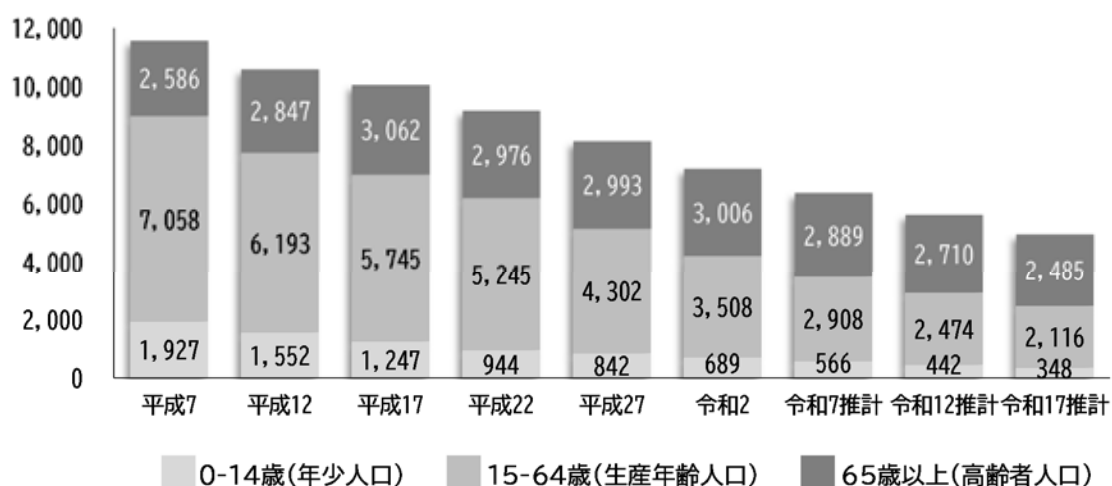
◆町の人口推移及び推計

(単位 人)



◆年齢3区分の推移推計

(単位 人)

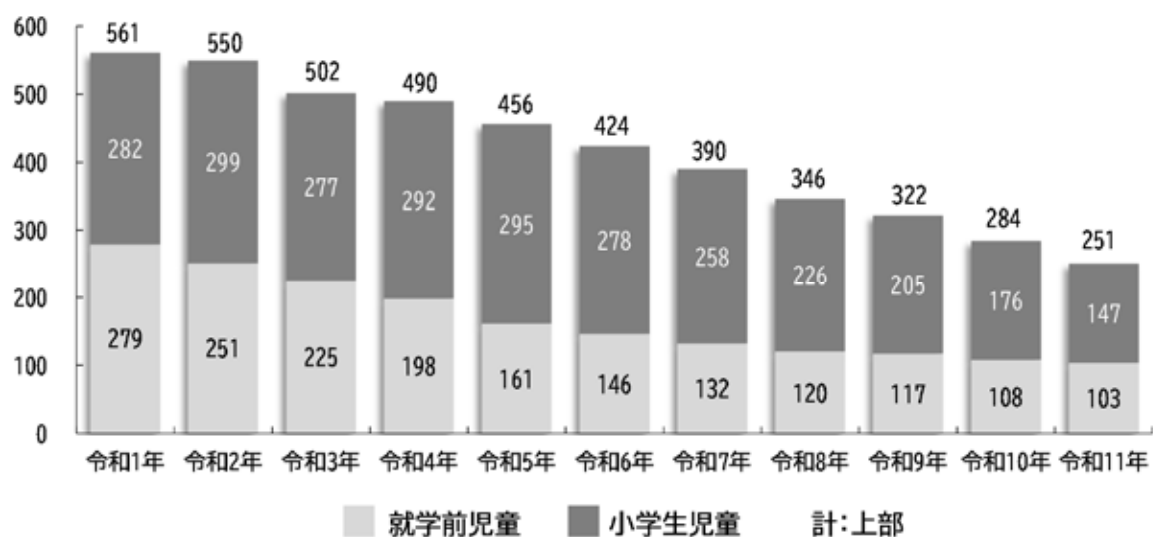
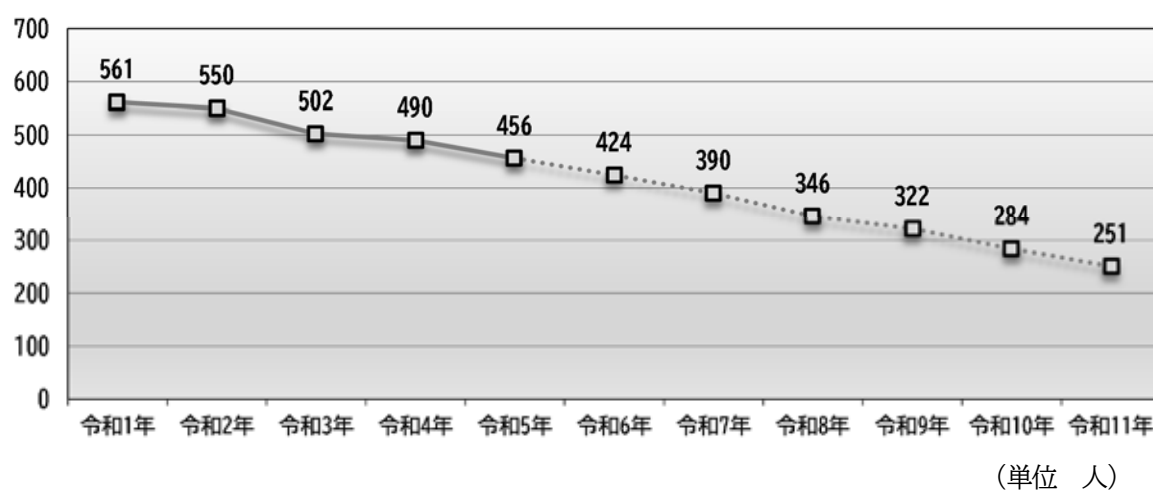


※上記の2つの図については令和2年までが国勢調査結果、令和7年以降は人口問題研究所の推計による。

## (4) 児童数の推移・推計

### ◆児童数の推計

(単位 人)



※令和1年～令和5年 住民基本台帳による児童数

令和6年～令和11年 コーホート法による推計児童数

今回のニーズ量調査の基本となる児童数推計です。

※前ページの国勢調査による推計とは、異なる方法で計算されています。

## (4) 世帯数

## ◆世帯数の推移

(単位 世帯、%)

|                       | 平成12年          | 平成17年          | 平成22年          | 平成27年          | 令和2年           |
|-----------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 一般世帯数                 | 2,808          | 2,742          | 2,623          | 2,469          | 2,310          |
| 核家族世帯数<br>(対一般世帯数比)   | 1,105<br>39.4% | 1,120<br>40.8% | 1,099<br>41.9% | 1,087<br>44.0% | 1,060<br>45.9% |
| その他の親族世帯<br>(対一般世帯数比) | 1,407<br>50.1% | 1,290<br>47.0% | 1,140<br>43.5% | 939<br>38.0%   | 782<br>33.9%   |
| 非親族世帯<br>(対一般世帯数比)    | 3<br>0.1%      | 4<br>0.1%      | 16<br>0.6%     | 12<br>0.5%     | 10<br>0.4%     |
| 単独世帯数<br>(対一般世帯数比)    | 293<br>10.4%   | 328<br>12.0%   | 368<br>14.0%   | 431<br>17.5%   | 458<br>19.8%   |

## ◆児童のいる世帯の推移

(単位 世帯、人)

|                | 平成12年  | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年  |
|----------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 一般世帯数          | 2,808  | 2,742 | 2,623 | 2,469 | 2,310 |
| 一般世帯人員         | 10,482 | 9,859 | 8,941 | 7,811 | 6,882 |
| 6歳未満親族のいる一般世帯  |        |       |       |       |       |
| 世帯数            | 346    | 299   | 237   | 211   | 174   |
| 世帯人員           | 1,976  | 1,750 | 1,401 | 1,263 | 1,005 |
| 18歳未満親族のいる一般世帯 |        |       |       |       |       |
| 世帯数            | 1,026  | 892   | 720   | 581   | 490   |
| 世帯人員           | 5,678  | 4,895 | 3,857 | 3,105 | 2,569 |

※資料：各年国勢調査

総人口と同様に世帯数も減少傾向で推移しており、令和2年の一般世帯数は2,310世帯となっています。

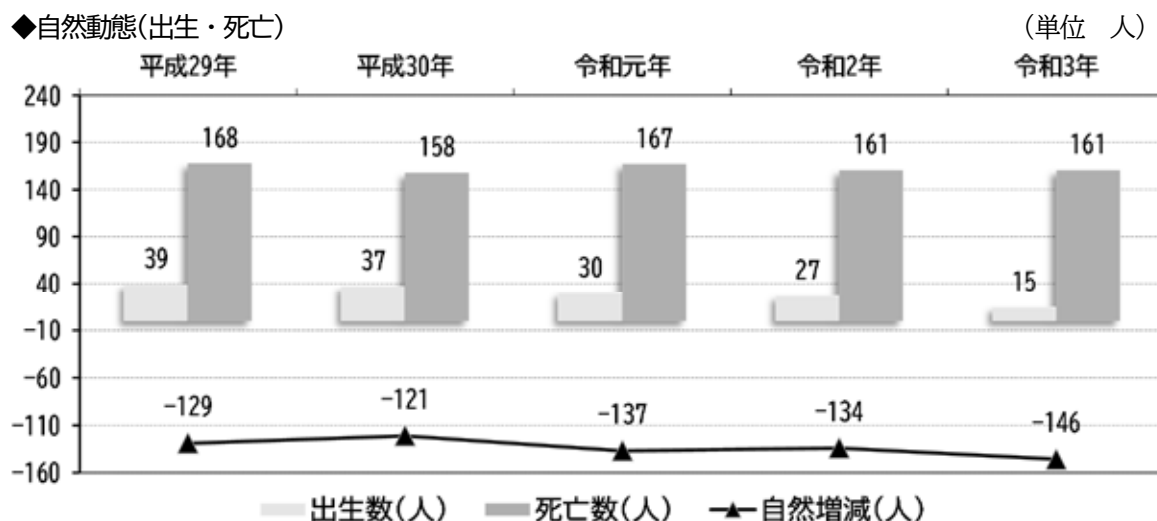
一方、核家族世帯はほぼ同数、単独世帯は増加傾向にあり、令和2年度における核家族世帯の一般世帯に占める割合は、45.9%となり、単独世帯の一般世帯に占める割合は19.8%となっています。

また、6歳未満親族のいる世帯数と18歳未満親族のいる世帯数は減少傾向にあり、令和2年の世帯数は、平成12年と比べ、6歳未満親族のいる世帯数ではマイナス172世帯、18歳未満親族のいる世帯数ではマイナス536世帯となっています。

## 2 出生の動向

### (1) 自然動態

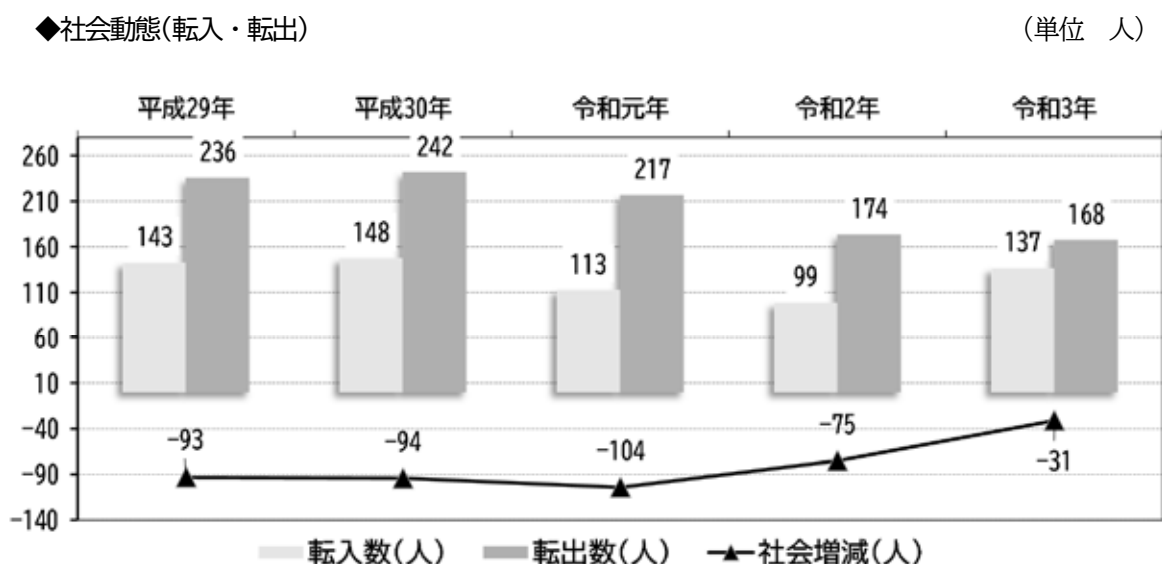
出生数と死亡数の推移では、いずれの年も死亡数が出生数を上回っており、令和3年における自然増減はマイナス146人となっています。年々自然減の数が増加傾向にあります。



※資料:保健福祉統計年報

### (2) 社会動態

転入者と転出者の推移では、いずれの年も転出者が転入者を上回り、令和3年における社会増減はマイナス31人となっています。このところ社会減の幅は減少傾向にあります。



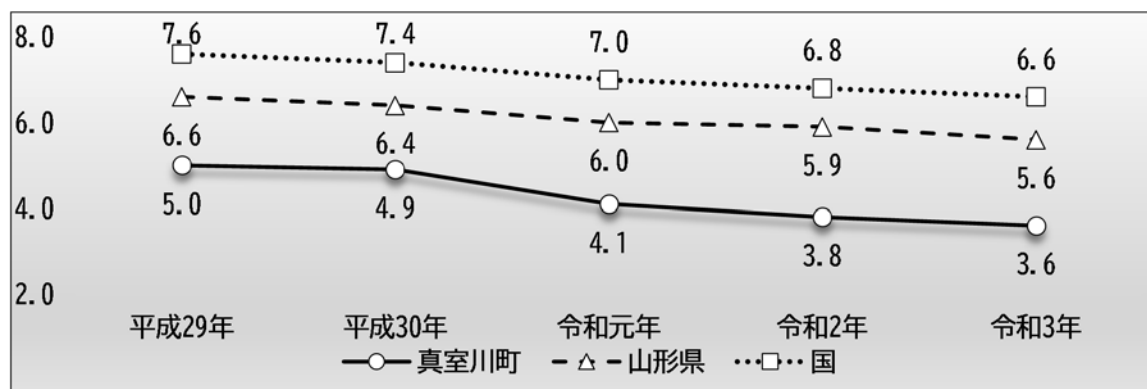
※資料:人口と世帯数

### (3) 出生率の推移

近年の出生率は、ほぼ国及び県の数値を下回っており、令和3年では3.6となっています。

◆出生率の推移(国・県・町)

(単位 %)



※出生率とは、当該年における「出生数／総人口」に1,000をかけたものです。(人口千人対)

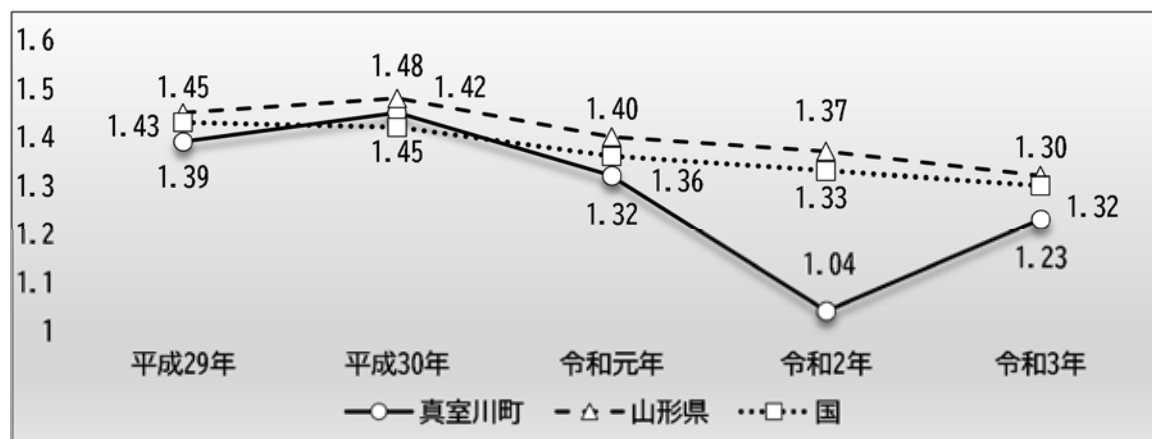
資料：保健福祉統計年報

### (4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、データ数の少ない町村等では乱高下する場合があります、県の平均値を上下して推移してきましたが、令和3年では1.23となり、国・県の平均値に近づいています。

◆合計特殊出生率の推移(国・県・町)

(単位 %)



※合計特殊出生率（期間合計特殊出生率）とは、その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年度の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当します。

資料：保健福祉統計年報

### 3 婚姻・離婚の状況

#### (1) 婚姻・離婚件数の推移

近年の婚姻件数は減少傾向にあり、令和3年では9件となっています。人口1,000人当たりの婚姻率は、国と県との比較でみると、いずれの年も国及び県の数値を下回っています。

また、離婚件数は減少傾向で推移しており、令和3年では8件となっています。人口1,000人当たりの離婚率でみると、令和2年から国及び県の数値を下回っています。

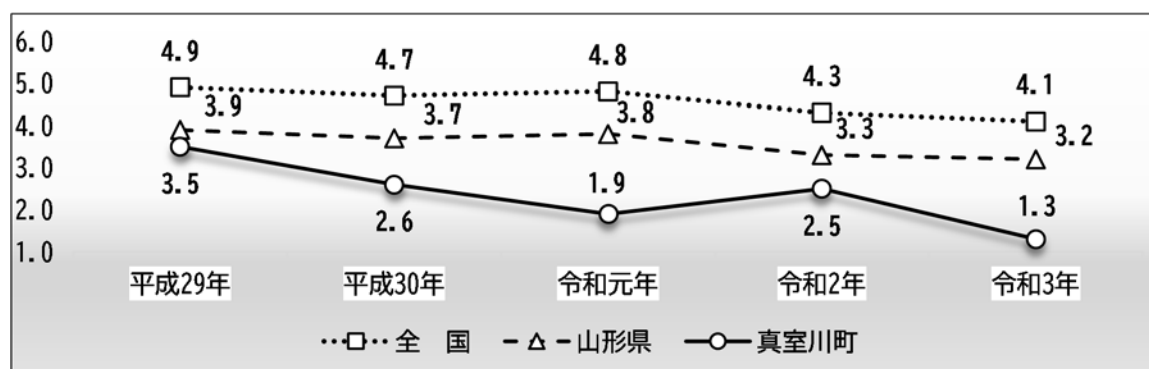
##### ◆婚姻件数

(単位 件)

|      | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 |
|------|-------|-------|------|------|------|
| 婚姻件数 | 27    | 20    | 14   | 18   | 9    |

##### ◆人口1,000人当たりの婚姻率の推移

(単位 件)



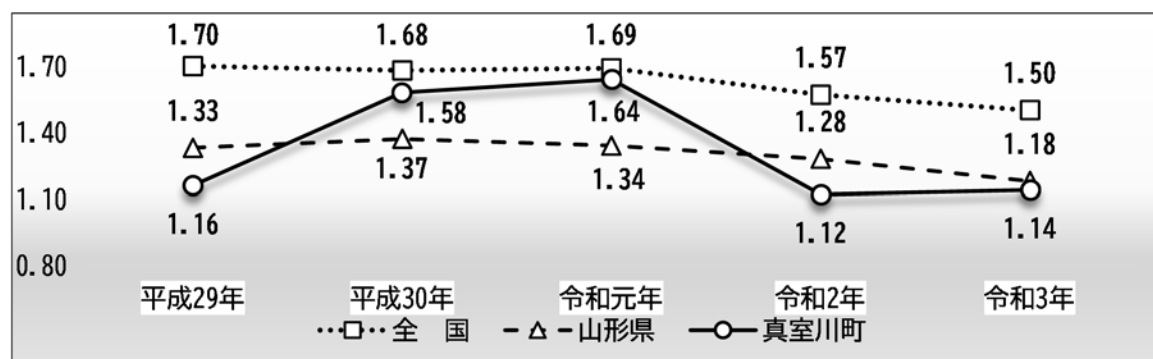
##### ◆離婚件数

(単位 件)

|      | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 |
|------|-------|-------|------|------|------|
| 離婚件数 | 9     | 12    | 12   | 8    | 8    |

##### ◆人口1,000人当たりの離婚率の推移

(単位 件)



※以上資料：保健福祉統計年報

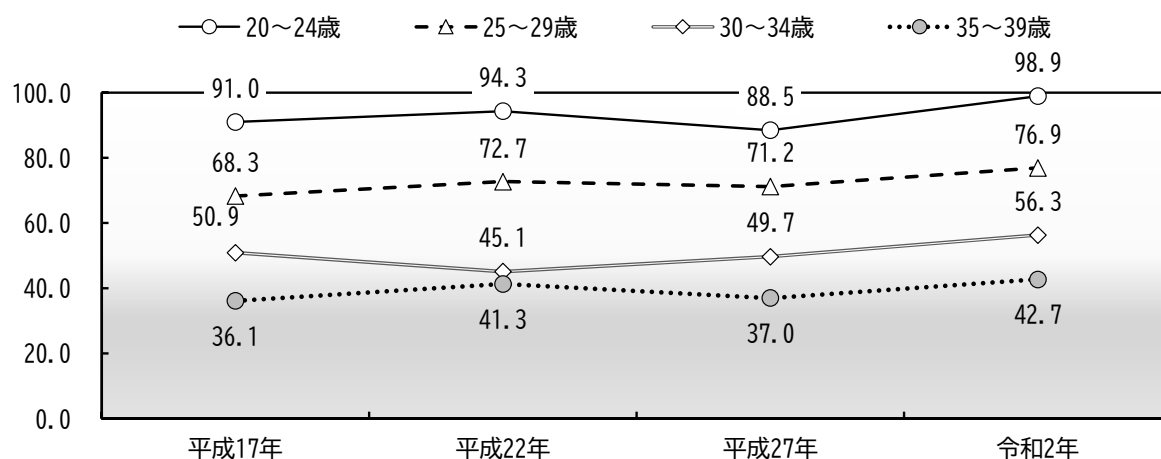
## (2) 未婚率の推移

男性では、各年代で未婚者の割合は増えています。35～39歳では、42.7%が未婚となっています。女性でも、各年代で未婚者の割合は増えています。35～39歳では、26.5%が未婚となっています。

全体的に、晩婚化の傾向がみられます。

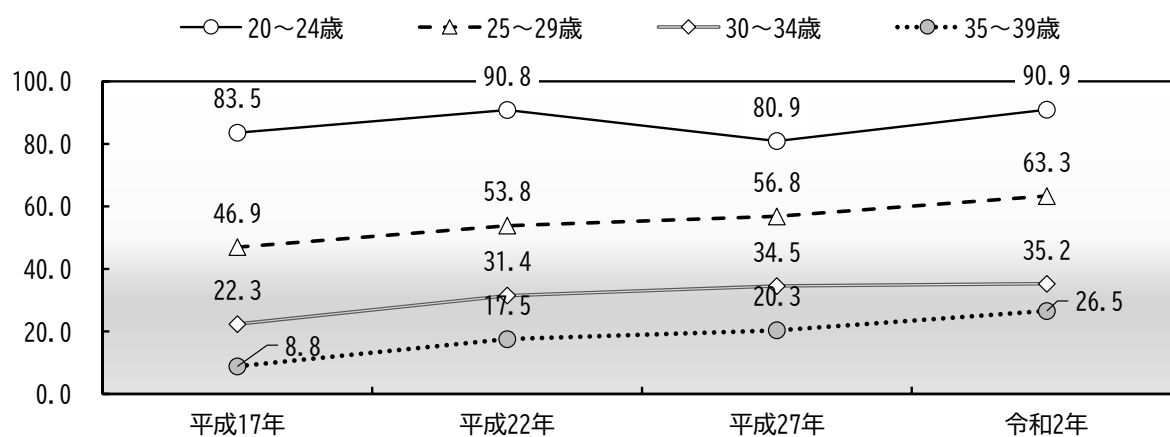
### ◆未婚率の推移(男 性)

(単位 %)



### ◆未婚率の推移(女 性)

(単位 %)



※以上資料:国勢調査

## 4 就労の状況

### (1) 男女別就業状況

男女別にみた就労状況では、男性、女性ともに就業者数は減少傾向にあり、令和2年の就業者数は平成12年よりも、男性で989人、女性で470人減少しています。

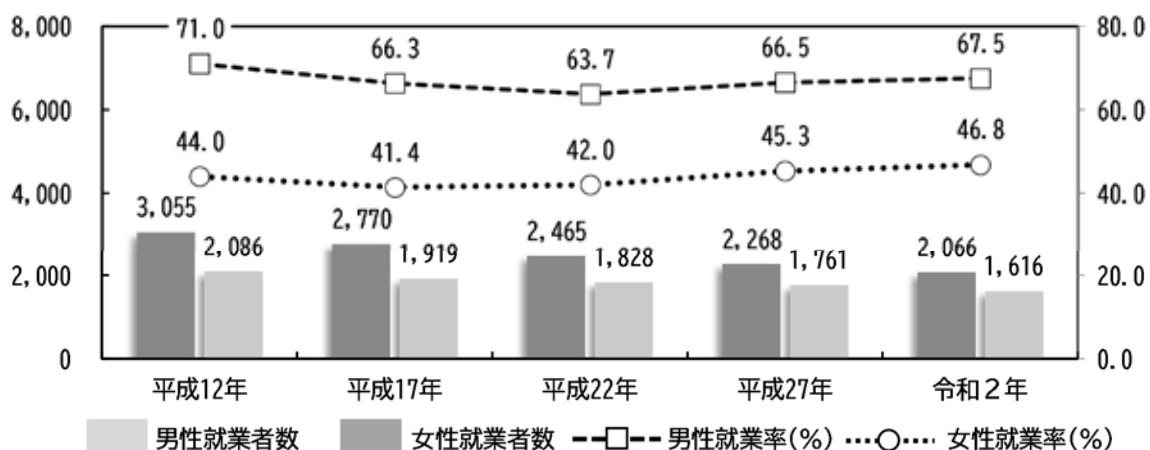
就業率をみると、男性では、平成22年まで減少していましたが、このところ増加に転じており、令和2年では、67.5%となっています。

女性でも、緩やかな上昇傾向がみられ、令和2年では、46.8%となっています。

これらの変動は、地域経済や雇用の動向によるものと考えられます。

#### ◆男女別就業状況

(単位 人、%)



※資料:国勢調査

### (2) 年齢別就業状況

平成12年と令和2年の比較でみると、就労状況には変化がみられます。

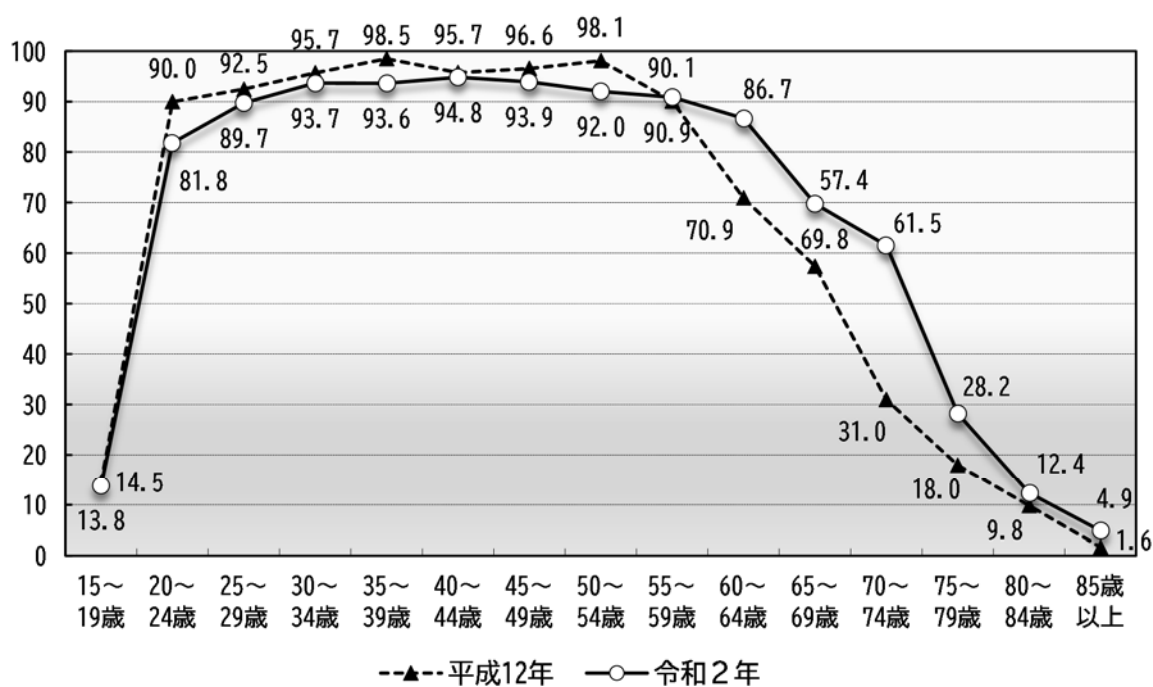
男性では、かつては50代半ばあたりから就業率が低下していましたが、最近では65歳代から緩やかに低下する変化がみられ、就労年数の長期化がみられます。

女性については、かつて20～30歳代で就業率の落ち込みがみられましたが、現在ではこの年代で就業率の低下がみられず、子育て世代の働く女性が増えています。低下は35～39歳のポイントに移動してきています。結婚・出産・育児等で一度退職する機会が多いことから考えられる「M字カーブ」が後の年代に移動してきており、晩婚化等の影響が考えられます。

かつて40代から落ち込みがみられた就業率は、60代半ばまで上昇してから下降しています。女性では、就労年数の長期化が特に顕著となっています。

◆年齢別就業状況 男性

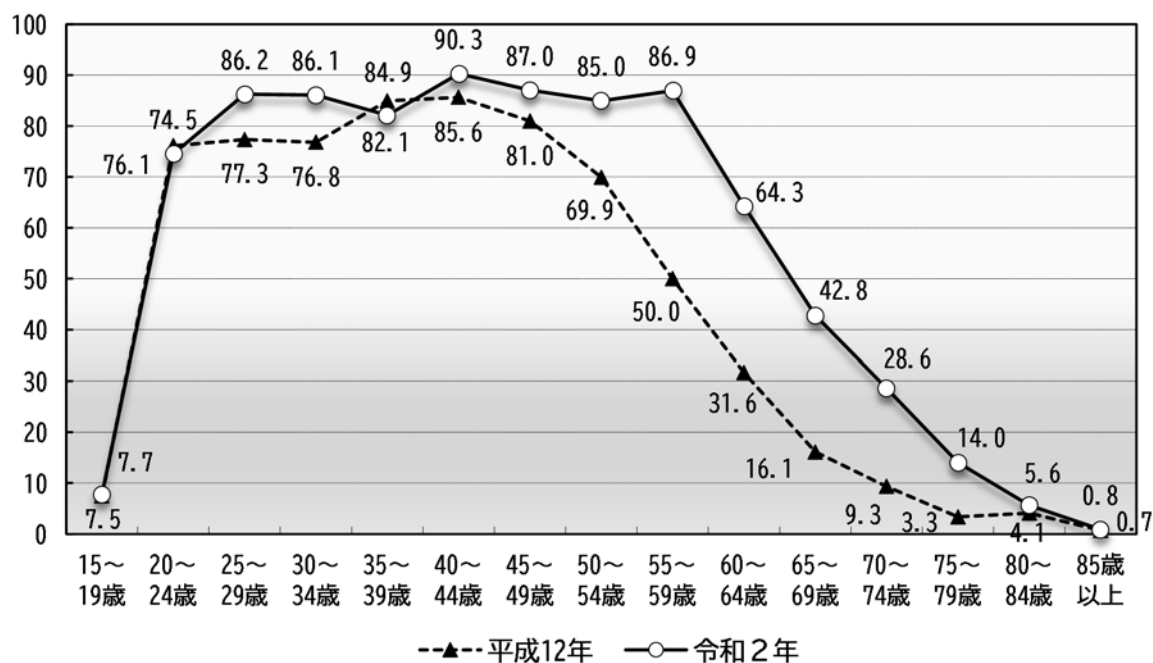
(単位 %)



資料:国勢調査

◆年齢別就業状況 女性

(単位 %)



資料:国勢調査

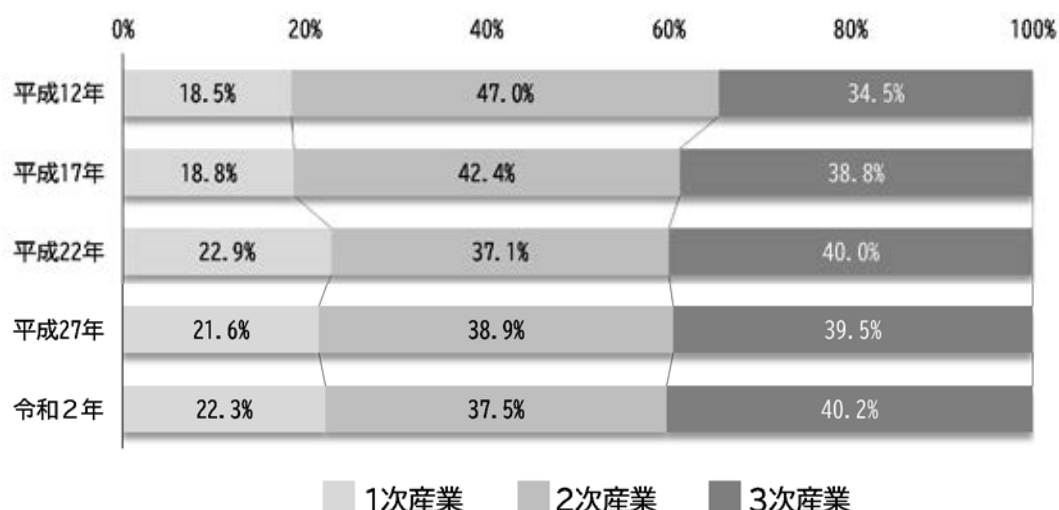
### (3) 産業分類別就業状況

令和2年の産業分類別就業者割合をこれまでと比較してみると、男女ともに第2次産業が減少し、第1次産業、第3次産業が増加してきています。

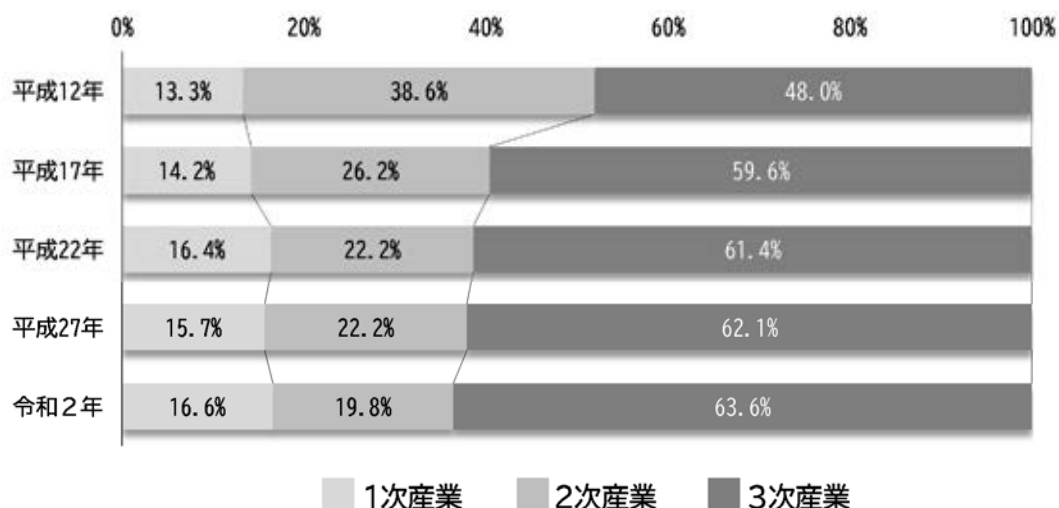
令和2年における第3次産業就業者割合は男性が40.2%、女性が63.6%となっており、3区分のうち最も高い就業率となっています。第3次産業は、サービス業、卸売・小売業・飲食店などであり、特に女性では、就労形態も多様になってきていると考えられます。

この間の大きな流れとして、男女とも、農業をはじめとする第1次産業の就労人口については安定化してきていますが、一方、第2次産業から第3次産業への就労人口の移動がみられます。

◆産業分類別就業率(男 性) (単位 %)



◆産業分類別就業率(女 性) (単位 %)



※以上資料：国勢調査

※第一次産業には、農業・林業・水産業が属します。第二次産業には、鉱工業・製造業・建設業などが属します。第三次産業は、金融、保険、卸売り、小売、サービス業、情報通信業などです。

## 5 教育・保育施設の状況

### (1) 保育所の状況

近年の町立保育所の入所児童数の状況をみると、減少傾向にあります。

令和6年4月の入所児童数は36人となっています。

#### ◆保育所入所児童数

(各年4月1日現在／単位 人)

| 施設<br>年<br>年齢 | 保育所全体 |     |     |     |     | 安楽城保育所 |    |    |    |    | 釜淵保育所 |    |    |    |    |
|---------------|-------|-----|-----|-----|-----|--------|----|----|----|----|-------|----|----|----|----|
|               | R2    | R3  | R4  | R5  | R6  | R2     | R3 | R4 | R5 | R6 | R2    | R3 | R4 | R5 | R6 |
| 0歳児           | 0     | 0   | 0   | 0   | 0   | 0      | 0  | 0  | 0  | 0  | 0     | 0  | 0  | 0  | 0  |
| 1歳児           | 4     | 1   | 4   | 1   | 3   | 2      | 1  | 3  | 0  | 0  | 2     | 0  | 1  | 1  | 3  |
| 2歳児           | 13    | 11  | 4   | 5   | 5   | 4      | 6  | 2  | 4  | 2  | 9     | 5  | 2  | 1  | 3  |
| 小計            | 17    | 12  | 8   | 6   | 8   | 6      | 7  | 5  | 4  | 2  | 11    | 5  | 3  | 2  | 6  |
| 3歳児           | 17    | 14  | 16  | 7   | 7   | 10     | 4  | 10 | 5  | 5  | 7     | 10 | 6  | 2  | 2  |
| 4歳児           | 21    | 16  | 13  | 16  | 5   | 10     | 10 | 4  | 10 | 4  | 11    | 6  | 9  | 6  | 1  |
| 5歳以上          | 20    | 21  | 16  | 11  | 16  | 12     | 10 | 10 | 4  | 11 | 8     | 11 | 6  | 7  | 5  |
| 小計            | 58    | 51  | 45  | 34  | 28  | 32     | 24 | 24 | 19 | 20 | 26    | 27 | 21 | 15 | 8  |
| 合計            | 75    | 63  | 53  | 40  | 36  | 38     | 31 | 29 | 23 | 22 | 37    | 32 | 24 | 17 | 14 |
| 定員            | 110   | 110 | 110 | 110 | 110 | 50     | 50 | 50 | 50 | 50 | 60    | 60 | 60 | 60 | 60 |

※資料：教育課

### (2) 認定こども園の状況

近年のたんぽぽこども園の入園児童数の状況をみると、減少傾向にあります。

令和6年4月の入園児童数は73人となっています。

#### ◆認定こども園入所児童数

(各年4月1日現在／単位 人)

| 施設<br>年<br>年齢 | たんぽぽこども園 |      |      |      |      |
|---------------|----------|------|------|------|------|
|               | 令和2年     | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
| 0歳児           | 1        | 3    | 4    | 2    | 1    |
| 1歳児           | 11       | 12   | 6    | 11   | 7    |
| 2歳児           | 10       | 14   | 15   | 9    | 10   |
| 3歳児           | 32       | 21   | 19   | 23   | 15   |
| 4歳児           | 33       | 31   | 21   | 17   | 23   |
| 5歳以上          | 21       | 33   | 33   | 20   | 17   |
| 合計            | 108      | 114  | 98   | 82   | 73   |
| 定員            | 125      | 125  | 110  | 100  | 80   |

※資料：教育課

### (3) 小規模保育施設の状況

令和6年4月のキッズハウスの利用児童数は9人と減少していますが、今後、年度途中の利用児童数が見込まれます。

#### ◆小規模保育施設入所児童数

(各年4月1日現在／単位 人)

| 施設<br>年<br>年齢 | キッズハウス |      |      |      |      |
|---------------|--------|------|------|------|------|
|               | 令和2年   | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
| 0歳児           | 4      | 1    | 4    | 3    | 2    |
| 1歳児           | 4      | 7    | 5    | 6    | 3    |
| 2歳児           | 5      | 5    | 4    | 3    | 4    |
| 合計            | 13     | 13   | 13   | 12   | 9    |
| 定員            | 15     | 15   | 15   | 15   | 15   |

※資料：教育課

### (4) 小学校の状況

小学校児童数は年々減少し、令和6年5月では270人となっています。

真室川小学校で171人、真室川あさひ小学校で57人、真室川北部小学校で42人の児童数となっています。

#### ◆小学校児童数

(各年5月1日現在／単位 人)

| 学校<br>年<br>学年 | 小学校全体 |     |     |     |     | 真室川小学校 |     |     |     |     | 真室川あさひ小学校 |    |    |    |    | 真室川北部小学校 |    |    |    |    |
|---------------|-------|-----|-----|-----|-----|--------|-----|-----|-----|-----|-----------|----|----|----|----|----------|----|----|----|----|
|               | R2    | R3  | R4  | R5  | R6  | R2     | R3  | R4  | R5  | R6  | R2        | R3 | R4 | R5 | R6 | R2       | R3 | R4 | R5 | R6 |
| 1年            | 57    | 39  | 54  | 47  | 29  | 35     | 20  | 34  | 32  | 19  | 13        | 11 | 10 | 10 | 4  | 9        | 8  | 10 | 5  | 6  |
| 2年            | 49    | 57  | 40  | 53  | 47  | 34     | 35  | 21  | 33  | 31  | 9         | 13 | 11 | 10 | 11 | 6        | 9  | 8  | 10 | 5  |
| 3年            | 46    | 48  | 57  | 39  | 51  | 28     | 33  | 35  | 21  | 33  | 10        | 9  | 13 | 10 | 10 | 8        | 6  | 9  | 8  | 8  |
| 4年            | 43    | 46  | 50  | 57  | 38  | 27     | 28  | 34  | 34  | 21  | 11        | 10 | 9  | 14 | 9  | 5        | 8  | 7  | 9  | 8  |
| 5年            | 42    | 42  | 47  | 49  | 57  | 29     | 26  | 28  | 34  | 34  | 10        | 11 | 10 | 9  | 14 | 3        | 5  | 9  | 6  | 9  |
| 6年            | 58    | 42  | 42  | 47  | 48  | 32     | 29  | 27  | 28  | 33  | 14        | 10 | 10 | 10 | 9  | 12       | 3  | 5  | 9  | 6  |
| 合計            | 295   | 274 | 290 | 292 | 270 | 185    | 171 | 179 | 182 | 171 | 67        | 64 | 63 | 63 | 57 | 43       | 39 | 48 | 47 | 42 |

※資料：学校基本調査

## 6 地域の子育て支援の状況

### (1) 放課後児童健全育成事業

本町では、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・学童クラブ）を3か所で実施しており、令和6年度の延べ利用児童数は、全体で9,404人となっています。

#### ◆学童クラブ利用児童数 (各年度実績、令和6年度は実績見込み／単位 延人)

| クラブ名   | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 真室川    | 6,578 | 8,477 | 7,717 | 7,093 | 5,238 | 5,848 |
| 真室川あさひ | 465   | 0     | 120   | 783   | 1,574 | 1,016 |
| 真室川北部  | 1,371 | 621   | 1,585 | 1,958 | 2,308 | 2,540 |
| 計      | 8,414 | 9,098 | 9,422 | 9,834 | 9,120 | 9,404 |

#### ◆放課後子ども対策関連事業 (令和5年度実績、単位 人)

| 事業名     | 参加児童数 | 実施日        |
|---------|-------|------------|
| 希少動物観察会 | 21    | 6月7日、8月19日 |

### (2) 地域子育て支援拠点事業

#### ◆子育て支援センター広場事業(町直営) (令和5年度実績)

| 事業                | 利用件数 | 内容                 |
|-------------------|------|--------------------|
| わんぱく広場（青空わんぱくを含む） | 40人  | 季節のテーマに沿った遊びの提供    |
| 赤ちゃん広場            | 62人  | 乳児と母親のケア（ベビーマッサージ） |
| わくわくワークショップ       | 110人 | 子育て中の家族のためのワークショップ |
| 親子の遊び場「たいよう」      | 589人 | 未就学児の遊びと交流の場の提供    |
| 土曜開放              | 174人 | 同上 毎週土曜日の午前中開催     |

#### ◆子育て応援団あんよ（自主団体） (令和5年度実績)

| 事業               | 内容                                     | 人数・回数 |
|------------------|----------------------------------------|-------|
| ○あそびの広場          | 月2回、土曜日に中央公民館での開催を基本とした、遊びの場や交流の場の提供   | 87人   |
| ○託児              | 支援センター拠点事業                             | 8回    |
| スマイルスポット事業       | 短時間の託児を受託                              | 1回    |
| 町内他機関託児          | 教育課以外の事業による託児の受託                       | 3回    |
| ○ブックスタート事業の支援    | 健診の際などでの読み聞かせ                          | 8回    |
| ○保育通園（所）児童へのバス添乗 | 毎年4月実施の安全確認やマナーの指導                     | 19日   |
| ○あんよカフェ          | 伝承料理や昔遊びを提供し複数世代の交流を推進（コロナ禍で飲食を伴うため中止） | 0回    |

## 7 第二期計画の経過と評価

### I. 幼児期の教育・保育事業計画のこれまでの経過

#### 1 これまでの経過

【平成 27 年度】

- ・認可外保育施設キッズハウスが、小規模保育事業所へ移行。

【平成 29 年度】

- ・認定こども園（たんぽぽこども園）の施設改修整備を行い、0 歳～2 歳児の定員を増。

#### 2 教育・保育の量の見込み及び実績（各年度4月1日現在）

※「量の見込み」は第一期計画の推計利用者数

※「実績」は各年度4月1日現在の入所児童数

##### （1）幼児期の教育

1 号認定の量の見込み及び実績

（単位：人）

| 年度              |       | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-----------------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 認定こども園<br>及び幼稚園 | 量の見込み | 8       | 8       | 7       | 6       | 5       |
|                 | 実績    | 6       | 6       | 6       | 5       | 1       |

##### （2）幼児期の保育

2 号認定（3～5 歳児）の量の見込み及び実績

（単位：人）

| 年度              |       | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-----------------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 認定こども園<br>及び保育所 | 量の見込み | 137     | 133     | 111     | 97      | 94      |
|                 | 実績    | 138     | 132     | 113     | 91      | 83      |

3 号認定の量の見込み及び実績

（単位：人）

| 年度            |       | 令和 2 年度         | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|---------------|-------|-----------------|---------|---------|---------|---------|
| 0 歳           | 量の見込み |                 | 6       | 7       | 7       | 6       |
|               | 実績    | 認定こども園<br>及び保育所 | 1       | 3       | 4       | 2       |
|               |       | 小規模保育施設         | 4       | 1       | 4       | 3       |
|               |       | 計               | 5       | 4       | 8       | 5       |
| 1<br>～<br>2 歳 | 量の見込み |                 | 52      | 50      | 51      | 54      |
|               | 実績    | 認定こども園<br>及び保育所 | 39      | 39      | 30      | 28      |
|               |       | 小規模保育施設         | 9       | 12      | 9       | 7       |
|               |       | 計               | 48      | 51      | 39      | 37      |

## 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び実績（各年度末の実績数）

※「量の見込み」は第一期計画の推計利用者数

※令和2年度～5年度までの「実績」は年度末実績数

※令和6年度の「実績」は見込数

## (1) 時間外保育事業（延長保育）

（単位：人）

|          | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み    | 2,500 | 2,500 | 2,200 | 2,000 | 1,900 |
| 実績（利用者数） | 1,145 | 731   | 836   | 900   | 859   |

## (2) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

（単位：人）

| 1～3年生 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 50    | 50    | 45    | 40    | 36    |
| 実績    | 39    | 36    | 44    | 43    | 44    |

| 4～6年生 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 30    | 29    | 35    | 34    | 32    |
| 実績    | 20    | 6     | 19    | 13    | 15    |

## (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

（単位：人日）

|       | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 14    | 14    | 14    | 14    | 14    |
| 実績    | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

## (4) 地域子育て支援拠点事業

（単位：人回／年）

|       | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 1,344 | 1,356 | 1,308 | 1,236 | 1,188 |
| 実績    | 982   | 741   | 1033  | 975   | 768   |

## (5) 一時預かり事業

## ①幼稚園における一時預かり

（単位：人回／年）

|          | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み    | 320   | 320   | 120   | 120   | 120   |
| 実績（利用者数） | 193   | 0     | 0     | 0     | 0     |

## ②その他の一時預かり

（単位：人回／年）

|          | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み    | 48    | 48    | 48    | 48    | 48    |
| 実績（利用者数） | 7     | 7     | 4     | 0     | 0     |

(6) 病児・病後保育事業

平成 30 年度より新庄市と舟形町と協定を結び広域利用を行っている。

(単位：人日／年)

|       | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み | 10      | 10      | 10      | 10      | 10      |
| 実績    | 0       | 1       | 0       | 0       | 0       |

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

当町にはファミリー・サポート・センター事業所はなく、町外で実施している事業所の情報提供を行った。

(単位：人日／年)

|       | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み | 6       | 6       | 6       | 6       | 6       |
| 実績    | 0       | 2       | —       | —       | —       |

(8) 利用者支援事業（母子保健型）

第一期計画では、平成 29 年度に利用者支援事業を実施する見込みだったが、令和元年 11 月に福祉課内に子育て世代包括支援センターを開設し、母子保健型の利用者支援事業を開始した。

(単位：か所)

|         | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み   | 1       | 1       | 1       | 1       | 1       |
| 実績（施設数） | 1       | 1       | 1       | 1       | 1       |

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

(単位：人)

|          | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み    | 37      | 35      | 35      | 35      | 35      |
| 実績（訪問件数） | 21      | 28      | 20      | 23      | 17      |

(10) 養育訪問事業

(単位：人)

|          | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み    | 1       | 1       | 1       | 1       | 1       |
| 実績（訪問件数） | 0       | 0       | 1       | 1       | 2       |

(11) 妊婦健診事業

(単位：回)

|          | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み    | 350     | 340     | 340     | 340     | 340     |
| 実績（健診回数） | 280     | 276     | 190     | 252     | 210     |

## Ⅱ. 各種施策の推進 これまでの経過

## 1 子育て世代等の経済的負担の軽減【第一期計画以降 拡充・新規事業】

| 年 月         | 事業内容                                                                                                       |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 27 年 4 月 | 利用者負担（保育料）を第 1 子・第 2 子半額、第 3 子無償<br>学童クラブ利用料を 5,000 円から 3,000 円に軽減開始                                       |
| 平成 30 年 4 月 | 新生児聴覚検査を全額助成<br>高校生相当年齢まで医療費を無料化<br>小中学校の副教材費の無償化                                                          |
| 平成 31 年 4 月 | 乳児（1 歳未満）を家庭で保育している保護者等に家庭保育支援給付金<br>（月額 3 万円）を給付<br>小中学校の給食費の保護者負担軽減（おいしいふるさと給食の実施）                       |
| 令和元年 10 月   | 保育料の無償化に伴い、全ての 3 歳児から 5 歳児の副食費を無償化                                                                         |
| 令和 2 年 3 月  | 3 歳以上児を対象に保育施設おいしいふるさと給食を年 1 回実施<br>その後毎年 年 3 回として継続実施                                                     |
| 令和 3 年 9 月  | 山形県と連携して段階的に保育料を軽減するため、第 3 階層と第 4 階層<br>の令和 3 年 9 月～令和 4 年 3 月分の保育料を 1 / 4 に軽減                             |
| 令和 4 年 4 月  | 山形県と連携して段階的に保育料を軽減するため、第 3 階層と第 4 階層<br>の保育料を無償化<br>町路線バス使用料の高校生までの無償化を開始<br>保育施設及び小中学校給食原材料費高騰対策事業費補助金を開始 |
| 令和 4 年 7 月  | 育児休業に係る保育利用料等（教育認定）給付金の開始                                                                                  |
| 令和 5 年 4 月  | 民間保育施設における土曜日の副食費（3 歳児以上）の補助開始                                                                             |
| 令和 5 年 4 月  | 小中学生の社会体育施設の使用料を全額減免（照明等の利用は 8 割減免）                                                                        |
| 令和 6 年 4 月  | 学童クラブ利用料を一世帯最大 3,000 円とし更なる軽減を開始<br>全階層、保育料無償化開始、小中学校給食費完全無償化開始                                            |

## 2 安心して子育てができる環境の整備【第一期計画以降 拡充・新規事業】

| 年 月         | 事業内容                                                                             |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 28 年 3 月 | 子育て応援住宅の整備（1 号棟）                                                                 |
| 平成 29 年 3 月 | 子育て応援住宅の整備（2・3 号棟）                                                               |
| 平成 28 年 8 月 | 真室川小学校を施設改修し、真室川学童クラブの受入れ児童数枠を確保                                                 |
| 平成 29 年 4 月 | 子育て支援センターを町直営とし、町中央公民館内に設置                                                       |
| 平成 30 年 4 月 | 病児保育事業の広域利用開始                                                                    |
| 平成 30 年 3 月 | 認定こども園を施設改修し、0～2 歳児の定員を 10 名増とし受入れ人数の枠を確保                                        |
| 令和元年 11 月   | 子育て世代包括支援センターを開設                                                                 |
| 令和 2 年度     | 保育施設新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金を交付<br>公立保育所の感染防止備品や消耗品を整備                               |
| 令和 2 年 12 月 | 新型コロナウイルス感染症対応職員慰労金を交付<br>（町内保育施設の職員が対象）                                         |
| 令和 3 年度     | 保育施設新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金を交付<br>公立保育所では感染防止備品や消耗品を整備                              |
| 令和 4 年 2 月  | 民間保育施設の保育士等処遇改善臨時特例事業補助金を実施<br>（令和 4 年 2 月～令和 4 年 9 月までの事業、令和 4 年 10 月から公定価格で対応） |
| 令和 4 年 4 月  | 真室川町私立保育施設特別運営費補助金を開始<br>民間保育施設備品購入等支援事業費補助金を開始<br>子育て支援センターの毎週土曜午前開所を開始         |
| 令和 4 年 8 月  | 安楽城保育所駐車場を拡張整備                                                                   |
| 令和 5 年 3 月  | 民間保育施設に光熱費高騰対策支援金を交付                                                             |
| 令和 5 年 4 月  | こどもスマイルスポット事業（短時間託児）を開始<br>子育て応援団あんよ「あそびの広場」を月 2 回中央公民館の土曜午前開催に変更                |
| 令和 5 年 10 月 | 安楽城保育所屋根及び外壁等を改修                                                                 |
| 令和 6 年 3 月  | 民間保育施設のプライバシー保護に係る備品購入補助金を交付<br>公立保育所のプライバシー保護に係る備品を整備                           |
| 令和 6 年 9 月  | 釜淵保育所屋根及び外壁等を改修                                                                  |

## Ⅲ. 各種施策の推進 事業実績と評価

第二期の各種施策の事業について実績に基づき評価を行いました。

評価をもとに第三期計画に反映し、子ども・子育て会議で進捗状況の確認を行い審議・評価を実施していきます。

評価 ◎よくできている ○できている △あまりできていない ×できていない

## 1 地域における子育て支援

## (1) 地域における子育て支援の充実

| 事業名                    | 第二期計画の施策内容                                                                                                                 | 評価 | 担当課 |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----|
| ①子育て支援センター事業           | 子育て支援の拠点として、乳幼児とその保護者等が気軽に利用できる交流事業等を実施し、子育て支援機能の充実を図るとともに子育てサークルの育成・活動支援を行います。<br>加えて、子育て世代包括支援センターと連携し、情報提供や相談機能を充実させます。 | ◎  | 教育課 |
|                        |                                                                                                                            | ◎  | 福祉課 |
| ②経済的支援                 | 子育て世帯の経済的負担の軽減を行い、安心して子育てができるよう保護者等への直接的経済支援を行います。                                                                         | ◎  | 教育課 |
|                        |                                                                                                                            | ◎  | 福祉課 |
|                        |                                                                                                                            | ◎  | 町民課 |
| ③放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の充実 | 保護者が就労などにより昼間家庭に不在で、小学校に就学している児童に対して、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ります。                                                    | ◎  | 教育課 |
| ④子育てに関する情報提供の充実        | 町広報誌や町ホームページを活用し、子育て支援事業の内容や子育てに関する情報発信を行うとともに、県や管内市町村と連携し、子育てに関する情報提供を行います。                                               | ◎  | 企画課 |
|                        |                                                                                                                            | ◎  | 福祉課 |
|                        |                                                                                                                            | ○  | 教育課 |
| ⑤親と子が集える場の充実           | 未就園児を対象に認定こども園、保育所では施設や園庭を開放する開放保育を定期的実施し、遊びの場の提供や育児相談等を行います。<br>子育て応援団「あんよ」が町内3ヵ所で定期的に子どもが安全に遊べる場「あそびの広場」を行います。           | ○  | 教育課 |

## (2) 教育・保育サービスの充実

| 事業名             | 第二期計画の施策内容                                                            | 評価 | 担当課 |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------|----|-----|
| ①幼児教育・保育サービスの充実 | 子どもの生活を第一に考え、保護者等の就労形態の多様化や、日常生活における保育ニーズ等を十分に踏まえ、柔軟に対応できる事業を実施します。   | ○  | 教育課 |
| ②就学前教育・保育の充実    | 認定こども園・保育所・小学校との連携・交流を促進し、スムーズな就学に繋げるため、さらに内容を充実させ、質の高い幼児教育・保育を推進します。 | ○  | 教育課 |

## (3) 子育て支援のネットワークづくり

| 事業名             | 第二期計画の施策内容                                                       | 評価 | 担当課 |
|-----------------|------------------------------------------------------------------|----|-----|
| ①子育て支援ネットワークづくり | 子育て支援を担う関係機関との連絡調整等を行い、利用者が各種の子育て支援サービスを円滑に利用できるよう情報提供等の支援を行います。 | ○  | 教育課 |
|                 |                                                                  | ◎  | 福祉課 |

## (4) 児童虐待防止対策の充実

| 事業名                  | 第二期計画の施策内容                                                               | 評価 | 担当課 |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------|----|-----|
| ①子どもの権利擁護            | 体罰によらない子育てを推進するため、子育て世代包括支援センターや乳幼児健診の場、子育て支援拠点、保育所、学校等も活用して普及啓発活動を行います。 | ◎  | 福祉課 |
|                      |                                                                          | ○  | 教育課 |
| ②要保護児童対策地域協議会の推進     | 関係各課、機関との情報交換による児童虐待の早期発見、早期対応、援助活動を行います。                                | ◎  | 福祉課 |
|                      |                                                                          | ○  | 教育課 |
| ③虐待に関する相談の充実         | 児童虐待に関する相談・指導のため、専門性を強化し、ケースに合わせた迅速な対応に努めます。                             | ◎  | 福祉課 |
|                      |                                                                          | ○  | 教育課 |
| ④虐待の早期発見・早期対応と未然予防   | 健康相談、健康診査、訪問指導等あらゆる機会における児童虐待の早期発見や関係機関と連携した支援を行います。                     | ◎  | 福祉課 |
|                      |                                                                          | ○  | 教育課 |
| ⑤主任児童委員、民生児童委員の積極的関与 | 児童虐待の早期発見、早期対応のため、主任児童委員、民生児童委員の積極的な関与を推進します。                            | ○  | 福祉課 |
|                      |                                                                          | ○  | 教育課 |
| ⑥社会的養護施策の推進          | 「養育に困難を抱える家庭への支援」の重度化・深刻化を予防するため、必要な社会的養護（家庭養護・施設養護）支援を行います。             | ○  | 福祉課 |

## (5) 障がい児施策の充実

| 事業名                 | 第二期計画の施策内容                                                                     | 評価 | 担当課 |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------|----|-----|
| ①障害福祉サービス（短期入所）     | 保護者の疾病等の理由により、家庭において障がい児を一時的に介護できないとき、入所施設で一時的に預かる事業を行います。                     | ◎  | 福祉課 |
| ②障害福祉サービス（居宅介護）     | 障がい児に対してヘルパーを派遣し、身体介護、家事援助、通院等介助などを行う事業を行います。                                  | ◎  | 福祉課 |
| ③障がい児通所支援（デイサービス）   | 社会適応訓練を中心としたデイサービス（日帰りのリハビリ・療育）を行います。                                          | ◎  | 福祉課 |
| ④重度心身障がい児医療給付事業     | 重度心身障がい児等を対象とした医療費の支給を行います。                                                    | ◎  | 町民課 |
| ⑤自立支援医療費（育成医療）      | 確実な効果が期待できる障がい児の身体障がいを除去、軽減する治療への医療費助成を実施します。                                  | ◎  | 福祉課 |
| ⑥補装具の交付および日常生活用具の給付 | 補装具の交付及び日常生活用具の給付を行います。                                                        | ◎  | 福祉課 |
| ⑦医療的ケア児への支援         | 人工呼吸器を装着している障がい児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、支援体制を構築します。 | ◎  | 福祉課 |

## 2 母と子の健康を守る環境づくり

## (1) 母性の健全な育成

| 事業名       | 第二期計画の施策内容                                                                                                                              | 評価 | 担当課 |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----|
| ①母性の健全な育成 | 子どもの健やかな成長のためには、その親が健康であることが大切です。妊婦健診、母親教室、各種乳幼児健診、訪問指導等を通して妊娠期から乳幼児までの一貫した母子保健事業を展開していきます。                                             | ◎  | 福祉課 |
|           | 次代の親を育成するため、正しい性教育を学ぶ機会や育児体験の機会の提供、基本的な生活習慣を学ぶ機会の提供を行うとともに喫煙、飲酒、薬物乱用予防を推進します。<br>栄養相談、各種教室を充実させ、発育・発達過程に応じた食を通じた子どもの心とからだの健やかな成長を支援します。 | ◎  | 教育課 |

## (2) 母親の健康の確保及び乳幼児の健康増進

| 事業名       | 第二期計画の施策内容                                                                                                                                                                                                 | 評価 | 担当課 |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----|
| ①母親の健康管理  | 妊婦健診時の検診費用の助成、妊婦向け教室「プチママサロン」の開催等出産前後の健診・教室を通じて母親の健康を保持・増進します。子育て世代包括支援センターの機能を充実させ、妊娠期から産後、子育て期といった日々変化する母親の心身の変化に応じた相談支援を行います。                                                                           | ◎  | 福祉課 |
| ②乳幼児の健康管理 | <p>新生児訪問を始めとし、乳幼児の健康管理及び健康増進に必要な各種乳幼児健診、妊娠期からの一貫したむし歯予防対策を実施します。</p> <p>保護者への育児相談・育児教室を開催し乳幼児の育児に必要な知識の普及を行うとともに、保護者の持つ育児上の悩みや不安への支援を行います。</p> <p>療育相談等が必要な乳幼児のフォロー体制の充実を図り、必要な支援が得られるよう関係機関との連携を図ります。</p> | ◎  | 福祉課 |

## (3) 食育の推進

| 事業名      | 第二期計画の施策内容                                                                                                                                                    | 評価 | 担当課 |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----|
| ①食育事業の充実 | 真室川町食育推進計画に基づき、関係機関が相互に連携、協力を図りながら、食生活の知識・技術の習得、食文化の伝承を促進し「食」を通じて子どもの健やかな成長を支援します。                                                                            | ○  | 農林課 |
|          | 乳幼児の食育として、離乳食教室の開催、各乳幼児健診時における時期に合わせた食生活・食事内容についての情報を保護者に伝えていきます。                                                                                             | ◎  | 福祉課 |
|          | <p>保育所・認定こども園の保育活動の中で、畑で野菜を育て調理するなど「命の食育」を学ぶ機会を設けます。</p> <p>小中学校では各校の食に関する指導計画に基づき、心を育む給食週間の設定や給食を通して児童生徒が特有の風土で培われた食文化や農作物を作ってくれる人たちへの感謝の心を育むような指導を行います。</p> | ◎  | 教育課 |

### 3 子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり

#### (1) 心豊かでいのち輝く真室川っ子の育成に向けた学校の教育環境等の整備

| 事業名                                  | 第二期計画の施策内容                                                                                                                                                 | 評価 | 担当課 |
|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----|
| ①いのちを大切に<br>した教育の推進                  | 「いのち」を尊重する心の醸成を図るために、道徳教育を充実させるとともに総合的な学習の時間等に栽培活動等を直接体験する機会の設定など教育課程全体を通した指導の充実に努めます。                                                                     | ○  | 福祉課 |
|                                      | また、心とからだは密接な繋がりがあることから、体づくりの基礎となる食育指導や地産地消給食等の充実と推進に努めます。<br>困り感等を抱えた児童生徒、教職員に対して適切な対応が必要なことから、教育相談機能を充実させます                                               | ○  | 教育課 |
| ②「まなびの力」の<br>育成                      | 探究型学習の推進、多様な学習形態の工夫、効果的な教員研修の充実、こ保小中連携教育の実践、読書活動等の推進に努め、自ら考え、学び、判断し、行動しようとする子どもの育成を図ります。                                                                   | ○  | 福祉課 |
|                                      |                                                                                                                                                            | ◎  | 教育課 |
| ③「かかわり」を大<br>切にした教育の<br>推進           | 真室川の豊かな自然、歴史、文化、人などを活用した探究的な学びや体験活動の充実に努めます。<br>外国語活動・英語教育等の充実、小中連携・小小連携の推進に努めます。                                                                          | ◎  | 教育課 |
| ④一人ひとりの子<br>どものニーズに<br>対応した教育の<br>推進 | 個々の特性に応じた指導法と支援の充実を図るため、特別支援教育体制の充実、学習指導員・学習支援員の適切な配置と活用に努めます。<br>特別支援教育研修会を実施して、子ども一人ひとりに適した指導の充実に努めます。<br>また、専門の関係機関との連携を図り、特別な支援を要する子どもの継続的な支援の充実に努めます。 | ○  | 福祉課 |
|                                      |                                                                                                                                                            | ◎  | 教育課 |
| ⑤活力のある信頼<br>される学校の創<br>造             | 信頼される学校づくりを進めるため、地域の学校づくりを推進して、地域の人たちと交流する学びの場の充実に努めます。<br>また、より良い学校経営を行うため学校評価活動の推進と経営の改善に努めます。                                                           | ◎  | 教育課 |

(2) 家庭の教育力の向上と青少年の社会力の育成をめざした環境づくり

| 事業名                             | 第二期計画の施策内容                                                                                                                                                                                                            | 評価 | 担当課 |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----|
| ①家庭の教育力の向上と青少年の社会力の育成をめざした環境づくり | <p>家庭の教育力の向上のためには、地域全体の教育力の向上を図る必要があります。テレビ、ゲーム、インターネット等の望ましいメディア利用も含め、補助事業なども活用しながら、地域全体の教育力の向上に資する事業を展開します。</p> <p>また、青少年の社会力の育成を図るため、「えんいち」、「子ども伝承祭」などの事業を通して青少年の社会参加の機会を提供するなど、青少年育成団体への支援と青少年の社会力の育成に取り組みます。</p> | ○  | 教育課 |

## 4 子育てを支援する生活環境づくり

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

| 事業名                   | 第二期計画の施策内容                                                               | 評価 | 担当課 |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------|----|-----|
| ①子育てと仕事が両立できる環境づくりの推進 | 真室川町男女共同参画計画に基づき、子育てと仕事が両立できる環境づくりを推進し、ワーク・ライフ・バランスに向けた情報提供や啓発活動に取り組みます。 | ○  | 企画課 |
|                       |                                                                          | ○  | 福祉課 |
|                       |                                                                          | ◎  | 教育課 |

(2) 交通事故防止のための実践

| 事業名      | 第二期計画の施策内容                                                                          | 評価 | 担当課 |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------|----|-----|
| ①交通安全の啓発 | 交通事故を防止するため、保育所や認定こども園、小学校等で行う交通安全専門指導員による交通安全教室について、警察や交通安全協会等の関係機関と連携し、継続的に実施します。 | ◎  | 町民課 |
|          |                                                                                     | ◎  | 教育課 |

(3) 地域全体での防犯・防災の取り組み

| 事業名         | 第二期計画の施策内容                                                                                         | 評価 | 担当課 |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----|
| ①防犯・防災の取り組み | 地域全体での防犯・防災対策として、防犯に関する情報提供による防犯意識の高揚、防災訓練、防犯訓練等を行います。また、青少年育成関係団体の協力を得ながら、街頭指導や、巡回指導など犯罪の抑止に努めます。 | ○  | 総務課 |
|             |                                                                                                    | ○  | 教育課 |

## 重点施策1 子育て家庭への経済的支援

| 施策内容                                                                                                      | 評価 | 担当課 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----|
| ①児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給                                                                                  | ◎  | 福祉課 |
| ②未熟児養育医療の給付                                                                                               | ◎  | 福祉課 |
| ③乳児（1歳未満）を家庭で保育している保護者の経済的負担の軽減を行うため、家庭保育支援給付金の支給                                                         | ◎  | 教育課 |
| ④保育所・認定こども園等を利用している課税世帯の0歳児～2歳児の第1子・2子保育料半額、第3子無償化【令和3年9月から第3階層、第4階層を段階的無償化。令和6年度から全階層無償化。届出保育施設の段階的無償化。】 | ◎  | 教育課 |
| ⑤保育所・認定こども園等を利用している3歳児～5歳児の副食費を無償化                                                                        | ◎  | 教育課 |
| ⑥小中学校の副教材費の無償化                                                                                            | ◎  | 教育課 |
| ⑦小中学校の給食費の保護者負担軽減(おいしいふさと給食)【令和6年から給食費無償化】                                                                | ◎  | 教育課 |
| ⑧高校生相当年齢までの医療費を無償化                                                                                        | ◎  | 町民課 |

## 重点施策2 就学前教育・保育の充実

| 施策内容                            | 評価 | 担当課 |
|---------------------------------|----|-----|
| ①認定こども園－保育所－小学校の連携による幼児教育・保育の推進 | ◎  | 教育課 |
| ②保育の質の向上のため職員の研修                | ◎  | 教育課 |
| ③町内保育施設間の交流                     | ◎  | 教育課 |
| ④特別支援教育・保育の推進                   | ◎  | 教育課 |
| ⑤保育環境を生かした幼児教育・保育活動の充実          | ◎  | 教育課 |
| ⑥外国語指導助手による「英語に親しむ時間」の実施        | ◎  | 教育課 |

## 重点施策3 子どもの居場所、遊び場所の確保

| 施策内容                                                    | 評価 | 担当課 |
|---------------------------------------------------------|----|-----|
| ①子育て支援センターの子育て支援機能の充実【令和5年度から子どもの短時間託児（こどもスマイルスポット）を実施】 | ◎  | 教育課 |
| ②子育て世代包括支援センター機能の充実                                     | ◎  | 福祉課 |
| ③学童クラブの充実と放課後子ども教室との一体型事業の実施                            | ◎  | 教育課 |

## 7 現状における課題等の整理

凡例 ○：統計情報から ●：ニーズ調査から ◇：子育て支援の状況から ◆：施策

### 【地域における子育て支援の充実(就学前教育・保育の充実)】

|                                                                                                                                                     |  |                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○年少人口や生産年齢人口が減少傾向にあることから、ここ数年で急激な少子化が進んでおり、今後もこの傾向が続くことが予想されます。                                                                                     |  | <p>少子化が進行している中ですが、働く女性の割合の増加、利用者の低年齢化などにより、新たなニーズも増えてきています。</p> <p>働きながら子育てする子育て家庭、及び在宅で子育てする家庭に、引き続き不足することの無いよう、教育・保育サービスを提供していく必要があります。</p> <p>◆地域における子育て支援の充実<br/>◆幼児教育・保育サービスの充実</p> |
| ●現在の保育所や認定こども園などの定期的利用状況は、5年前より利用率が1割ほど増加しました。                                                                                                      |  |                                                                                                                                                                                          |
| ◆町全体での児童数は減少しているものの、3歳未満の保育に対する需要は増加傾向にあります。(保育所、認定こども園の利用者に占める0～2歳児の割合は増加)                                                                         |  |                                                                                                                                                                                          |
| ○かつてのような20～30歳代での就業率の落ち込みがみられず、子育て世代の働く女性の割合が増えています。                                                                                                |  |                                                                                                                                                                                          |
| ●就学前児童の母親は7割以上、小学生児童では8割以上が働いており、5年前の調査と比べて増加しています。今後、就労を希望する母親のニーズもうかがえます。                                                                         |  |                                                                                                                                                                                          |
| ○女性の第3次産業就業率は6割を超え、サービス業、小売業、飲食店などで、就労形態も多様と考えられ、時間外の教育・保育のニーズも考えられます。                                                                              |  |                                                                                                                                                                                          |
| <p>●病児・病後児保育施設等の利用希望は約15%</p> <p>●私用、親の通院、不定期の就労等の目的での預かり事業の利用希望は約39%</p> <p>●保護者の用事や育児疲れ等による、泊りがけでの預かり事業の利用希望は約7%</p> <p>●こども誰でも通園制度の利用希望は、5割強</p> |  | <p>教育・保育サービスのメニューについては、十分にニーズを把握するとともに、サービス体制の構築、向上について検討していきます。</p>                                                                                                                     |

## 【母と子の健康を守る環境づくり】

○合計特殊出生率は、令和3年では1.23となっています。（1人の女子が一生の間に生むとしたときの子ども数に相当）

○かつてのような20～30歳代での就業率の落ち込みがみられず、子育て世代の働く女性の割合が増えています。

●就学前児童の母親は7割以上、小学生児童では8割以上が働いており、5年前の調査と比べて増加しています。今後就労希望する母親のニーズもうかがえます。

●子育ての不安や悩みを抱える保護者多くがおり、子育てにより身体に疲れを感じる人の割合も大きくなっています。

●町に対する子育て支援の充実に期待することは、子どもが安心してかかることができる医療体制の整備が67.1%となっています。

女性が妊娠・出産することは、「人生の一大事」と言われています。

子どもを安心して生み、健やかに育てるためには、重層的・継続的な支援が必要となります。

働く女性の割合の増加などにより、健康面での不安を抱える保護者も増えています。

◆母性の健全な育成

◆母親の健康の確保及び乳幼児の健康増進

◆子育て支援センター、子育て世代包括支援センター等相談支援の強化

◆医療等への支援

## 【子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり】

●子どもを育てる環境として重要なことは、充実した学校（幼稚園、小学校等）や教育施設等が挙げられています。

●子育てには、家庭と保育施設・小学校が影響すると考えている方がそれぞれ9割以上います。

●身近な地域での子育てについて、悩みや不安の相談相手として家族・親族、友人・知人等以外では、小学校の教諭が36.4%となっています。（小学生）

社会情勢が大きく変化するなかで、子どもが大人になったときに、自ら学び考え行動する「生きる力」を育むことが重要です。

◆心豊かでいのち輝く真室川っ子の育成に向けた学校の教育環境等の整備

◆家庭の教育力の向上と青少年の社会力の育成をめざした環境づくり

## 【子育てを支援する生活環境づくり】

- 育児休業の取得状況は5年前より男女ともに取得率の向上がみられましたが、父親についてはいまだに低い取得率となっています。

|     | 母親    | 父親   |
|-----|-------|------|
| 未就学 | 54.9% | 3.9% |
| 小学生 | 41.0% | 1.2% |

- 子育てに関して地域に望むことは、子どもが事故や事件に巻き込まれないように見守ってくれること(約7割)、子どもが危険なことや人に迷惑がかかることをしていたら、注意してくれること(就学前約3割、小学生約5割)などの回答がありました。

- 子どもを育てる環境として重要なことは、治安が良く安全に生活できる場所が就学前約4割、小学生約5割の回答となりました。

育児休業の取得状況は向上してきているとはいえ、父親についてはいまだに低い取得率となっています。

事業所・職場等にワーク・ライフ・バランスを推進するため意識の醸成に取り組むことが重要です。

子どもの安全・安心な環境づくりのため、地域ぐるみで取り組む必要があります。

- ◆ワーク・ライフ・バランスの推進
- ◆交通事故防止、防犯・防災等子どもの安全・安心な環境づくり

## 【子育て家庭への経済的支援の充実】

- 町に対する子育て支援の充実に期待することは、医療費の助成や児童手当などの充実、教育・保育施設にかかる費用負担の軽減を合わせた経済的負担の軽減を求める声が最も多くなっています。

- 小学校の入学に際して経済的負担が大きいと感じるものは、ランドセル、体操着や上履き、絵具セットなど学校で使用するものになっています。

- 経済的に負担と感じるものの支出金額  
(1位と2位を同時にそれぞれ回答)

|     | 1位のもの               |       | 2位のもの               |       |
|-----|---------------------|-------|---------------------|-------|
| 未就学 | 50,000～<br>69,999 円 | 22.0% | 10,000～<br>29,999 円 | 32.0% |
| 小学生 | 10,000～<br>29,999 円 | 30.1% | 10,000～<br>29,999 円 | 34.2% |

- 購入に際して、主に支払う方  
就学前 保護者 86.0% 祖父母 2.0%  
小学生 保護者 91.8% 祖父母 8.2%

これまで各種の町単独事業を含む経済的支援を実施してきましたが、子育て家庭への支援の強化のため、新たな経済的支援を検討します。

- ◆新たな経済的支援の創設

### 【子どもの居場所、遊び場所の確保】

●就学前では、学童クラブ（学童保育）の利用希望は低学年で5割強、高学年で3割強となっています。小学生では、放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望は低学年で5割強、高学年で1割強となっています。

●学童クラブ（学童保育）への自由記述では、預かり時間の延長、安心して利用できる環境、町全体で一か所に集約等の意見がありました。

●子育て支援センターの利用率は5年前より7%ほど増加しました。  
自由記述では、日曜日でも利用できたら嬉しい等の意見がありました。

子育て支援センターの充実  
・より利用しやすい環境づくり  
・参加者が増え交流のつながる事業  
学童クラブの改善  
・利用時間の拡大  
・利用しやすい土曜開所 等

◆子育て支援センターや学童保育など居場所の充実

### 【その他の施策】

●子育てに関して感じていることは、ポジティブな意見が多い一方、少なからず子育てに不安を感じている方がいるため、対策が必要となります。子どもへの虐待を不安視する保護者も一定の割合でいます。

●子育ての不安や悩みを抱える保護者が多い。  
・子育てにより身体に疲れを感じる事  
・子どもの病気や発育・発達に関する事  
・子どもの叱り方について不安がある事

●主な相談相手は、配偶者、親族、友人・知人が多くなっていますが、その他の相談先は低い率となっており、相談機関の周知が必要です。

◆子育て支援センター、子育て世代包括支援センター等相談支援の強化  
◆各課と連携した、病気や発達への支援の強化

# 第3章

## 計画の基本的な考え方



たんぽぽこども園の様子



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

#### 安心して子どもを産み、 子育てに夢をもてるまちづくり

急速な少子化の進行は、すべての世代に影響する問題です。

社会全体が協力して次代を担う子どもたちの健やかな成長を支えるとともに、子育てが楽しく、やりがいのあるものになるように子育て家庭を支える必要があります。

次世代育成支援が子どもの権利を尊重しながら社会全体で取り組むべきものであるという認識のもと、世代や立場を超えたすべての町民が手を結ぶ町を目指します。

第三期計画においては、第6次真室川町総合計画の重点施策の一つである「次世代を担う子どもたちを育み子育ての希望をかなえる暮らしの創出」を踏まえつつ、第一期計画、第二期計画における取組みの連続性並びに整合性を維持するため、この基本理念を継承し、子育てを地域社会全体で支えあう環境づくりと、子ども・子育てに関する切れ目のない支援の推進に取り組みます。

### 2 施策の基本的な方向性

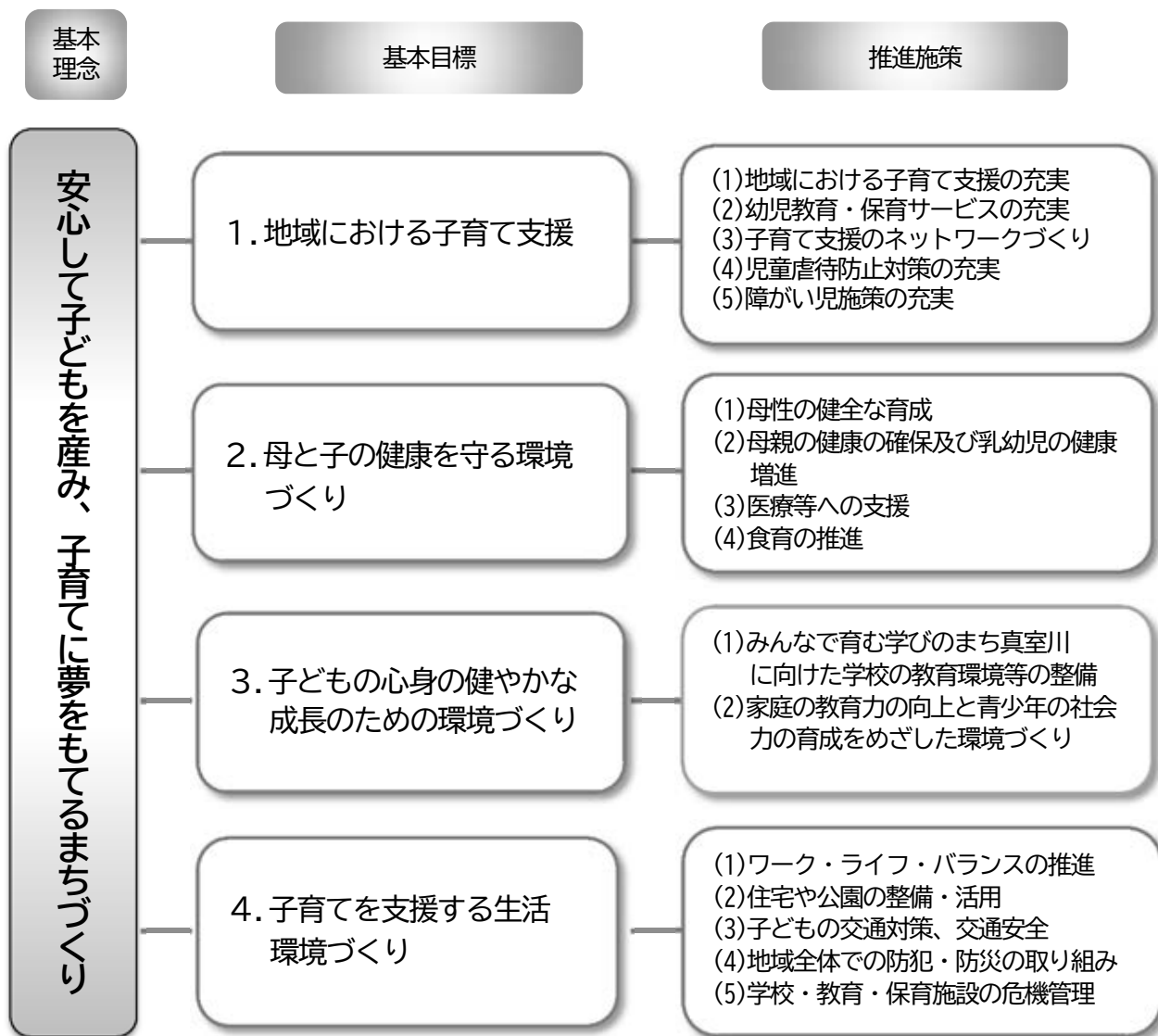
「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、子ども・子育てを取り巻く環境を踏まえ、子ども・子育て支援を進める必要があります。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では「子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。」と定められています。

したがって、子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じ、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援していくことです。

### 3 基本目標・重点施策・推進施策

真室川町の現状と課題を把握したうえで、第6次真室川町総合計画における関連施策と整合を図りながら以下の4つの基本目標、3つの重点施策を掲げ施策を推進します。



- 重点施策 1. 子育て家庭への経済的支援  
 重点施策 2. 就学前教育・保育の充実  
 重点施策 3. 子どもの居場所、遊び場所の確保

## 第4章

# 施策の展開



子育て支援センターの様子



## 第4章 施策の展開

### 1 第三期計画 重点施策

ニーズ調査の結果や第二期計画の振り返りを通じ、第三期の重点施策を次のように設定します。（この章で後述される施策の中から重点を抜粋しています。）

#### 重点施策 1

#### 子育て家庭への経済的支援

ニーズ調査において、町に対する子育て支援の充実に期待することとしては、医療費の助成や児童手当などの充実と、教育・保育施設にかかる費用負担の軽減を合わせた、経済的負担の軽減を求める声が最も多くなっています。

これまでも重点的に子育て家庭への経済的支援を実施してきたところですが、今後も継続し、安心して子育てができる環境づくりを進めていきます。

また、第三期において新たな経済的支援も検討していきます。

##### ◎家庭保育支援給付金の支給

（1歳未満の乳児を家庭で保育している保護者の経済的負担軽減）

##### ◎保育所・認定こども園等の保育料無償化(令和6年度から)

##### ◎保育所・認定こども園等を利用している3歳児～5歳児の副食費の無償化

##### ◎学童クラブ利用料の軽減

##### ◎小中学校の副教材費の無償化

##### ◎小中学校の給食費の無償化(令和6年から)

##### ◎高校生相当年齢までの医療費の無償化

##### ◎産前産後等の検査・検診費用の助成

##### ◎妊婦のための支援給付金

（母子健康手帳の交付時、出産時にそれぞれ5万円を交付）



#### 重点施策 2

#### 就学前教育・保育の充実

現在の保育所や認定こども園などの利用状況として、町全体での児童数は減少しているものの、3歳未満の保育に対する需要が増加傾向にあります。

少子化が進行している中で、働く女性の割合の増加、利用者の低年齢化などにより、新たなニーズも増えています。

働きながら子育てする子育て家庭、及び、在宅で子育てする家庭に引き続き不足することの無いよう、教育・保育サービスを提供していく必要がありますが、第二期期間中においては、児童の待機等は発生していませんでした。

地域子ども・子育て支援事業としては、子育て支援センターの毎週土曜午前開所の開始、こどもスマイルスポット事業（短時間託児）の開始、子育て応援団あんよ「あそびの広場」を月2回中央公民館の土曜午前開催に変更等を実施しました。

施設面では、安楽城保育所駐車場を拡張整備、安楽城保育所屋根及び外壁等を改修、釜淵保育所屋根及び外壁等の改修を行い、保育環境の充実を図りました。

今後さらに質の高い保育を展開し、保育士一人ひとりの資質向上及び職員全体の専門性の向上に努め、保育環境を生かした幼児教育・保育活動を実施します。

今後も保護者の多様な働き方に対応し、すべての子どもが幼児教育・保育を受けることができるよう保育所・認定こども園・小規模保育施設等と連携し、教育・保育ニーズに応えていきます。

◎ニーズに対応した教育・保育サービスの提供

◎地域子ども・子育て支援事業の新しいメニューの検討

- ・子育て世帯訪問支援事業
- ・児童育成支援拠点事業
- ・親子関係形成支援事業
- ・妊婦等包括相談支援事業
- ・乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
- ・産後ケア事業



### 重点施策3

### 子どもの居場所、遊び場所の確保

ニーズ調査の設問で「町に対してどのような子育ての支援の充実を期待するか」に対する回答は「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所」が就学前児童、小学生ともに上位となりました。

子育て支援センターを地域の子育て支援の拠点として、乳幼児・保護者等の相互交流の場やリフレッシュの機会、子育て応援団「あんよ」と連携した遊びの場の提供を継続実施し、子育て世代包括支援センターと連携し妊娠・出産・育児から子育てまで子どもの成長過程において、充実した切れ目のない子育て支援の提供に努め、地域における子育て支援機能の充実に取り組みます。

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）については、保護者の就労等により保育する者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や週末等に小学校の余裕教室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図ります。

◎子育て支援センターの子育て支援機能の充実

- ・子育て支援センターの毎週土曜午前開所
- ・地域交流センター建設(予定)に伴う子育て支援センター機能の検討

◎学童クラブの充実と放課後子ども教室との校内交流型事業の実施

- ・学童クラブのより利用しやすい利用時間の検討



## 2 第三期計画 施策の展開

### 基本目標 1

### 地域における子育て支援

#### 【現状と課題】

乳幼児期は、子どもの健全な人格をつくるための大切な時期であるとともに、親にとっても日々成長する子どもとふれあうことのできる大切な時期でもあります。

しかし、近年、核家族化が進行し、共働き世帯が増加したことにより、保育サービスの需要が高まっています。

子育て家庭の核家族化は、地域の中での「育児の孤立」による「育児不安」などのストレスを抱えてしまうことにつながると考えられます。

本町では、核家族世帯が増加傾向で推移しており、子育て家庭の共働き増加と相まって、地域における子育て支援が重要となっています。

また、近年、全国的に子どもが被害者となる事件が増加しており、中でも児童虐待の事件が年々増えており、当町のニーズ調査結果でも子への虐待を不安視する保護者が一定の割合でいることがわかっています。相談機能を強化するとともに、要保護児童対策地域協議会を基に関係機関と情報共有し、児童虐待の早期発見・早期対応等、連携強化を図る必要があります。

#### (1) 地域における子育て支援の充実

就労形態の多様化による保育ニーズに対応するため、子育て情報収集・提供や相談機能の充実、多様な子育て支援サービスの提供体制の整備を行うとともに子育て世帯の経済的負担の軽減を行い、安心して子育てができる環境づくりを目指します。

#### <具体的な施策>

| 事業名           | 施策内容                                                                                                                     | 担当課               |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| ①子育て支援センター事業  | 子育て支援の拠点として、乳幼児とその保護者等が気軽に利用できる交流事業等を実施し、子育て支援機能の充実を図るとともに子育てボランティアの活動を支援します。<br>加えて、子育て世代包括支援センターと連携し、情報提供や相談機能を充実させます。 | 教育課<br>福祉課        |
| ②子育て家庭への経済的支援 | 子育て世帯の経済的負担の軽減を行い、安心して子育てができるよう保護者等への直接的経済支援を継続して行います。                                                                   | 教育課<br>福祉課<br>町民課 |

| 事業名                     | 施策内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 担当課               |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| ②子育て家庭への経済的支援（続き）       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭保育支援給付金の支給（1歳未満の乳児を家庭で保育している保護者の経済的負担軽減）</li> <li>・ 保育所・認定こども園等の保育料無償化</li> <li>・ 保育所・認定こども園等を利用している児童の副食費の原則無償化</li> <li>・ 小中学校の副教材費の無償化</li> <li>・ 小中学校の給食費の無償化</li> <li>・ 高校生相当年齢までの医療費の無償化</li> <li>・ 産前産後等の検査・検診費用の助成</li> <li>・ 妊婦のための支援給付金（母子健康手帳の交付時、出産時にそれぞれ5万円を交付）</li> </ul> |                   |
| ③放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の充実  | 保護者が就労などにより昼間家庭に不在で、小学校に就学している児童に対して、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ります。                                                                                                                                                                                                                                                            | 教育課               |
| ④子育てに関する情報提供の機会の充実      | 町広報誌や町ホームページを活用し、子育て支援事業の内容や子育てに関する情報発信を行うとともに、県や管内市町村と連携し、情報提供を行います。                                                                                                                                                                                                                                                              | 企画課<br>福祉課<br>教育課 |
| ⑤親と子が集える場づくりの充実         | <p>未就園児を対象に認定こども園、保育所では施設や園庭を開放する開放保育を定期的に実施し、遊びの場の提供や育児相談等を行います。</p> <p>子育て応援団「あんよ」が中央公民館で定期的に子どもが安全に遊べる場「あそびの広場」を行います。</p>                                                                                                                                                                                                       | 教育課               |
| ⑥こどもスマイルスポット事業（短時間託児事業） | 保護者の急な用事や通院など、少しの時間子どもを預けたい時、子育て支援センターが子育て応援団「あんよ」と調整し、中央公民館で短時間の託児を行います。                                                                                                                                                                                                                                                          | 教育課               |

## （２）幼児教育・保育サービスの充実

幼児教育・保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分踏まえたサービスの提供体制の整備が必要です。

こうした幼児教育・保育サービスの充実にあたっては、様々な規制緩和措置や民間活力を活用して、多様な保育により量的な充足を図るとともに、延長保育、一時預かり等の保育需要に応じて、広く利用しやすい幼児教育・保育サービスを提供します。

幼児期に培った資質・能力は、生涯にわたり重要なものであり、それを小学校において更に伸ばしていくことが必要です。とりわけ義務教育の開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間の「架け橋期」は、こ保小が意識的に協働して子どもの発達や学びをつなぐことにより、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくることが重要となります。

#### <具体的な施策>

| 事業名                        | 施策内容                                                                                                                                                                                             | 担当課 |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| ①幼児教育・保育サービスの充実            | 子どもの生活を第一に考え、保護者等の就労形態の多様化や、日常生活における保育ニーズ等を十分に踏まえ、柔軟に対応できる事業を実施します。                                                                                                                              | 教育課 |
| ②保育所・認定こども園と小学校等との円滑な接続の推進 | 保育所・認定こども園と小学校等との円滑な接続を推進する観点から、接続を意識したカリキュラムの作成、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等と小学校の教諭との合同研修会や研究会の開催、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等による小学校の授業参観、小学校の教諭による教育・保育施設の保育参観、保育施設の児童と小学校児童との交流活動、パンフレット等による連携・接続の意識啓発などについて実施・支援を行います。 | 教育課 |

### (3) 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービスや幼児教育・保育サービスを効果的、かつ効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等の情報を共有できるようネットワークの構築を図ります。

地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めます。

#### <具体的な施策>

| 事業名              | 施策内容                                                             | 担当課        |
|------------------|------------------------------------------------------------------|------------|
| ①子育て支援ネットワークづくり  | 子育て支援を担う関係機関との連絡調整等を行い、利用者が各種の子育て支援サービスを円滑に利用できるよう情報提供等の支援を行います。 | 教育課<br>福祉課 |
| ②地域の子育て仲間が集う場の育成 | 子育て支援センターを活用し、地域の子育て仲間が集い学べる場の提供や育成を推進します。                       | 教育課        |
| ③青少年育成団体         | 青少年を取り巻く環境についての研修会を継続しながら、会議を構成する団体の連携強化を図ります。                   | 教育課        |
| ④要保護児童対策地域協議会の推進 | 関係各課、機関との情報交換による児童虐待の早期発見、早期対応、援助活動を行います。                        | 福祉課<br>教育課 |
| ⑤民生委員・児童委員の協力    | 地域に密着した民生委員・児童委員、主任児童委員の方々と情報共有し連携を取りながら、各家庭の子育て支援に努めます。         | 福祉課        |

#### (4) 児童虐待防止対策の充実

虐待の未然防止、早期発見、早期対応のため、各関係機関との連携により、その後の支援・対応に積極的に取り組みます。

保健・福祉・教育関係機関による切れ目のない子育て支援を活用し虐待を予防するほか、要保護児童対策協議会を軸とした連携調整を行い、専門性を必要とする場合には、児童相談所等との連携により対応していきます。

##### <具体的な施策>

| 事業名                  | 施策内容                                                           | 担当課        |
|----------------------|----------------------------------------------------------------|------------|
| ①子どもの権利擁護            | 健全な子育てを推進するため、子育て世代包括支援センターや乳幼児健診の場、保育所、学校等での普及啓発活動を行います。      | 福祉課<br>教育課 |
| ②要保護児童対策地域協議会の推進(再掲) | 関係各課、機関との情報交換による児童虐待の早期発見、早期対応、援助活動を行います。                      | 福祉課<br>教育課 |
| ③虐待に関する相談の充実         | 児童虐待に関する相談・指導のため、専門性を強化し、ケースに合わせた迅速な対応に努めます。                   | 福祉課<br>教育課 |
| ④虐待の早期発見・早期対応と未然予防   | 健康相談、健康診査、訪問指導等あらゆる機会における児童虐待の早期発見や関係機関と連携した支援を行います。           | 福祉課<br>教育課 |
| ⑤主任児童委員、民生児童委員との連携強化 | 児童虐待の早期発見、早期対応のため、主任児童委員、民生児童委員との連携強化を推進します。                   | 福祉課<br>教育課 |
| ⑥社会的養護施策の推進          | 「養育に困難を抱える家庭への支援」の重度化・深刻化を予防するため、必要に応じ社会的養護（家庭養護・施設養護）支援を行います。 | 福祉課        |

#### (5) 障がい児施策の充実

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査並びに学校における健康診断等を推進します。

特別な支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、安心して生活できるよう、自立支援医療（育成医療）の給付、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の提供を行います。

発達障がい等については、その状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、当該子どもが自立し、社会参加をするために必要な力を培うため、職員の資質や専門性の向上を図るとともに、専門家等の協力も得ながら一人ひとりの希望に応じた適切な教育上必要な支援やその家族等に対する支援の充実に努めます。特別支援教育推進委員会を中心に、特別な支援を要する幼児、児童及び生徒への指導及び支援を行います。

日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児等が身近な地域で必要な支援が受けられるよう支援体制を構築するとともに、障がいのある人となない人との「共生社会」をめざします。

<具体的な施策>

| 事業名                   | 施策内容                                                                                                    | 担当課        |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ①障害福祉サービス<br>(短期入所)   | 保護者の疾病等の理由により、家庭において障がい児を一時的に介護できないとき、入所施設で一時的に預かる事業を行います。                                              | 福祉課        |
| ②障害福祉サービス<br>(居宅介護)   | 障がい児に対してヘルパーを派遣し、身体介護、家事援助、通院等介助などを行う事業を行います。                                                           | 福祉課        |
| ③障がい児通所支援<br>(デイサービス) | 社会適応訓練を中心としたデイサービスを行います。(日帰りのリハビリ・療育)                                                                   | 福祉課        |
| ④重度心身障がい児医療給付事業       | 重度心身障がい児等を対象とした医療費の支給を行います。                                                                             | 町民課        |
| ⑤自立支援医療費<br>(育成医療)    | 確実な効果が期待できる障がい児の身体障がい除去、軽減する治療への医療費助成の実施を行います。                                                          | 福祉課        |
| ⑥補装具の交付および日常生活用具の給付   | 補装具の交付及び日常生活用具の給付を行います。                                                                                 | 福祉課        |
| ⑦発達障がい等への支援           | 特別支援教育推進委員会を中心に、特別な支援を要する幼児、児童及び生徒への指導及び支援を行います。                                                        | 福祉課<br>教育課 |
| ⑧医療的ケア児への支援           | 人工呼吸器を装着している障がい児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、支援体制を構築します。                          | 福祉課        |
| ⑨インクルーシブ教育の普及啓発       | 障がいのある人となない人との「共生社会」を築くために、小さな時から共に学び・育つインクルーシブ教育を進めます。また、障がいに対する正しい理解と知識を深め、障がいを理由とする差別の解消について周知を行います。 | 福祉課<br>教育課 |

## 【現状と課題】

少子化・核家族化の進展とともに、子どもと遊んだり世話をしたりというふれあい体験がないまま親になる世代が増えています。乳幼児とふれあう機会の減少は、遊び方などの体験不足につながり、子どもを持ったときの養育力に影響を与えることが懸念されます。

また、母親が子どもを安心して生み、健やかに育てるためには、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援が必要となります。

母性及び乳幼児等の健康の確保・推進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図りつつ、地域における母子保健施策等の充実が求められています。

施策の展開にあたっては、21 世紀における母子保健の国民運動計画である「健やか親子 21（第 2 次）」の趣旨を踏まえて、地域に根ざした住民活動との連携が必要です。さらに、保健センター等において子育て支援の拠点となるべき基盤が適切に整備され、母子保健事業の推進に必要な保健師、管理栄養士等の人材の確保が必要となります。

## (1) 母性の健全な育成

## &lt;具体的な施策&gt;

| 事業名          | 施策内容                                                                                       | 担当課        |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ①母性の健全な育成の推進 | 子どもの健やかな成長のためには、その親が健康であることが大切です。妊婦健診、母親教室、各種乳幼児健診、訪問指導等を通して妊娠から乳幼児までの一貫した母子保健事業を展開していきます。 | 福祉課<br>教育課 |
| ②保健教育の推進     | 次代の親を育成するため、正しい性教育を学ぶ機会や育児体験の機会の提供、基本的な生活習慣を学ぶ機会の提供を行うとともに喫煙、飲酒、薬物乱用予防を推進します。              | 教育課        |
| ③食を通じた健康教育   | 栄養相談、各種教室を充実させ、発育・発達過程に応じ食を通じた子どもの心とからだの健やかな成長を支援します。                                      | 福祉課<br>教育課 |

## (2) 母親の健康の確保及び乳幼児の健康増進

## &lt;具体的な施策&gt;

| 事業名            | 施策内容                                                                                                                                                                                                                    | 担当課        |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ①母親の健康管理       | <p>妊婦健診時の検診費用の助成、妊婦向け教室プチママサロンの開催等、出産前後の健診・教室を通じて母親の健康を保持・増進します。</p> <p>子育て世代包括支援センターの機能を充実させ、妊娠期から産後、子育て期といった日々変化する母親の心身の変化に応じた相談支援を行います。</p>                                                                          | 福祉課        |
| ②乳幼児の健康管理      | <p>新生児訪問を始めとし、乳幼児の健康管理及び健康増進に必要な各種乳幼児健診、妊娠期からの一貫したむし歯予防対策を実施します。</p> <p>保護者への育児相談・育児教室を開催し乳幼児の育児に必要な知識の普及を行うとともに、保護者の持つ育児上の悩みや不安への支援を行います。</p> <p>療育相談等が必要な乳幼児のフォロー体制の充実をはかり、必要な支援が得られるよう関係機関との連携を図ります。</p>             | 福祉課<br>教育課 |
| ③子育て世代包括支援センター | <p>子育て世代への切れ目ない支援体制を目指して、妊娠期から子育て期までの母子保健及び育児に関する様々な相談に、保健師等の職員が対応します。</p> <p>なお、今後はこども家庭センターの設置を検討します。(こども家庭センターは、こども家庭総合支援拠点(児童福祉)と子育て世代包括支援センター(母子保健)の機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う相談・支援の場となります。)</p> | 福祉課        |
| ④産前産後の交付金      | <p>妊婦のための支援給付金(母子健康手帳の交付時、出産時にそれぞれ5万円を交付)</p> <p>産前産後期間国民健康保険料軽減</p> <p>出産する予定、又は出産した国民健康保険被保険者の方について、対象の年度に収める保険料から、産前産後に相当する期間分の所得割保険料と均等割保険料が軽減されます。</p>                                                             | 福祉課<br>町民課 |

### (3) 医療等への支援

町内に産婦人科・小児科医が不在なため、それらを設置する要望は多くありますが、全国的な医師不足や少子化の中で設置は非常に難しい状況にあります。産婦人科・小児医療に対する保護者の負担軽減のため、広域的な医療機関との連携や高校生相当年齢までの医療費の無償化等を実施したり、産前産後の健診等の助成により子育て家庭を支援します。

#### <具体的な施策>

| 事業名             | 施策内容                                                                                                 | 担当課 |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| ①医療機関の連携と情報提供   | 定期予防接種や乳幼児健診等で近隣の小児科医院と、産前産後の健診等で近隣の産婦人科と連携を図ります。<br>また、近隣の専門医や救急対応医療機関の情報提供に努めます。                   | 福祉課 |
| ②子育て支援医療証       | 真室川町に在住する保護者に扶養されている高校生相当年齢までの児童の医療費の負担を軽減します。                                                       | 町民課 |
| ③ひとり親家庭等医療証     | ひとり親家庭等で所得税非課税の保護者とその保護者に扶養されている 18 歳以下の児童について医療費の負担を軽減します。                                          | 町民課 |
| ④新生児聴覚検査の費用助成事業 | 新生児の聴力検査に助成を行っています。通常、検査は生後数日経過した赤ちゃんに対して退院までに行われます。費用は全額助成となります。                                    | 福祉課 |
| ⑤産後ケア費用助成事業     | 産後 1 年未満の方の助産師への相談やショートステイにかかる費用を助成します。                                                              | 福祉課 |
| ⑥未熟児養育医療費給付事業   | 未熟児（出生時体重 2,000 g 以下）であって、医師が養育の必要を認めた児童について、申請に基づき養育医療券を発行し養育に要した費用の一部を助成します。                       | 福祉課 |
| ⑦不妊治療費助成事業      | 夫婦とも又は夫婦のいずれか一方が、町内に住所を有する夫婦が対象です。一般不妊治療（タイミング法、人工授精、薬物療法、手術療法等）及び通院にかかった費用に対して、年度ごとに 7 万円を上限に助成します。 | 福祉課 |

## (4) 食育の推進

家庭や保育施設、学校、地域などが連携しながら、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

## &lt;具体的な施策&gt;

| 事業名      | 施策内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 担当課               |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| ①食育事業の充実 | <p>真室川町食育推進計画に基づき、関係機関が相互に連携、協力を図りながら、食生活の知識・技術の習得、食文化の伝承を促進し「食」を通じて子どもの健やかな成長を支援します。</p> <p>乳幼児の食育として、離乳食教室の開催、各乳幼児健診時における時期に合わせた食生活・食事内容についての情報を保護者に伝えていきます。</p> <p>保育所・認定こども園の保育活動の中で、畑で野菜を育て調理するなど「命の食育」を学ぶ機会を設けます。</p> <p>小中学校では各校の食に関する指導計画に基づき、心を育む給食週間の設定や給食を通して児童生徒が特有の風土で培われた食文化や農作物を作ってくれる人たちへの感謝の心を育むような指導を行います。</p> | 農林課<br>福祉課<br>教育課 |

## 【現状と課題】

社会情勢が大きく変化するなかで子どもが大人になったときに、自ら学び考え行動する「生きる力」を育むことが重要です。学校と地域の協働で実状に応じた、子ども一人ひとりに適したきめ細やかな指導を充実し、学校の活性化を推進することが大切です。

核家族の進行や共働き家庭の増加は、子どもと保護者の触れ合う時間の減少や家庭で子どもを教育する時間の減少が懸念されます。

家庭教育は、子どもの教育の出発点であり、基本的な倫理観や社会的マナー、自制心などを育むうえで非常に重要なことから、保護者へ家庭での教育に関する重要性について広報などによる意識の醸成に取り組むことが重要です。

また、価値観の多様化が進み、子育て家庭と近隣住民などとの関係が希薄化し、地域住民が子育てに関わる機会が減少してきています。子どもを地域社会全体で育む観点から、子育て家庭・地域・学校が連携し、地域全体で子育てに取り組む仕組みづくりが重要です。

## (1) みんなで育む学びのまち真室川に向けた学校の教育環境等の整備

## &lt;具体的な施策&gt;

| 事業名              | 施策内容                                                                                                                                                                                                                   | 担当課               |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| ①いのちを大切にしたい教育の推進 | <p>「いのち」を尊重する心の醸成を図るために、道徳教育を充実させるとともに総合的な学習の時間等に栽培活動等を直接体験する機会の設定など教育課程全体を通じた指導の充実に努めます。</p> <p>また、心とからだは密接な繋がりがあることから、体づくりの基礎となる食育指導や地産地消給食等の充実と推進に努めます。</p> <p>困り感等を抱えた児童生徒、教職員に対して適切な対応が必要なことから、教育相談機能を充実させます。</p> | 農林課<br>教育課<br>福祉課 |
| ②「まなびの力」の育成      | <p>探究型学習の推進、多様な学習形態の工夫、効果的な教員研修の充実、こ保小中連携教育の実践、読書活動等の推進に努め、自ら考え、学び、判断し、行動しようとする子どもの育成を図ります。</p>                                                                                                                        | 教育課               |

| 事業名                              | 施策内容                                                                                                                                                       | 担当課 |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| ③「かかわり」を大切に<br>した教育の推進           | 真室川の豊かな自然、歴史、文化、人などを活用した探究的な学びや体験活動の充実に努めます。<br>外国語活動・英語教育等の充実、小中連携・小小連携の推進に努めます。                                                                          | 教育課 |
| ④一人ひとりの子ども<br>のニーズに対応した<br>教育の推進 | 個々の特性に応じた指導法と支援の充実を図るため、特別支援教育体制の充実、学習指導員・学習支援員の適切な配置と活用に努めます。<br>特別支援教育研修会を実施して、子ども一人ひとりに適した指導の充実に努めます。<br>また、専門の関係機関との連携を図り、特別な支援を要する子どもの継続的な支援の充実に努めます。 | 教育課 |
| ⑤活力のある信頼され<br>る学校の創造             | 信頼される学校づくりを進めるため、地域の学校づくりを推進して、地域の人たちと交流する学びの場の充実に努めます。<br>また、より良い学校経営を行うため学校評価活動の推進と経営の改善に努めます。                                                           | 教育課 |

## (2) 家庭の教育力の向上と青少年の社会力の育成をめざした環境づくり

### <具体的な施策>

| 事業名                                         | 施策内容                                                                                                                                                                                                       | 担当課 |
|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| ①家庭の教育力の向上<br>と青少年の社会力の<br>育成をめざした環境<br>づくり | 家庭の教育力の向上のためには、地域全体の教育力の向上を図る必要があります。テレビ、ゲーム、インターネット等の望ましいメディア利用も含め、補助事業なども活用しながら、地域全体の教育力の向上に資する事業を展開します。<br>また、青少年の社会力の育成を図るため、「えんにち」、「子ども伝承祭」などの事業を通して青少年の社会参加の機会を提供するなど、青少年育成団体への支援と青少年の社会力の育成に取り組めます。 | 教育課 |

## 【現状と課題】

女性の社会進出が進み、子育て家庭の共働きが増加しています。

近年、育児休業・介護休業制度などが導入され、利用する人は年々増加してきています。しかし、経済状況などの悪化にともなって、企業の経営基盤が不安定となり、育児休業を取りにくいことや理解を得ることが難しいことなどが課題となっています。

また、我が国では、平成不況により、若者の契約社員などに代表される雇用形態の不安定化により、結婚や家族を持つことに不安を抱えてしまうなど、晩婚化・少子化が急速に進む要因となっています。このような状況を改善するためには、町民や事業主などに仕事と家庭・子育てを両立（ワーク・ライフ・バランス）するための意識の醸成に取り組むことが重要です。

仕事と結婚・子育ての調和を図るため、事業主などに育児休業・介護休業制度の周知を図るとともに、国・県・関係機関と連携を図りながら、仕事と結婚・子育てを両立できる環境づくりを推進することが大切です。

子育て環境の構築のため、住宅や公園の整備・活用、交通安全、防犯・防災を推進します。

## (1) ワーク・ライフ・バランスの推進

ニーズ調査結果から育児休業の取得状況を見ると、「取得した（取得中である）」が就学前児童の母親で 54.9%（前回 45.9%）、小学校児童の母親では 41.0%（前回 24.7%）となっています。5 年前より取得率は改善してきています。

取得していない理由では、「職場に育児休業の制度がなかった」が、就学前児童の母親で 23.1%、小学校児童の母親では 25.5%となっています。このことから、女性が仕事と育児を両立させるためには、今後も企業をはじめとした働きやすい環境整備が求められています。

また、父親の育児休業を「取得した（取得中である）」が、就学前児童で 3.9%（前回 0.9%）、小学校児童では 1.2%（前回 0.7%）と極めて低い割合になっています。

## &lt;具体的な施策&gt;

| 事業名                   | 施策内容                                                                     | 担当課               |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| ①子育てと仕事が両立できる環境づくりの推進 | 真室川町男女共同参画計画に基づき、子育てと仕事が両立できる環境づくりを推進し、ワーク・ライフ・バランスに向けた情報提供や啓発活動に取り組みます。 | 企画課<br>福祉課<br>教育課 |

## (2) 住宅や公園の整備・活用

## &lt;具体的な施策&gt;

| 事業名       | 施策内容                                                                          | 担当課 |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------|-----|
| ①子育て応援住宅  | 子育て応援のため、木造2階建メゾネットタイプの住宅を整備しています。入居要件がありますが、すべての子が満18歳となる日の属する年度の末日まで入居できます。 | 建設課 |
| ②公園の整備・活用 | 既存の公園について、児童の安全・安心な遊び場、居場所として整備充実を図ります。                                       | 建設課 |

## (3) 子どもの交通対策、交通安全

## &lt;具体的な施策&gt;

| 事業名       | 施策内容                                                                                                                                                     | 担当課        |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ①子どもの交通対策 | 児童生徒の通学環境については、町営路線バスとスクールバスの連携により、引き続き通学の安全確保と保護者負担の軽減を図ります。                                                                                            | 町民課<br>教育課 |
| ②交通安全対策   | 交通事故を防止するため、保育所や認定こども園、小学校等で行う交通安全専門指導員による交通安全教室について、警察や交通安全協会等の関係機関と連携し、継続的に実施します。<br>スクールバス等で通学する児童が増えてきていますが、近くの道路は交通量が多く、見守り隊の協力をいただきながら安全な登下校に努めます。 | 町民課<br>教育課 |

## (4) 地域全体での防犯・防災の取り組み

## &lt;具体的な施策&gt;

| 事業名         | 施策内容                                                                                                     | 担当課        |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ①防犯・防災の取り組み | 地域全体での防犯・防災対策として、防犯に関する情報提供による防犯意識の高揚、防災訓練、防犯診断、防犯座談会等を行います。また、青少年育成関係団体の協力を得ながら、街頭指導や巡回指導など、犯罪の抑止に努めます。 | 総務課<br>教育課 |

## (5) 学校・教育・保育施設の危機管理

## &lt;具体的な施策&gt;

| 事業名                   | 施策内容                                                         | 担当課 |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------|-----|
| ①学校・教育・保育施設の危機管理体制の充実 | 家庭・地域・関係機関との連携を図り、不審者への対応や非常災害対応等、具体的な場面を想定した危機管理体制の充実を図ります。 | 教育課 |

# 第5章

## 子ども・子育て支援事業



子育て支援センターの事業



## 第5章 子ども・子育て支援事業

### 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

教育・保育提供区域の考え方は、次のとおりです。

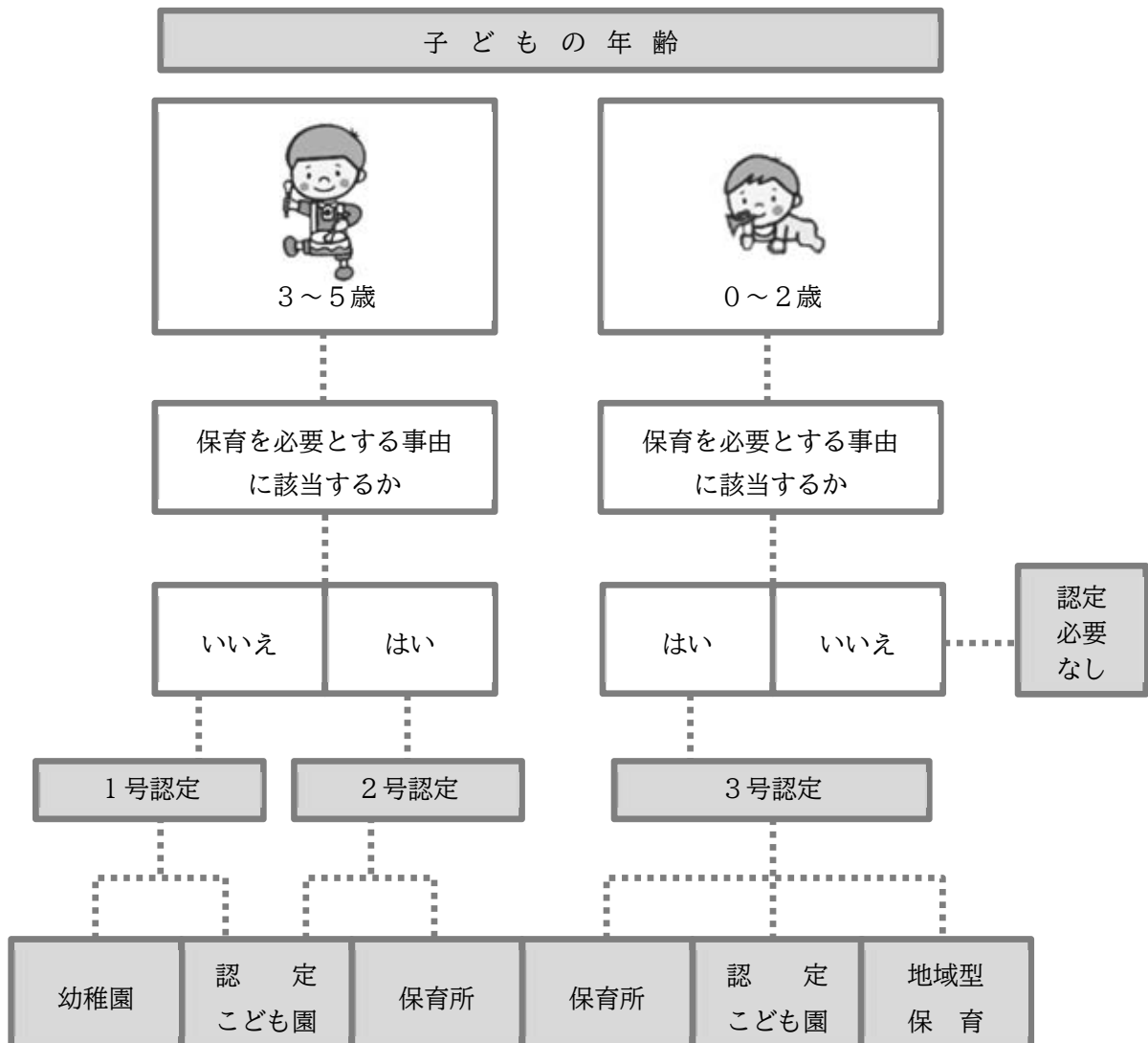
- ①地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案したものであること。
- ②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- ③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分ごと、または事業ごとに設定することができる。

本町では、区域内の児童数や施設の規模、現在の教育・保育の利用状況等を勘案して、町全域を1つの区域として定めることとします。

### 2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

子ども・子育て支援法では、教育・保育提供区域ごとに教育・保育事業の「量の見込み」や「確保の内容」を定めることとしています。本町では、令和6年1月から2月に実施したニーズ調査の結果や利用状況の推移等を考慮して、事業ごとに各年度4月1日現在の各年度の量の見込み（推計利用者数）と確保の内容（目標として確保する供給量）についてまとめました。

## 【認定区分と利用できる施設】



| 保育を必要とする事由                       |
|----------------------------------|
| ・就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など） |
| ・妊娠、出産                           |
| ・保護者の疾病、障害                       |
| ・同居又は長期入院等している親族の介護・看護           |
| ・災害復旧                            |
| ・その他                             |

## (1) 幼児期の教育

## ① 1号認定

(単位：人)

| 3～5歳  |        | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み |        | 3     | 2     | 2     | 2      | 2      |
| 確保の内容 | 認定こども園 | 3     | 2     | 2     | 2      | 2      |

## ② 2号認定

(単位：人)

| 3～5歳  |     | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み |     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 確保の内容 | 幼稚園 | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

## (2) 幼児期の保育

## ① 2号認定

(単位：人)

| 3～5歳  |                 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-----------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み |                 | 67    | 57    | 58    | 55     | 54     |
| 確保の内容 | 認定こども園<br>及び保育所 | 67    | 57    | 58    | 55     | 54     |

## ② 3号認定

(単位：人)

| 0歳     |                 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-----------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み |                 | 9(17) | 8(15) | 8(15) | 7(13)  | 6(11)  |
| ②確保の内容 | 認定こども園<br>及び保育所 | 5     | 4     | 4     | 4      | 3      |
|        | 小規模保育<br>施設     | 4     | 4     | 4     | 3      | 3      |
| ②－①    |                 | 9     | 8     | 8     | 7      | 6      |

(単位：人)

| 1～2歳   |                 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-----------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み |                 | 28    | 29    | 25    | 23     | 22     |
| ②確保の内容 | 認定こども園<br>及び保育所 | 20    | 21    | 17    | 15     | 14     |
|        | 小規模保育<br>施設     | 8     | 8     | 8     | 8      | 8      |
| ②－①    |                 | 28    | 29    | 25    | 23     | 22     |

企業主導型保育施設が設定する地域枠について、市町村の利用者支援の対象とした場合には、2号認定子ども及び3号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めて差し支えないとされましたが、本町では該当が無い見込みです。

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

子ども・子育て支援法では、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保の内容」を定めることとしています。本町では、令和6年1月から2月に実施したニーズ調査の結果や利用状況の推移等を考慮して、事業ごとに各年度の量の見込み（推計利用者数）と確保の内容（目標として確保する供給量）についてまとめました。

【地域子ども・子育て支援事業】

|    | 対象事業                         | 対象児童年齢            |
|----|------------------------------|-------------------|
| 1  | 時間外保育（延長保育）                  | 0歳～5歳             |
| 2  | 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）        | 小学校1～3年生、小学校4～6年生 |
| 3  | 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） | 0歳～18歳            |
| 4  | 地域子育て支援拠点事業                  | 0歳～5歳             |
| 5  | 一時預かり事業<br>・幼稚園型<br>・幼稚園型以外  | 3歳～5歳<br>0歳～5歳    |
| 6  | 病児・病後児保育事業                   | 生後3か月～小学校3年生      |
| 7  | 利用者支援事業（母子保健型）               | 0歳～5歳のいる世帯を中心に    |
| 8  | 乳児家庭全戸訪問事業                   | 0歳                |
| 9  | 養育訪問事業                       |                   |
| 10 | 妊婦健康診査                       |                   |
| 11 | 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）        | 生後6か月～満3歳未満       |
| 12 | 妊婦等包括相談支援事業                  |                   |
| 13 | 産後ケア事業                       |                   |

#### （1）時間外保育事業（延長保育）

保護者の就労時間や就労形態に対応し、保育所や認定こども園で通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。

（単位：人）

|       |             | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み |             | 735   | 735   | 735   | 490    | 490    |
| 確保の内容 | 認定こども園及び保育所 | 735   | 735   | 735   | 490    | 490    |

## (2) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない小学生に、学校の余裕教室等で放課後や長期休業期間中に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

（単位：人）

| 1～3年生 |       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み |       | 53    | 44    | 37    | 35     | 29     |
| 確保の内容 | 学童クラブ | 53    | 44    | 37    | 35     | 29     |

（単位：人）

| 4～6年生 |       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み |       | 25    | 22    | 19    | 17     | 15     |
| 確保の内容 | 学童クラブ | 25    | 22    | 19    | 17     | 15     |

## (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の様々な理由（疾病、冠婚葬祭、育児疲れの解消等）の理由により児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設において一時的に養育する預かり事業です。

（単位：人日）

| 0～18歳                         |                  | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------------------------|------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み<br>(ショートステイ・トワイライトステイ共) |                  | 7     | 7     | 7     | 7      | 7      |
| 確保の内容                         | 児童養護施設<br>(委託事業) | 7     | 7     | 7     | 7      | 7      |

## (4) 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子等が集い、交流するとともに、育児相談や子育てに関する情報提供を行う事業です。

（単位：人回／年）

| 0～5歳  |       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み |       | 627   | 570   | 556   | 513    | 490    |
| 確保の内容 | 町(直営) | 627   | 570   | 556   | 513    | 490    |

## (5) 一時預かり事業

## ①幼稚園型

認定こども園・幼稚園等の在園児を対象に、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に当該認定こども園等で教育（保育）する事業です。

(単位：人回／年)

| 3～5歳  |             | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み |             | 42    | 42    | 42    | 42     | 42     |
| 確保の内容 | 認定こども園及び幼稚園 | 42    | 42    | 42    | 42     | 42     |

## ②幼稚園型以外

認定こども園や保育所等に入所していない子どもを対象とし、保護者の事情により一時的に子どもを預けることができる事業です。

(単位：人回／年)

| 0～5歳  |             | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み |             | 48    | 48    | 48    | 48     | 48     |
| 確保の内容 | 認定こども園及び保育所 | 48    | 48    | 48    | 48     | 48     |

## (6) 病児・病後保育事業

子どもの急な病気または病気回復期で、家庭保育や集団保育ができない場合に、看護師、保育士がいる専用の施設等で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

当町では広域協定の締結により新庄市の保育施設が利用できます。

(単位：人日)

|       |        | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み |        | 7     | 7     | 7     | 7      | 7      |
| 確保の内容 | 広域利用連携 | 7     | 7     | 7     | 7      | 7      |

## (7) 利用者支援事業（子ども家庭センター型）

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターを設置し、保健師が妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な相談に応じ、関係機関と連携しながら継続的に状況把握・支援を行っていく事業です。

(単位：か所)

| 0～5歳  |       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み |       | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| 確保の内容 | 町(直営) | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |

## (8) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師が訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児・保護者の心身の状況や養育環境の把握を行う事業です。

(単位：人)

| 生後4か月 |          | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み |          | 20    | 17    | 17    | 15     | 13     |
| 確保の内容 | 保健師による訪問 | 20    | 17    | 17    | 15     | 13     |

## (9) 養育訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を保健師が訪問し、養育に関する相談、指導、助言等の支援を行う事業です。

(単位：人)

|       |          | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み |          | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| 確保の内容 | 保健師による訪問 | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |

## (10) 妊婦健診事業

妊婦を対象に妊娠期間中の定期的健康診査に係る費用の助成及び受診を勧奨し、妊娠中の健康の保持・増進を図る事業です。

(単位：回)

|       |      | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み |      | 238   | 203   | 203   | 179    | 155    |
| 確保の内容 | 受診回数 | 238   | 203   | 203   | 179    | 155    |

## (11) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保育所その他の施設において、乳児又は幼児であって満6か月から満3歳未満のもの（保育所等に入所しているもの除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行います。

(単位：人／年)

|       |        | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 0～2歳児 | ①量の見込み | 0     | 1     | 1     | 1      | 1      |
|       | ②確保方策  | 0     | 1     | 1     | 1      | 1      |
|       | ②－①    | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

## (12) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦に対する健康診査を始め、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導その他の母子保健関連施策等を推進し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を実施します。母子保健法上の事業との連携及び調和の確保に努め、妊産婦等に対する保健指導や新生児の訪問指導等と合わせて行うなどの連携に留意します。

(単位：回数)

|                    | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み             | 60    | 51    | 51    | 45     | 39     |
| ②確保方策<br>保健師による面談等 | 60    | 51    | 51    | 45     | 39     |
| ②－①                | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

妊娠届出数×1組当たり面談回数3回＝面談実施合計回数

## (13) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

(単位：延べ利用人数)

|                | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み         | 5     | 5     | 5     | 5      | 5      |
| ②確保方策<br>費用助成等 | 5     | 5     | 5     | 5      | 5      |
| ②－①            | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

# 4 放課後子ども総合プランの推進について

## (1) プラン策定の背景

近年、少子高齢化や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化や保護者の働き方の多様化、パソコンやスマートフォンの普及などに加え、子どもたちが被害者となる犯罪やいじめが後を絶たないこと、安全に遊べる場所の減少などにより、子どもたちの放課後等の過ごし方を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中で、次代を担う子どもたちの健やかな成長のため、放課後等の時間を安全・安心に楽しく学び、遊べる環境を確保することが求められています。

## (2) 新・放課後子ども総合プランの終了について

国は「新・放課後子ども総合プラン（平成31年度～令和5年度）」において、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、校内交流型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めてきましたが、令和5年度を以って終了となりました。

### (3) 次期放課後子ども総合プランの推進について

このような状況のもと、「放課後子ども総合プランに基づく真室川町行動計画（令和2年度～令和5年度）」については更新時期を迎えましたが、上位計画が終了したことから、次期のプランについては、子ども・子育て支援事業計画の中に位置づけ、一体的に推進していくこととします。

### (4) 現状と確保事業量

#### ①放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後や週末等に小学校の余裕教室、公民館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

#### 【取り組み状況】

(単位：人)

| 実施主体 | 年度      | 平成2年度 | 平成3年度 | 平成4年度 | 平成5年度 | 平成6年度 |
|------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 教育課  | 学童クラブ数  | 3     | 3     | 3     | 3     | 3     |
|      | 登録児童数   | 78    | 66    | 56    | 52    | 44    |
|      | 延べ利用児童数 | 78    | 66    | 56    | 52    | 44    |

#### 【量の見込みと確保の内容】－再掲－

(単位：人)

| 1～3年生 |       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 実施施設数 |       | 3     | 3     | 3     | 3      | 3      |
| 量の見込み |       | 53    | 44    | 37    | 35     | 29     |
| 確保の内容 | 学童クラブ | 53    | 44    | 37    | 35     | 29     |

(単位：人)

| 4～6年生 |       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 実施施設数 |       | 3     | 3     | 3     | 3      | 3      |
| 量の見込み |       | 25    | 22    | 19    | 17     | 15     |
| 確保の内容 | 学童クラブ | 25    | 22    | 19    | 17     | 15     |

### (5) 校内交流型事業実施学区及び具体的な方策

今後、放課後及び休日に小学校活動で使用していない教室、体育館等を活用し、学童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を検討します。

#### 【具体的な方策】

放課後児童クラブでのプログラムの実施

### (6) 学童クラブへのニーズ及び育成支援の留意点

学童クラブのニーズが満たされるよう、共働き家庭等の児童に限らず、全ての児童が、放課後等を安全・安心に過ごせる居場所の環境整備を推進します。

現状の体制を維持しつつ、潜在ニーズが顕著化した場合等には、小学校余裕教室や公共施設等を活用した学童クラブの環境整備の充実を図ります。

学童クラブの主たる利用者は子どもたちであり、以下の視点により育成支援が行われるよう務めます。

- ・子どもがすすんで学童クラブに通い続けられるような環境の整備と、保護者・学童クラブ指導員の連携による支援を行います。
- ・信頼できる学童クラブ指導員の育成により、子どもが安心して過ごせる環境づくりを行います。
- ・子どもが学童クラブの場を自分たちの遊び・生活の場として実感でき、生活時間の区切りや活動の予測などに見通しを持って過ごせるよう支援します。
- ・子どもが放課後を過ごすために必要とされる、休息や健康への配慮を行います。
- ・日々の遊びの中で、子どもが自分で遊びを選択したり創造したりすることができるように支援します。
- ・子ども一人ひとりの生活状況を把握しながら、子どもの情緒や子ども同士の関係にも配慮し、子どもの意見を尊重した支援を行います。
- ・学童クラブと家庭が子どもの様子を伝え合い、協力して、子どもの遊び・生活の支援を行います。
- ・必要に応じて学童クラブ以外の子どもや地域住民が広く協力しながら活動に関わることができるような体制を検討していきます。

## 5 教育・保育の一体的提供の推進

町には、平成 21 年度に認定こども園のたんぽぽこども園、平成 27 年度には小規模保育施設のキッズハウスが整備されていますが、0 歳児から 2 歳児の保育ニーズが増加していることを踏まえ、受入れ枠を増やすため、平成 29 年度に認定こども園の改修を行いました。保護者や地域社会の多様なニーズに柔軟に 대응ができるよう、各種関係機関との連携を深め、今後さらに効果的な子育て支援事業が展開できるように努めていく必要があります。

平成 30 年度及び令和 5 年度に策定した第 1 次・第 2 次町教育振興計画に基づき架け橋期のカリキュラムを作成し、認定こども園・保育所・小学校による教育の推進を行うため、保育の質の向上のための研修会を町内の認定こども園や保育所、小学校の参加で取り組んでおります。今後もスムーズな接続に繋げるため、こ・保・小の積極的な取り組みができるよう情報交換や合同研修会を充実させ、乳・幼児期における発育・発達の各段階に応じた質の高い教育・保育が提供できる体制を確保します。

## 6 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上について

幼児教育・保育の質の確保・向上の取組はますます重要となっていることから、町子ども・子育て会議の意見も踏まえつつ、地域の実情に応じた質の向上施策を検討した上で、次のような取り組みを進めます。

①保育所・認定こども園と小学校との円滑な接続の推進

保育所・認定こども園と小学校との円滑な接続を推進する観点から、連携・接続の意識啓発、園児と小学校児童との交流活動、保育士等と小学校教員との合同研修会の開催、保育士等による小学校の授業参観、小学校教員による教育・保育施設の保育参観等、接続を意識した取り組みを実施します。

②保育士等に対する研修の充実等による資質向上

保育士等の資質及び専門性の向上を図るため、各職階・役割に応じた研修（園長、中堅、初任者向けなど）、町内各施設合同研修、分野別研修（特別支援教育、保育実践、子育ての支援、食育・アレルギー対応など）を充実させ、一人ひとりの資質向上に努めます。

また、町の統一した就学前教育・保育課程の実践を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有する者を派遣し、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行うよう努めます。

## 7 子ども・子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性に配慮するよう努めます。

# 第6章

## 計画の推進



キッズハウスの様子



## 第6章 計画の推進

### 1 計画の推進体制及び進捗管理

計画の推進にあたっては、認定こども園・小規模保育施設等の子ども・子育て支援事業者、学校、企業等の関係機関や地域と連携を図り、様々な意見を聞きながら取り組みます。また、毎年度計画の進捗状況の確認を行い、真室川町子ども・子育て会議において評価を実施します。

加えて、真室川町子ども・子育て会議での審議により、必要に応じ本計画の施策の見直しや改善を図ります。

### 2 計画の周知及び広報活動

計画については、町広報紙やホームページ等を活用して広く周知を図ります。

# 資 料



保育研修の様子



## 資料

## 1 計画の策定体制

## 令和6年度真室川町子ども・子育て会議委員

| No. | 役 職 | 氏 名       | 備 考                             |
|-----|-----|-----------|---------------------------------|
| 1   | 会 長 | 佐 藤 雅 浩   | 最上広域青少年指導センター<br>指導主幹(元真室川小学校長) |
| 2   | 副会長 | 曾 根 田 靖 志 | 真室川あさひ小学校長                      |
| 3   | 委 員 | 庄 司 由 美   | 主任児童委員                          |
| 4   | 委 員 | 伊 東 光 雄   | 社会福祉協議会事務局長                     |
| 5   | 委 員 | 安 食 さ お り | (福) 真室川こども園 園長                  |
| 6   | 委 員 | 土 田 い づ み | (特非) キッズハウス 園長                  |
| 7   | 委 員 | 阿 部 孝 子   | 釜淵保育所 所長                        |
| 8   | 委 員 | 五 十 嵐 裕 輝 | たんぽぽこども園保護者会 会長                 |
| 9   | 委 員 | 佐 藤 望 美   | 真室川北部小学校 代表母親委員                 |
| 10  | 委 員 | 鮭 延 亜 由 美 | 真室川小学校P T A                     |

第三期真室川町子ども・子育て支援事業計画

発行日 ● 令和7年3月

発行者 ● 真室川町 教育課・福祉課